

令和 4 年

第 4 回定例会会議録

令和 4 年 12 月 8 日

）

令和 4 年 12 月 15 日

田 上 町 議 会

目 次

| | |
|------------|---|
| ○田上町告示第22号 | 1 |
| ○会期日程 | 2 |
| ○応招議員 | 3 |
| ○町長提出議案一覧表 | 4 |

会期第1日 [第1号] (12月8日 (木))

| | |
|--|----|
| ○招集年月日、招集場所 | 5 |
| ○出席議員 | 5 |
| ○欠席議員 | 5 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名 | 5 |
| ○本会議に職務のため出席した者の氏名 | 5 |
| ○開 会 | 6 |
| ○開 議 | 7 |
| ○日程第 1 会議録署名議員の指名 | 7 |
| ○日程第 2 会期の決定 | 7 |
| ○日程第 3 諸般の報告 | 7 |
| ○日程第 4 承認第13号 専決処分(令和4年度田上町一般会計補正予算 (第8号))の報告について | 15 |
| ○日程第 5 議案第39号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条 例の一部改正について | 16 |
| ○日程第 6 議案第40号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に ついて | 16 |
| ○日程第 7 議案第41号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正につ いて | 16 |
| ○日程第 8 議案第42号 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選 挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につ いて | 16 |
| ○日程第 9 議案第43号 令和4年度田上町一般会計補正予算(第9号) 議定について | 17 |
| ○日程第10 議案第44号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第 | |

| | | |
|----------|--|----|
| | 3号) 議定について | 17 |
| ○日程第11 | 議案第45号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) 議定について | 17 |
| ○日程第12 | 議案第46号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) 議定について | 17 |
| ○日程第13 | 議案第47号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算 (第1号) 議定について | 17 |
| ○日程第14 | 議案第48号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算 (第2号) 号) 議定について | 17 |
| ○日程第15 | 議案第49号 同年度田上町水道事業会計補正予算 (第2号) 議定について | 17 |
| ○日程第16 | 一般質問 | 21 |
| | 4番 藤田直一君 | 21 |
| | 2番 小野澤健一君 | 30 |
| | 12番 池井豊君 | 44 |
| | 5番 渡邊勝衛君 | 55 |
| ○散会 | | 65 |
| ○議事日程第1号 | | 66 |

会期第2日 [第2号] (12月9日 (金))

| | | |
|-----------------------------------|-----------|-----|
| ○招集年月日、招集場所 | 69 | |
| ○出席議員 | 69 | |
| ○欠席議員 | 69 | |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名 | 69 | |
| ○本会議に職務のため出席した者の氏名 | 69 | |
| ○開議 | 70 | |
| ○日程第1 | 一般質問 | 70 |
| | 13番 関根一義君 | 70 |
| | 8番 今井幸代君 | 82 |
| | 1番 森山晴理君 | 93 |
| | 7番 中野和美君 | 99 |
| | 14番 高橋秀昌君 | 106 |

| | |
|----------|-------|
| ○散 会 | 1 1 9 |
| ○議事日程第2号 | 1 2 0 |

会期第5日 [第3号] (12月12日 (月))

| | |
|-----------------------------------|-------|
| ○招集年月日、招集場所 | 1 2 1 |
| ○出席議員 | 1 2 1 |
| ○欠席議員 | 1 2 1 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名 | 1 2 1 |
| ○本会議に職務のため出席した者の氏名 | 1 2 1 |
| ○開 議 | 1 2 2 |
| ○日程第 1 一般質問 | 1 2 2 |
| 9番 椿 一 春 君 | 1 2 2 |
| 6番 小 嶋 謙 一 君 | 1 3 4 |
| ○散 会 | 1 4 5 |
| ○議事日程第3号 | 1 4 6 |

会期第8日 [第4号] (12月15日 (木))

| | |
|--|-------|
| ○招集年月日、招集場所 | 1 4 7 |
| ○出席議員 | 1 4 7 |
| ○欠席議員 | 1 4 7 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名 | 1 4 7 |
| ○本会議に職務のため出席した者の氏名 | 1 4 7 |
| ○開 議 | 1 4 8 |
| ○日程第 1 承認第13号 専決処分(令和4年度田上町一般会計補正予算 (第8号))の報告について | 1 4 8 |
| ○日程第 2 議案第39号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条 例の一部改正について | 1 5 0 |
| ○日程第 3 議案第40号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に ついて | 1 5 0 |
| ○日程第 4 議案第41号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正につ いて | 1 5 0 |
| ○日程第 5 議案第42号 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選 | |

| | | | |
|------------|-----------|--|-------|
| | | 挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につ いて …………… | 1 5 0 |
| ○日程第 6 | 議案第 4 3 号 | 令和 4 年度田上町一般会計補正予算（第 9 号） 議定について …………… | 1 5 2 |
| ○日程第 7 | 議案第 4 4 号 | 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について …………… | 1 5 2 |
| ○日程第 8 | 議案第 4 5 号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）議定について …………… | 1 5 2 |
| ○日程第 9 | 議案第 4 6 号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 2 号）議定について …………… | 1 5 2 |
| ○日程第 1 0 | 議案第 4 7 号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算 （第 1 号）議定について …………… | 1 5 2 |
| ○日程第 1 1 | 議案第 4 8 号 | 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について …………… | 1 5 2 |
| ○日程第 1 2 | 議案第 4 9 号 | 同年度田上町水道事業会計補正予算（第 2 号） 議定について …………… | 1 5 2 |
| ○日程第 1 3 | 発議第 6 号 | インボイス制度の廃止・延期を求める意見書に ついて …………… | 1 5 8 |
| ○日程第 1 4 | | 閉会中の継続調査について …………… | 1 6 1 |
| ○閉 会 | | …………… | 1 6 2 |
| ○議事日程第 4 号 | | …………… | 1 6 4 |

田上町告示第22号

令和4年 第4回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月24日

田上町長 佐野恒雄

1. 期 日 令和4年12月8日
2. 場 所 田上町議会議場

令和4年 第4回 田上町議会（定例会）会期日程

| 月 日 (曜) | 開 議 時 間 | 本委区分 | 内 容 |
|------------|---------|------------|--|
| 12. 8 (木) | 午前 9:30 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・開 会 (開議) ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・議案上程 (提案説明・質疑・委員会付託) ・一般質問 ・散 会 |
| | | 本会議終了後 委員会 | 広報常任委員会 |
| 12. 9 (金) | 午前 9:00 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・一般質問 ・散 会 |
| 12. 10 (土) | | | (休 会) |
| 12. 11 (日) | | | (休 会) |
| 12. 12 (月) | 午前 9:00 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・一般質問 ・散 会 |
| 12. 13 (火) | 午前 9:00 | 委員会 | 総務産経常任委員会 (付託案件審査) |
| 12. 14 (水) | 午前 9:00 | 委員会 | 社会文教常任委員会 (付託案件審査) |
| 12. 15 (木) | 午後 1:30 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・開 議 ・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・閉 会 |

応招議員（14名）

| | | | | | |
|------|----|---|---|---|---|
| 1 番 | 森 | 山 | 晴 | 理 | 君 |
| 2 番 | 小野 | 澤 | 健 | 一 | 君 |
| 3 番 | 品 | 田 | 政 | 敏 | 君 |
| 4 番 | 藤 | 田 | 直 | 一 | 君 |
| 5 番 | 渡 | 邊 | 勝 | 衛 | 君 |
| 6 番 | 小 | 嶋 | 謙 | 一 | 君 |
| 7 番 | 中 | 野 | 和 | 美 | 君 |
| 8 番 | 今 | 井 | 幸 | 代 | 君 |
| 9 番 | 椿 | | 一 | 春 | 君 |
| 10 番 | 熊 | 倉 | 正 | 治 | 君 |
| 11 番 | 松 | 原 | 良 | 彦 | 君 |
| 12 番 | 池 | 井 | | 豊 | 君 |
| 13 番 | 関 | 根 | 一 | 義 | 君 |
| 14 番 | 高 | 橋 | 秀 | 昌 | 君 |

令和4年第4回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

| 議案番号 | 件名 |
|--------|--|
| 承認第13号 | 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第8号））の報告について |
| 議案第39号 | 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 議案第40号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 議案第41号 | 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 議案第42号 | 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 議案第43号 | 令和4年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について |
| 議案第44号 | 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について |
| 議案第45号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について |
| 議案第46号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について |
| 議案第47号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 議案第48号 | 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について |
| 議案第49号 | 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定について |

第 1 号

(12 月 8 日)

令和4年田上町議会
第4回定例会会議録
(第1号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和4年12月8日 午前9時30分
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 森山晴理君 | 8番 | 今井幸代君 |
| 2番 | 小野澤健一君 | 9番 | 椿一春君 |
| 3番 | 品田政敏君 | 10番 | 熊倉正治君 |
| 4番 | 藤田直一君 | 11番 | 松原良彦君 |
| 5番 | 渡邊勝衛君 | 12番 | 池井豊君 |
| 6番 | 小嶋謙一君 | 13番 | 関根一義君 |
| 7番 | 中野和美君 | 14番 | 高橋秀昌君 |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|------|---------------|-------|
| 町 長 | 佐野恒雄 | 町民課長 会計管理者 | 本間秀之 |
| 副町長 | 吉澤深雪 | 保健福祉課長 | 田中國明 |
| 教育長 | 安中長市 | 教育委員会 事務局長 | 時田雅之 |
| 総務課長 | 鈴木和弘 | 産業振興課長補佐 | 近藤拓哉 |
| 政策推進室長 | 堀内誠 | 代表監査委員 | 大島甚一郎 |
| 地域整備課長 | 宮嶋敏明 | | |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 渡辺明 |
| 書記 | 板屋越麻衣子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時30分 開 会

議長（小嶋謙一君） 改めまして、おはようございます。本日、令和4年第4回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は全員、14名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

佐野町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） 改めまして、皆さんおはようございます。議会開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第4回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走を迎え何かとお忙しい中、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。また、開会前の貴重な時間をお借りいたしまして行いました令和4年度の町表彰式にご同席をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

今年も残すところ1か月を切りました。新型コロナウイルスの感染は、第8波の襲来と言われておりますが、先月11月に私自身が新型コロナウイルス感染症に感染し、皆様に大変ご迷惑、ご心配をおかけいたしました。特に11月18日開催の定例の全員協議会を急遽欠席することとなりました。深くおわびを申し上げます。症状は軽症でございまして、自宅療養の後、11月21日から公務に復帰をいたしております。

さて、今定例会におきましては、令和4年度一般会計の補正予算で専決処分の報告、国の給与改定等に伴う議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例など、条例の一部改正が4件、人事院勧告等に伴う職員の給与等の見直しに関連する経費や急を要する経費等の補正予算が7件、合計12案件をご提案申し上げます。

また、本来であれば、12月19日に任期を迎える教育長任免の人事案件を提案すべきところではありますが、安中教育長に再任をお願いしてまいりましたが、本人の同意が得られなかったため、今回は提案を見送ることいたしました。後任のめどが整い次第、改めてご提案申し上げますので、それまでの間、教育長不在となりますが、ご承知おきいただきたいと思います。

なお、教育長不在の期間におきましては、教育委員会の会務の総理、教育委員会の代表については、教育長職務代理者である石田一平氏からその職務を行っていた

だくとともに、事務については教育委員会事務局長である時田局長がその事務を代決することとなります。

それでは、ご提案申しあげました議案につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申しあげまして、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（小嶋謙一君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

午前9時35分 開 議

議長（小嶋謙一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小嶋謙一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって

11番 松原良彦 議員

12番 池井 豊 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（小嶋謙一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日8日から15日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日8日から15日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（小嶋謙一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書の8月分、9月分、10月分、並びに地方自治法第199条第7項の規定による財政援助監査の結果報告書が提出されております。お手元に写しを配付いたしましたので、御覧願います。

次に、本日までに受理した陳情は、令和4年9月22日に可決された発議第5号国葬実施の撤回を求める意見書の修正に関する陳情、民主主義の根幹である法の下での平等を守るための陳情、マスク着用、非着用による差別や誹謗中傷をなくす取り組みについての陳情、子どもの黙食緩和を求める陳情の4件であります。お手元に写しを配付いたしましたので、御覧願います。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定によって、説明員の出席を求めています。

次に、閉会中の所管事務調査について、各委員長から報告を行います。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 今井幸代君登壇)

総務産経常任委員長(今井幸代君) 皆様、おはようございます。総務産経常任委員会は、阿賀町へ空き家対策の取り組みと有害鳥獣対策の取り組みについて視察に行っていました。そのご報告を申し上げます。

視察日は10月6日、午後1時15分より、場所は最初、阿賀町役場にて阿賀町より説明を受け、その後、現地調査を行っております。参加者は、委員7名、議会事務局長、議会事務局書記、産業振興課長補佐、農林係長、土田主査でございます。

阿賀町の空き家対策は、町の空き家実態を各地区区長へ協力依頼をいたしまして、調査を実施し、平成24年には318件、令和元年には601件となりましたが、判定のばらつきが生じるなど、正確な把握には至りませんでした。その後、令和3年には、増え続ける空き家の実態、その詳細把握、正確な把握をするために専門業者へ委託し、空き家の利活用や第三者への影響度ランクと写真を住宅地図上へ落とし込み、データ化をしました。この調査では、空き家は945件となり、どの地域でどの場所でどんな状態にあるという正確な基礎データがそろい、これを防災担当者等ともデータ共有しているとのことでもあります。

また、この実態調査を行った令和3年、新潟県初として古民家再生協議会と連携協定を締結、町内の建築、解体、廃棄物処理、設計、不動産、司法書士等で組織される空き家アドバイザー協議会が設立されまして、空き家所有者の相談等に無料で対応をしています。1年間では25件の相談実績となっており、所有者の悩みや意向

に応じ、各種制度、補助金活用を含め、様々な提案を行い、所有者が管理責任を果たせるよう寄り添い、サポートする体制が構築されていました。また、空き家データを踏まえて、空き家発生、その抑制を目的とした住教育セミナー、空き家活用セミナー、D I Y教室等が開催され、地域住民への周知、啓発を行い、意識づけが日常的に実施されていました。

このような民間の細やかな対応と行政の空き家購入や改修費補助、空き家を賃貸とする際の家賃補助、家財道具の処分費用の補助など、これらの補助金制度がうまく循環しており、地域一体となった体制や取り組みは大変参考になるものでありました。

次に、有害鳥獣対策ですが、阿賀町は山林面積が非常に多く、平成21年から猿パトロール隊として臨時職員を採用、その後、平成25年に阿賀町有害鳥獣対策連絡協議会を設置、平成26年から本格的な対策が始まりました。県の外部人材活用型鳥獣被害対策モデル事業を開始し、県が主催する対策指導者養成研修会、集落診断、ワークショップ等を通じ、対策を立案し、地域との合意結論が図られました。平成27年には、猿パトロール隊として臨時職員だった職員を地域おこし協力隊の鳥獣対策員として採用し、平成28年度には猟友会が中心となる有害鳥獣対策実施隊、平成30年からは総務省の集落支援員を4名採用するなど、積極的な人材確保、育成を行っています。具体的な取り組みとしては、猿へGPSをつけ監視、追い払いの実施、電気柵の設置、大型おりの導入などがされております。

ワークショップ等を通じ、集落一体となった取り組みの必要性、重要性を地域住民と共有できるまで粘り強く話し合い、住民の猿に負けないという意識変革を起こしたことは非常に大きく、住民自らが行う対策を主体とすることにつながったというふうに聞きました。地域住民と行政、そして有識者によって検討された地域ごとの対策を粘り強く実施することの重要性を改めて実感してまいりました。

各種事業の詳細等につきましては、お手元に配付しております視察報告書を御覧になっていただければと思いますので、割愛をさせていただきます。

総務産経常任委員会の視察報告は以上であります。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。今井委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 池井 豊君登壇）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 社会文教常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

まず、令和4年9月28日、午前9時から第1委員会室におきまして、委員7名、議長出席の下、所管事務調査を行いました。テーマは老人憩の家「心起園」と町民体育館の今後の方向性ということで、この件につきましては、後日、全員協議会で報告されましたので、内容はそのとおりでございますが、一部説明をさせていただきます。

心起園につきましては、今後も最小限の修繕を施し、令和16年度まで継続利用していきたいというような方針が示されたところです。委員からは、予防的保全の修繕計画はあったのかとか、それに関しての個別の修繕計画がなかったのか、耐震性でどのように安全の担保をするのかということで、しっかりと避難ルートを確保したいとか、そういうような答弁もございました。

また、料金についても示されたところがございますが、各委員から様々な指摘がされたところがございます。全体として見直しをしていきたいというような話が出ておりました。料金については、複数の委員から指摘がされたところを報告しておきます。全協におきまして、委員会でこのような質疑があったというような報告がありましたので、詳しくはそちらを御覧いただければと思います。

また、体育館の計画につきましては、移設新築ということで方針が示されました。また、計画ができたところで、現在の町民体育館の使用を休止しているというような話も出ておりました。委員からは、避難所機能の考え方とか、検討委員会を設置してしっかりやってくれよとか、あと財政的にもどのようなものかというような質問もされたところがございます。財源についてとか、またPFI方式の導入とか、人口問題をきちんと考慮してもらいたいとの指摘もされてきたことを報告いたします。

続いて、所管事務調査、社会文教常任委員会の行政視察研修報告でございます。令和4年10月17日、視察先は三条市、図書館等複合施設「まちやま」、それから三条市体育文化会館でございます。参加者は、委員7名、事務局2名です。

まず、図書館等複合施設、この複合施設というのは何ぞやというところの疑問があって視察したところがございますが、図書館、鍛冶ミュージアム、科学教育センター、この3つの複合施設です。「まちやま」は、まちの中にあるいろいろな楽しさや知識と学びが詰まっている大きな山をイメージしたものであるということで名前がつけられたということで、施設の中に含まれる既存の公共施設、ステージえんがわとの一体感を出すための平仮名4文字の表記になっているそうです。

それぞれの機能のコンセプトは、図書館は開放的で自由な学び、知識、くつろぎ

の空間。鍛冶ミュージアムは鍛冶職人のよりどころとなり、過去から受け継がれた今を展示し、未来につなげる。科学教育センターはものづくりのDNAを受け継ぐ児童生徒の科学的思考力と創造力の育成だそうです。開館時間は午前9時半から22時と、かなり長い時間になっております。管理は指定管理者制度を導入しています。

質疑がございました。設計者、隈研吾さんというのは有名な話なのですが、その関わりはということで、プロポーザルで手を挙げていただいたということだそうです。また、説明の中にプラネタリウムのことが出てきたのですけれども、2,000万円の価格で、企業から1,000万円の寄附があったので設置したということです。

それから、サービスホールの利用状況は、午前中は学校が使い、午後からは市民が利用しているということです。また、鍛冶ミュージアムの隣にカフェがあるので、カフェの効果はということで、評判はいいと。ただ、イベントがないとお客が少ない状況であるということです。

三条市民は読書好きが多いのではないかなというように、そういう市民への助成はということなのだそうですけれども、特にしてなくても三条市民は読書習慣が高いということです。まちづくりNPOへ指定管理を移管した後、効果はということなのですが、市民参加の図書館引っ越しなどがあったところ、これからいろいろやっていただきたいということだそうです。職員体制は、30名で回しているということです。詳しくは添付の資料を御覧ください。

それから、三条市体育文化センターです。当町でも体育館の移設新築の方針が示されたところなので、規模こそ違いますが、最近できた新しい体育館を視察してまいりました。平成27年12月に、文化センターの耐震診断において地震振動による衝撃に対して倒壊、または崩壊する危険性高いとの結果を受け、原則利用を中止した。三条市体育協会からも改築の要望を受けていたと。平成28年1月に三条市総合体育館改築検討委員会を設置する、同年7月に解体工事が始まる。平成30年に建設工事が始まり、工期が19か月だそうです。令和元年10月、建設工事完了、同年12月竣工及び開館祭、供用開始でございます。

概要としては、敷地面積、延べ床面積、記載のとおりでございます。既存施設としても、様々なアリーナからトレーニングルーム等々用意してあります。駐車場は305台、駐輪場は98台、こちらも指定管理者制度を導入しています。

質疑がありました。財源はということですが、社会資本整備交付金と起債だったそうです。備品等の購入費は、結構高くて1億2,000万円かかっています。人気の

施設はということなのですけれども、クライミングウォール、あとネットルームというのが子どもたちに非常に人気だそうです。トレーニングルームの利用法は、これまた大変人気で、1日当たり150人ほどの利用があると。利用促進策はということで、様々なNPOが運営しているということで、様々な企画、クラフトビアガーデンだとか、ジャズサマーライブ、新潟米の陣、防災フェスタ、つい先日ユニバーサルスポーツ体験や虹のマルシェというのが行われました。職員体制は、10人で回していくとのことでした。

2つの施設に対しての所感ですが、図書館等複合施設「まちやま」は、最新の図書館設備機能、蔵書の在り方を学ぶことができました。複合施設として多機能で様々な運用ができることも知りました。三条市体育文化会館は、規模の違いはあれども、最新の体育館が持つ基本的な設備等を知ることができました。また、トレーニングルームや子どもたちの体育遊具の必要性も感じたところでございます。詳しくは添付の資料を御覧いただきたいと思っております。

以上で所管調査の報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。池井委員長、ご苦労さまでした。

以上で所管事務調査の報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の報告を求めます。

（12番 池井 豊君登壇）

12番（池井 豊君） 加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の視察研修報告をいたします。

日時は、令和4年11月10日でございます。田上町からは、議員は私、それから事務局の中川主事が出席しています。

まず最初に、今回、組合議会の議長としての希望といたしましょうか、クラッシュ・アンド・ビルド、その場で衛生センターの建物を解体し、またその同じ場所に清掃センターを建築するという方式を今まに行っている、福島県双葉地方広域市町村圏組合の南部衛生センターについて視察研修をさせていただきました。

添付資料の2ページ目、3ページ目のところに旧施設、新施設の比較が出ております。双葉地方広域市町村圏組合のごみ焼却施設は北部と南部で2か所ございまして、2つ稼働していたのですが、北部だけ稼働し、南部を今解体し新築しているところでございます。旧施設というのは解体した施設、新施設というのは今造っている施設でございます。こちら我々が導入しようとしているストーカ方式の燃焼室

で、大規模のものになります。ただ、現施設の処理能力50トンに対して新施設は40トン、建築面積は826平米に対して1,300平米というふうにはちょっと増えています。

この件について、私も質問しました。まず質問したのは、同じ場所で壊して新築するという、これについての効果、利点はどこにあるのかということなのですからけれども、解体費用も起債に含まれるというような利点があるという説明がございました。また、同じ場所に建て替えるに対して、新たな用地取得が必要になったのかということなのですが、ここでは面積ちょっと増えているのですけれども、ここ福島の場合は、例の放射能を含む灰とか、それを保管するような場所が必要となってきたため、少しでも土地の取得が必要になって、建築面積が増えているというような話でした。基本的には同じような面積で建て替えることができるというような答弁がございました。

行ったところ、同じ場所で建て替えているのですが、私らが視察して見た建築現場はまだ真っさらになっているところでしたので、建物がどうだというような感じではなかったのですが、ただ、ここのセンターの隣接するところにリサイクルセンター等があって、こういう田上にもちゃんとしたリサイクルセンター等々の施設もしっかりと配備しなければならないのだろうなというふうに思ったところでございます。

続いて、翌日、喜多方地方広域市町村圏組合の消防本部施設の視察でございます。ここは、7ページ、8ページ、見ていただきたいのですが、7ページのところを見ると、2階の一面に事務局とあるのですが、この事務局は広域市町村圏組合の事務局でございまして、組合事務局も入った消防署というような形になっております。新築で非常にいい施設であったというふうに感じております。建設には総額28億円、土地取得も含んでございます。起債は緊防債というような起債を使っているとのこと。補助金は800万円程度しか出ていないそうです。ここの建て替えに関しても耐震化が非常に問題となっていて、旧庁舎も見学させてもらったのですが、コンクリート壁が落ちそうになっているためネットが張られているような状況でございまして、耐震化が施されていませんでした。

それから、既存の場所では面積が不足しているということで、郊外にしっかりとした庁舎が建てられていました。印象に残ったのは、山岳地帯を含む地域だったので、クライミングウォールというよりは、本当の壁のような、山岳救助のエリアの設定していたりしました。消防庁舎も当組合において、今年、耐震診断が行われ、建て替えの方向が進んでいくということですので、いち早くこのような施設ができ

てもらいたいものだと感じたところでございます。

以上で、組合議会の視察報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 報告が終わりました。池井議員、ご苦労さまでした。

次に、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会の報告を求めます。

（2番 小野澤健一君登壇）

2番（小野澤健一君） それでは、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合議会より報告を申し上げます。

令和4年11月28日に第2回定例会が三条市役所全員協議会室にて開催されました。議案は、議第1号、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の定年等に関する条例等の一部改正について。認定第1号、令和3年度決算の認定についての2議案でありました。

議第1号については、従来の定年年齢60年を65年に改める趣旨に関する条例等の一部改正です。具体的には、令和5年4月1日から令和13年3月31日の経過措置期間中に、2年ごとに年齢を1年ずつ引き上げ、年齢65年を実現するものであります。なお、詳細は添付の資料を御覧いただければと思います。

認定第1号については、歳入1億9,569万7,071円、これは予算執行率93.1%、歳出1億9,378万8,304円、予算執行率92.2%です。歳入歳出差引残額は190万8,767円で、そのうち基金への繰入額は100万円であります。また、県央寮の職員数は、令和4年3月31日現在で22人でありました。このうち、正職員は11名であります。入居者状況に関しましては、入居されている方は87名で、田上町は男性1名、女性3名の計4名の方が入居をされておられます。

以上2議案は可決、承認されました。

以上、報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 報告が終わりました。小野澤議員、ご苦労さまでした。

最後に、新潟県中越福祉事務組合議会の報告を求めます。

（5番 渡邊勝衛君登壇）

5番（渡邊勝衛君） 改めまして、おはようございます。新潟県中越福祉事務組合議会議員の渡辺です。ただいまから議会報告をさせていただきます。

令和4年第2回新潟県中越福祉事務組合議会定例会が10月26日に招集され、見附市まごころ寮にて開催されました。議会定例会提出議案の議第5号は、新潟県中越福祉事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例です。

議第 6 号、令和 3 年度新潟県中越福祉事務組合歳入歳出決算の認定については、歳入額 6 億 9,609 万 8,447 円、支出額は 6 億 3,492 万 3,028 円、歳入歳出差引額は 6,117 万 5,419 円で、翌年度に繰越します。

議第 7 号、令和 4 年度新潟県中越福祉事務組合補正予算（第 1 号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,037 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 9,222 万 4,000 円とします。

議第 8 号、監査委員の選任については、現監査委員の平賀博志さんの任期が今年の 11 月 30 日で満了します。平賀さんには引き続きお願いをしたいところですが、ご本人より辞退の申出がありましたので、後任といたしまして依田志郎さんを選任したく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めます。住所は見附市柳橋町 107 番地 6 で、生年月日は昭和 50 年 7 月 3 日です。

議案は、審議の結果、原案のとおり可決、認定されました。詳細については、皆様に配付されております一部事務組合議会報告の 37 ページから 51 ページを見ていただきたいと思います。

以上で新潟県中越福祉事務組合議会報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 報告が終わりました。渡邊議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 承認第 13 号 専決処分（令和 4 年度田上町一般会計補正予算（第 8 号）の報告について

議長（小嶋謙一君） 日程第 4、承認第 13 号を議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま上程になりました承認第 13 号 専決処分（令和 4 年度田上町一般会計補正予算（第 8 号）の報告につきましては、歳入歳出それぞれ 1 億 1,471 万 9,000 円を追加いたしました。

その内容といたしましては、10 月 13 日に開催されました全員協議会において協議いただきました、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援として交付される地方創生臨時交付金及び緊急支援給付金を活用したエネルギー、食料品価格等の物価

高騰の影響を受ける町民への支援策としまして、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり5万円の線型を支給するほか、子育て世帯に対し、乳幼児1人当たり月2,000円分の育児用品購入費助成券を配布するほか、全町民に1人当たり7,000円分の生活応援券を配布するものであります。

なお、これらの経費につきましては、早急な対応が必要なことから、10月13日付けでやむなく専決処分をいたしました。

以上、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご指摘もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

-
- 日程第5 議案第39号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第40号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第41号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第42号 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議長（小嶋謙一君） 日程第5、議案第39号から日程第8、議案第42号までの4案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました4議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第39号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び議案第40号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国の給与改定に準じ、特別職の期末手当の支給月数を0.05か月引き上げ、年間3.3か月とするものであります。

次に、議案第41号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告を踏まえ、一般職の初任給及び若年層の給料月額を引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を0.1か月引き上げ、期末勤勉手当の合計支給月数を年間4.4か月とするものであります。

最後に、議案第42号 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきましては、公職選挙法施行令の改正を踏まえ、町議会議員及び町長の選挙運動に係る公費負担の限度額を引き上げるものであります。

以上4議案につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの4案件について一括質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております4案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり、所管の総務産経常任委員会に付託いたします。

-
- 日程第 9 議案第 4 3 号 令和 4 年度田上町一般会計補正予算（第 9 号）議定について
- 日程第 1 0 議案第 4 4 号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 1 1 議案第 4 5 号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 1 2 議案第 4 6 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 1 3 議案第 4 7 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 日程第 1 4 議案第 4 8 号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 1 5 議案第 4 9 号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第 2 号）議定について

議長（小嶋謙一君） 日程第9、議案第43号から日程第15、議案第49号までの7案件を一括議題といたします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程となりました7議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第43号 令和4年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ3,785万8,000円を追加するものであります。

その主な内容といたしまして、歳入では、国庫支出金におきましては、交付決定に伴う保険基盤安定負担金の減額及び新型コロナウイルス感染症対策に係る子育て世帯臨時特別給付金事業補助金の増額など。県支出金におきましては、国庫支出金同様、保険基盤安定負担金の減額、生活困窮世帯に対する灯油購入費助成事業補助金の追加。繰入金におきましては、令和3年度事業確定に伴う国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計からの繰入金の増額とともに、財源措置として財政調整基金繰入金の増額。諸収入におきましては、道の駅物販スペース利用者からの電気料金の増額などであります。

一方、歳出では、ほとんどの課に関連いたしまして、新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に準じて、特別職及び一般職の給与改定に伴う関連経費の増額のほか、原油価格等の高騰に伴い、町の公共施設等における電気、ガス料金等の増額であります。

その他としまして、総務費におきましてはマイナンバーカード発行経費の増減整理。民生費におきましては、物価高騰の影響を受け、生活困窮世帯を支援するため、1世帯当たり5,000円の灯油購入費助成事業者の追加、令和3年度事業の精算に伴う子ども・子育て支援交付金等に係る返還金の追加。衛生費におきましては、財政安定化支援事業費確定に伴う国民健康保険特別会計繰出金の増額。商工費におきましては湯っ多里館の修繕料の増額。土木費におきましては、下水道事業特別会計繰出金の減額。教育費におきましては、田上小学校体育館の天井照明の修繕料の増額。公債費におきましては、既に借入れしている分の利率見直し及び令和3年度借入分の利率確定に伴う償還元金及び利子の増減整備であります。

次に、議案第44号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ349万7,000円を減額するものであります。

その内容といたしましては、一般会計同様、一般職の給与改定に伴う関連経費の増額及び施設の電気料金の増額とともに、職員退職に伴う関連経費の減額をお願いするものであります。

次に、議案第45号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ2,123万3,000円を追加するものであります。

その内容といたしましては、歳入では、国民健康保険税の本算定の結果により当初見込んでいたことよりも減少する国民健康保険税の減額、医療機関への受診件数等の増加による保険給付費等交付金の増額、保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業費確定に伴う一般会計繰入金の増減整理、国民健康保険税の減額に伴う財政調整基金繰入金の増額などであります。

歳出では、歳入でもご説明したとおり、医療機関への受診件数等の増加による保険給付費の増額、令和3年度実績に伴う償還金及び一般会計繰出金の増額などあります。

次に、議案第46号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ28万3,000円を追加するものであります。

その内容といたしましては、保険基盤安定負担金の決定に伴い、歳入では一般会計繰入金の増額、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

次に、議案第47号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ24万3,000円を追加するものであります。

その内容といたしましては、一般会計同様、一般職の給与改定に伴う関連経費の増額であります。

次に、議案第48号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ2,905万4,000円を追加するものであります。

その内容といたしましては、令和3年度の事業費確定に伴う国及び県への返還金並びに一般会計繰出金等の増額などあります。

最後に、議案第49号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定につきましては、予算第3条に定めた収益的支出の予定額に561万7,000円を追加し、予算第4条に定めました資本的支出の予定額に8万9,000円を追加するものであります。

その主な内容といたしましては、一般会計同様、一般職の給与改定に伴う関連経費の増減整理及び施設の電気料金の増額であります。

以上7議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これより、ただいまの7案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

14番（高橋秀昌君） 私は、議案第45号、国民健康保険特別会計の補正について伺います。

ただいまの町長の説明によれば、平成4年度の本算定によって、言わば予算が減ったということで基金の繰入れを行うまでの説明がありました。令和4年度は、佐野町長の施策によって国保税を大幅に引き下げた年度です。したがって、同年度の本算定では税収が減ることはもう見えているわけです。だとすれば、本算定が7月ですので、9月議会で補正が行われるべきものだと思うのです。ところが、9月議会ではそうした補正の提案はなく、今の議会で提案をしているということは、率直に言えば、9月議会以降、12月までのこの3か月間で特別な事情があったのかと思わざるを得ないです。でも、町長の説明によれば、本算定によってということでもありますので、この点の矛盾について明らかにしていただきたいと思います。

町民課長（本間秀之君） お答えいたします。

当初、確かに高橋議員おっしゃるとおり、本来であれば9月議会に上程するのが一番いいタイミングだったのだろうというふうには考えておったのですが、申し訳ございません、8月時点で精査がまだできていませんでした、9月議会での上程が間に合いませんでした。それでこのタイミングでの上程ということになりましたので、お願いしたいと思います。すみません。

14番（高橋秀昌君） ただいま課長の説明がありました。それ自体を非難するつもりはありません。批判するつもりはない。ただし、8月いっぱいになっても精査ができなかったということはどういう理由があるのかということをお知らせしていません。一般的には常に9月議会で補正をやるというのがこれまでの通例だったはずで、それがやられていないときは、率直にあらかじめ所管から謝罪なり、そういうものが必要ではないかと。ただ黙って累々と12月になって、はい、やれませんでしたから議決してくださいという提案の仕方というのはいかがなものかを感じるのですが、いかがでしょうか。

副町長（吉澤深雪君） 今、高橋議員おっしゃるとおりであります。本来であれば、事前に分かっていたのであれば、謝罪し、その関係については後ほど連絡なりお願いするというところで行くべきものだと思います。大変申し訳ありませんでした。

14番（高橋秀昌君） 指摘をされてからようやく悪かったと言うのは、やっぱり執行と

してあるべき姿ではない。事務上で遅れたものは、私はその原因を明らかにされていないので直接指摘することはできませんが、そういう9月議会で出せなかったら出せないなりの、明確な、事前に、理由を述べるべきなのです。そうでないからこの本会議で一体どうなっているのだと指摘をせざるを得ない。今度からぜひ、執行としても、予定どおりにできなかつたのだから、それなりの理由を示して、事前に議会に報告をするなり、謝罪をするなり、理由を明らかにするという、そういうことを通って次の段階に進むというのが、私は議会民主主義として必要なのではないかと思うのですが、この考え方についていかがでしょう。

町長（佐野恒雄君） 高橋議員のおっしゃるとおりであります。当然、それに間に合わなかったということであれば、その前に、当然説明をしなくてはならなかったのだと思います。今後、またしっかりその点改めたいと思います。

議長（小嶋謙一君） ほかにご質疑ありませんか。

ほかに質疑もありませんので、ここで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております7案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定によって、別紙議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、議長からお願い申し上げます。各常任委員会に付託いたしました案件につきましては、会期日程に基づき、最終日の本会議に報告できますようお取り組みをお願いいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時35分 休 憩

午前10時45分 再 開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 一般質問

議長（小嶋謙一君） 日程第16、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、4番、藤田議員の発言を許します。

（4番 藤田直一君登壇）

4番（藤田直一君） 町民クラブ、藤田直一、これより一般質問をさせていただきます。

まず第1に、送迎バス園児置き去り防止対策についてであります。最近、保育園児バス置き去り事故が多く発生しておりますが、なぜこのような事故が急に全国で発生するのでしょうか。過去にこのような類似事故はなかったのか、調べてみました。そうすると、全国では認定こども園や保育園で園児がバス内に置き去りにされる事故は、以前から続発していたことが分かりました。最近、読売新聞社が九州、山口、沖縄の自治体に対し行った調査では、通行人や別の保護者が偶然に気づいて救われた、あわやというケースがあったとのこと。死亡事故など重大な事故に至っていないが、置き去り事例は各地で発生しており、表面化している事例は氷山の一角であり、園の職員が管理者に報告していなかったりしている、また、記録に残していなかったりしているケースを含めれば、もっとあるはずとの指摘をしました。

このような状況の中で、昨年7月には福岡県中間市の双葉保育園園児139人で、5歳の男子園児が送迎バスに置き去りにされ、熱中症で死亡しました。このときは、保育園側が降車時の確認を怠っていたことが原因と指摘されました。また、今年の9月5日には、静岡県牧之原市の認定こども園の通園バス内で、女子園児3歳が炎天下のバス車中に取り残されて亡くなりました。バスの運転手だった園長とほかに女性職員が乗車していましたが、園児を降車させる際、バスの中に閉じ込めてしまいました。これも車内確認を怠っていたことが原因と指摘されました。つい最近では、11月2日に岩手県一関市では、下校スクールバスに寝ていた小学校1年生の児童、5歳から6歳が終点で車内に取り残されました。児童は運転手が降りた際のドアの音で目を覚まし、運転席のクラクションを鳴らし、近くにいた運転手が気づき、事故に至らなかったとのことでした。この児童は、保護者から万が一バスに置き去りにされたときはクラクションを鳴らすように教わっていたということです。また、預ける側の子どもが父親の車の中に取り残され、熱中症で亡くなった事故も、大阪府、新潟県でも発生しています。共通して言える原因は、保育所に預けるはずが、途中、常識では考えられないような魔が差したのか、ほかのことを考えているうちに失念したのか、心中は不明ですが、預けたと思い込み、子どもを乗せたまま帰宅または入社し、結果的に子どもを車の中に置き去りにしてしまったケースです。愛する我が子に対して、そのようなことがあり得るのが不思議と言われる方もいると思いますが、現実として起きているわけです。

このように全国で多発する置き去り事故を防止するために、政府は通園バスに安全装置の設置を義務づける緊急対策を取りまとめて、全国の保育園や幼稚園などに、

来年2023年6月末までの設置を働きかけています。安全装置の基準などは定められていませんが、このような国からの指導に対して、町はどのように対応していくのか、町長に伺います。

また、これらの事故を受けて少子化担当大臣は、このような事故は、保護者の管理下の事案であり、一義的には保護者の責任で子どもの所在確認をしてほしい、しかし、保育所でも保護者への連絡が漏れ、救えたかもしれない命を救うことができなかったことは、非常に遺憾であると述べたことが新聞に書いてありました。置き去り事故を絶対に起こさないために、どのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

2つ目に、通学路に防犯カメラ設置をについてであります。新聞、テレビ、ニュースで報道されているように、子どもの行方不明や誘拐犯罪、窃盗事件が増加の傾向にあるのは事実です。子どもたちが自分の命、家族を守る手段として、どのような対策ができるかを考えるのは当然のことと思います。万が一にも犯罪が発生したときは、防犯カメラは事件解決に欠かせない存在であり、犯罪を未然に防ぐためにも欠かせないものとなっています。あるお店屋さんでは、設置するだけでも、犯罪を抑止する効果があると言っています。それだけでなく、お店の利益や品質の向上にも直接つながっていると思っています。防犯だけでなく、万引きなどの不正行為を防ぐ抑止力になり、ロスが少なくなり、売上げや利益の向上も期待できるのです。そして、お客様が安心して買物ができる店内環境が整い、信頼性が向上するわけです。防犯カメラを設置するメリットは、文字どおり犯罪を防止する効果が期待できるわけであります。

現在、町内の公共施設の全てではありませんが、中学校、田上小学校、羽生田小学校、田上駅、羽生田駅、交流会館、地域学習センター、竹の友幼稚園、道の駅たがみ、ごまどう湯っ多里館、そしてルーテル幼稚園、多くの台数が設置され、犯罪防止の抑止力として効果を発揮しています。また、町内では、登校下校パトロールや見守り隊の皆様が子どもたちの安全確保のために毎日活動してくれている地域もあり、おかげで町内における子どもたちへの重大な犯罪は起きていませんが、車から声をかけられたなど、不審者による行為は発生をしています。全ての通学路にボランティアの皆さんがいてくれれば安心ですが、全て通学路を押さえるのは大変難しいと言えます。先般もニュースで、生徒が不明となり、携帯電話からの記録を基にたどると、〇〇駅で下車が判明し、駅の防犯カメラの情報や市内の各店舗設置の防犯カメラの情報から犯人を特定、場所を特定して保護されたケースを見て、驚嘆

をしたものです。

通学路への防犯カメラ設置については、過去にPTAの皆さんからの要望や地区要望として、また、区長会の要望として町に出された経過もありますが、検討はされたのでしょうか。そして、どのようにするか、結論は出たのでしょうか、教育長に伺います。

通学路の要所要所に防犯カメラが設置されれば、子どもたちに悪意持つ者は軽率な行動を控えるようになります。つまり、通学路で行われる犯罪を未然に防ぐことができるのです。万が一犯罪を行う者がいて、不幸なことが、事件、事故が起こった場合、すぐにカメラ情報を基に早急な解決ができるものと思います。少しでも多くの子どもを守るためには、事故の対応は非常に重要だと言えます。その際に効力を発揮するのが防犯カメラだと思います。カメラに記録された映像から、犯人の特徴や犯行状況が判明することもあります。それを参考にすれば不審者の特徴が明確になり、子どもや保護者への注意喚起に役立つのは間違いありません。犯人逮捕のスピードアップにもつながります。そして、新たな犯罪行為の抑止にもなり得るからです。防犯カメラの設置が子どもの安全を守り、ひいては安心して暮らせる安全なまちづくりにも貢献できると言っても過言ではありません。私は早急に通学路への設置をするべきと思いますが、町長の考えを伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、藤田議員の質問にお答えいたします。

はじめに、送迎バス園児置き去り防止対策についてであります。残念なことに、全国各地で幼い子どもが犠牲になる事故が度々報道されております。最近では、静岡県内の認定こども園において、3歳の園児が送迎バスの中に置き去りにされ、亡くなってしまうといった痛ましい事故が発生いたしました。事故原因については、園児の降車確認を怠ったことによるものであり、幼稚園側の安全管理が原因であると報道されております。このような事故を受け、国では、多発する事故を防ぐために、保育所等の登園時を含む施設内外での安全管理の徹底について注意喚起するとともに、このような事故が二度と起こらないよう緊急点検を実施いたしました。

さて、国からの指導に対して、どのように対応していくのかとのことでありますけれども、この緊急点検の結果を踏まえ、国からこどものバス送迎・安心徹底プランが示され、その対策を基にバスの乗降の際の所在確認と安全装置が義務化される予定であり、年内にそのガイドラインが示される予定となっております。田上町に

においても、このガイドラインに沿った安全装置を整備するとともに、校舎での園児の所在確認を徹底させます。

次に、通学路への防犯カメラの設置をとの提案についてお答えいたします。これまでも町におきましては、議員がおっしゃるとおり、犯罪行為の抑制にもつながり、地域の防犯力向上に大きく役立つものとして、防犯カメラの設置を検討してきました。一方で、防犯カメラを設置する場所によっては、一定個人の容貌や行動に関する情報を継続的に記録することに対する問題点もあるなど、なかなか設置まで至りませんでした。

そうした中で、令和3年度に県からの補助金を活用して、小中学校の施設内、羽生田、田上両駅の駐輪場であれば、先ほどの問題点もクリアできるのではないかといいことで、小中学校に合わせて7台、両駅の駐輪場にそれぞれ1台設置いたしました。小中学校においては、学校構内の児童生徒を守りながら、学校施設の保護も行えます。羽生田、田上両駅の駐輪場におきましては、加茂警察署からの要望もあり、窃盗やいたずらといった犯罪を未然に防ぐことも期待できます。今後、さらなる防犯カメラの設置につきましては、通学路を中心に設置していく必要があると考えておりますが、一方で、先ほど申し上げたとおり、個人のプライバシー等の問題もあり、設置に向けて様々な課題を抱えていることも事実です。まずは学校、PTAの要望等をしっかりと受け止めると同時に、区長とも協議を行いながら、最終的には教育委員会、加茂警察署とも協議を行い、設置に向けて取り組んでいきたいと考えております。

なお、設置の際の県の補助金につきましては継続されることとなりましたが、またいつ廃止となるか分からない状況でもあります。設置の際には、活用できる補助金等を確認した上で進めてまいります。

以上であります。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) それでは、藤田議員の質問にお答えします。

はじめに、送迎バス園児置き去り防止対策についてであります。置き去り事故を起こさないための取り組みとして、竹の友幼稚園で現在行っている対策としては、①、運転手と添乗職員による2名体制での運行。②、乗車名簿、座席表による所在確認。③、携帯電話を利用し、移動中における欠席児童の情報共有。④、園到着後、複数による降車確認。⑤、添乗職員によるクラスへの引継ぎ。⑥、連絡のない遅刻、欠席児童の保護者への確実な確認。⑦、車内清掃、消毒作業時の車内確認を実施し

ております。全職員でバス送迎に関する対策を再確認し、国が示したこどものバス送迎・安全徹底マニュアルを基本としながら、さらなる安全確保に向けて取り組んでまいります。

最後に、通学路に防犯カメラの設置をとの質問にお答えいたします。毎年、町PTA連絡協議会から様々な要望をいただいております。防犯カメラの設置についても過去に要望をいただいたこともあります。平成30年に県内で発生した小学生を誘拐する痛ましい事故の発生を契機に、教育委員会では加茂警察署と防犯カメラの設置箇所について協議をいたしました。残念ながら、先ほど町長が答弁されたように、個人のプライバシーの問題や様々な課題があり、当時は通学路への防犯カメラの設置までには至りませんでした。しかしながら、令和3年度は学校敷地内に防犯カメラを設置したところであります。児童生徒の登下校時の安全を確保するために、教育委員会においては、学校、PTAと情報を共有し、防犯担当課である総務課、そして警察と協働して、通学路の防犯カメラの設置について研究検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

4番（藤田直一君） まず、送迎バス置き去り防止対策について、2回目の質問をさせていただきます。

当町においては、過去にバス内に置き去りにされているような事例はないということを知り安堵しておりますが、先ほども冒頭申し上げましたように、本当に事故は、常識ではあり得ないような偶発的なミスが重なって起きていることも事実であります。ましてや、大阪や、また新潟で起こった、自分のマイカーの中に、自分の子どもを預けたと思い込んでしまった父親の置き去り事故を見ても、本当に常識的にはあり得ないようなことが起こっているわけでありまして。あの岩手の小学校1年生の子どもが気づいて、運転席のクラクションを鳴らした、そして救出された、それは親から万が一のときは鳴らせよというふうに教わっていたからこそできたことであるわけです。

今の町長と、また教育長の答弁をお聞きしまして、しっかりと、こういう防止については取り組んでいく決意は十分に理解をいたしました。特に私が思うのに、預ける側と預かる側、この感覚をどのように確認し合うのかということが、私は、全部重要ですけども、最も重要なことだと思っております。少子化担当大臣が言われるように、預かる側が意思疎通を前向きにやるのが、やはり救える、一歩近いのですよということも言っておられるとおり、今ほど教育長がいろんな起こさないため

の防止対策、こういうものを実施しますよというお話を聞きました。特に連絡がない、遅刻、欠席児童の保護者への確実な確認はやりますよというお話を聞いて、いや、本当にこれは何が何でもやっていただきたいと思います。この預かる側の保育園側の責任は本当に重いと私は思っています。もうこの事故が絶対にならないように、また今教育長が挙げた、こういうやるべきルールが形骸化することがないように、定期的に確認や訓練にも私は取り組んでいただきたい、そのように思っていますが、改めてその決意をお考えを聞かせていただきたいと思います。

それと、防犯カメラの設置についてでございますが、最初の質問でも申し上げましたが、両小学校、そして中学校、各駅の設置については、先般全員協議会での説明、県の補助金を活用して行ったとのことでありました。私のこれからの質問は、通告内容からちょっと逸脱した質問になるかもしれませんが、令和5年度以降も引き続き県の補助金を活用することが可能なのでしょうかと聞いていたのです。今ほど答弁の中で引き続き可能ですよというお話ですから、そのまま安堵いたしました。ただ、国の補助金、私聞き間違えたかもしれないけれども、県の補助金は継続するけれども、国の補助金はどのようになっているのか、分かれば教えていただきたいし。今回、補助金の活用でいろんなところに設置をいたしました。1台当たりの補助金額、1台当たりどのぐらいになるのか、またこの工事するに当たって、1台当たりおおよそ設置に幾らぐらいかかっているのか、分かれば教えていただきたいと思います。分からなければ後から聞きに行きますが。

町長は、ご答弁の中で、前向きに取り組んで、設置に向けて取り組んでいきたいというふうを考えているというご答弁をされました。教育長も同じような考えだと思いますが、その設置についていつ頃、もし取り組むのであればいつ頃をめどぐらいに、もしお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

教育長（安中長市君） 2回目のご質問にお答えいたします。

私自身も、藤田議員がおっしゃるように、バスの確認と、もしかしたら、それ以上に出席の確認は重要なことだなと思っています。先ほど園がこのような形でやるというマニュアルはお示ししましたが、これも喉元過ぎればということにならないように、定期的に園のほうにはそうしているかどうか、教育委員会のほうから必ず確認をするようにいたします。竹の友の出欠の確認は必ず複数以上で確認するようにしているのですが、そのことをもう一度園のほうに指示をしたいと思います。

それからもう一つ、防犯カメラのほうなのですけれども、小中学校の関係で言いますと、田上小、羽生田小、田上中に設置した防犯カメラは、1台当たり平均工事費が9万8,000円だったと聞いています。通学路の防犯カメラの設置については、先ほど答弁いたしましたように、学校やPTAと情報を共有して、防犯担当課である総務課、それから警察の協力が非常に大切だなと思っています。平成30年度に一生懸命調べたのですが、結局どこに設置したらいいか、教育委員会としても分からないというところがありました。この点に関しては、警察にお話しすると、警察のほうで相談に乗ってくれるという話も聞いていますので、そのことについて警察にもまたお聞きしながら、研究検討してまいりたいと思います。いつかということに関しては、残念ながら、今お答えはできませんが、大事なことだと思っていますので、なるべく早くそういうものを設置するように頑張っていきたいと思っています。

総務課長（鈴木和弘君） 防犯灯の県の補助金の関係につきましては、令和3年度、総務課のほうで担当させていただきましたので、私のほうから回答させていただきたいと思います。

まず、令和3年度の際に県の補助金を活用いたしました。補助率は基本2分の1以内という形になっております。補助額の上限は1台当たり10万円、1台当たりの補助額に1,000円未満の端数が生じた場合について、その端数を切り捨てるということで、先ほど教育長が答弁しましたけれども、全体金額の半分は県の補助金を活用させていただきました。

それで、先ほど冒頭町長の答弁にもあったのですけれども、これ令和3年度に県の補助金を活用させていただきました。その際に県のほうからは、令和3年度で打ち切るみたいな情報を得ました。総務課のほうでその設置をさせていただきましたが、令和4年度以降も予算前に県のほうから意向確認的なものがありました。ただ、補助金がつくかどうか分かりませんという内容でありました。総務課のほうは取りあえず、先ほど教育長が言いましたように、まずはそこをつけたので、令和4年度は考えておりませんでした。実際令和4年度は補助金がつきました、県の補助金は。令和5年度もまた意向調査的には来ておりますが、正直、県もはっきりしていないというのが現状です。そういたしますと、今後、今先ほど令和3年度はそういう補助率でありましたけれども、つくとしてもまた補助率が変わるとか、全く補助金がつかなくなるというような状況も正直、今のところはっきりしませんが、そういう可能性もありますということでご理解いただければと思います。

それからもう一点、国の補助金なのですが、国の補助金はございません。

以上です。

4番（藤田直一君） 送迎バスの置き去り防止対策につきましては、町長からも説明がありました。安全装置はこれからいろんな経過の中でつけていく予定だというふうに聞いております。しかしながら、安全装置をつけたから解決するわけでも私はないと思っています。また、安全装置があったとしても、故障が起きるわけですから、それだけでも安全とは言えません。児童の想定外のことがいろいろと起こることを前提とした中で、児童や、また園児に、助かる方法として、クラクションを鳴らす、鳴らさなければ駄目なのだということもしっかりと教えていただきたいと思っています。

クラクションを鳴らすためには、どうしても運転席に行かなければならない。では、園児が運転席まで行かれるか。児童ならば可能かもしれませんが、園児は果たして運転席まで行って上ることが可能なのか分かりません。きりん組ならば、ある程度、小学校上がる前ですから理解できるかもしれませんが、そういうことも考慮した中で、しっかりといろんな要因を、こういうものがあるのだなということ、要因を出しながら、ぜひ防止対策、預かる側としては取り組んでいただきたいと思っています。これは、教育長に最後にそれをお伺いしたいと思っています。

それと、防犯カメラの設置の件でございますが、今ほど町長も教育長も個人のプライバシーの問題がいろいろあるのだというお話をされました。本当に設置するには、いろんな議論が私はあると思うのです。町長も言われるように、防犯カメラも監視カメラも同じではないのかと言う人も、私はいると思います。しかしながら、防犯カメラの監視カメラの目的は違うわけです。それはしっかりと明確にしながら、私は進めなければならないと思うのです。

防犯カメラの目的は、事前に犯行を防ぐためのカメラであり、撮影範囲も広めに、そして目立つところにつけるとというのが基本だろうというふうに思います。ましてや監視カメラとなれば、事前に特定の場所や特定の人を監視するので、撮影範囲はある程度限定、特定されていると思うのです。要は目立たないように設置し、犯罪の証拠を押さえることや、災害の事前兆候を見るということの目的はしっかりと違うのだと思います。だから、その辺をぜひ明確にしながら理解をしていただいて、その取付けに当たっていただければなというふうに思っています。これについてご答弁はいいです。

以上で3回目の質問を終わります。

教育長（安中長市君） クラクションを鳴らして置き去りを知らせたという小学校の子

どものことは、私もテレビで見た覚えがあります。今、竹の友幼稚園では、バスに乗れる子どもは3歳児以上ということになっています。先ほど言いましたように、3歳児の子がクラクション鳴らせるかどうかというのは私も分からないのですが、これからまた国の指針も出てくるとは思うのですけれども、今の件に関しては園のほうに検討するように指示いたします。

以上です。

議長（小嶋謙一君） 藤田議員の一般質問を終わります。

次に、2番、小野澤議員の発言を許します。

（2番 小野澤健一君登壇）

2番（小野澤健一君） 2番、小野澤です。お昼前のせっぱ詰まった時間ではありますが、なるべく簡潔明瞭に質問をしていきたいというふうに思います。

まずはじめに、この10月に亡くなられた佐藤正前産業振興課長に謹んで哀悼の意を表します。優秀な人材を失ったことは、田上町にとっては痛恨の極みであります。今般の経済状況に鑑みれば、産業振興課の果たすべき役割は、従来にも増して大きくなっております。産業振興課の奮起に期待をいたします。

では、一般質問に入りたいと思います。今回の一般質問の題は、施策の提言についてであります。今年も残すところあと僅かとなり、今年1年を振り返るとともに、来年を展望する時期となりました。来年度の予算編成の大切な時期でもあることから、今回の一般質問は規律を持った発展性のある施策の提言を3件行いたいと思います。

この1年を振り返ると、新型コロナウイルスの度重なる蔓延による社会経済の混乱と変貌に、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を主因とするエネルギー危機、食料危機が加わり、さらに輸入に頼り切った我が国の経済に円安が暗い影を落としております。あらゆる物やサービスの価格が上がり、生きづらささを感じる、先の見えない厳しい暮らしの現実があります。日本経済は、まさに瀬戸際にあります。景気後退と物価上昇が共存する、泣き面に蜂の日本経済、専門用語ではスタグフレーションといますが、伝説的な経済の悪魔が姿を現してきております。日本がスタグフレーションに陥った過去の事例としては、1970年代から80年代はじめに起きたオイルショックがあり、実に50年ぶりにより強力になって経済の悪魔が出現したと言えます。これに陥った場合、ほとんどの経済政策が効果を発揮しなくなり、その回復は極めて困難であると言われており、これは歴史が物語っています。今年は品目による値上げ時期がまちまちでありましたが、来年に関してはそれが一巡し、

年間を通して物価高騰の影響をもろに受けることから、状況がさらに悪化し、私たちの生活が一層苦しくなると考えられます。

ちなみに、この状況に唯一有効であるとされているのが、物価上昇分を吸収して余りある賃上げであります。政府や経済界もその推進にかじを切っており、新潟県でも11月9日に花角県知事が県商工会議所連合会に対して賃金引上げを緊急要請いたしました。しかしながら、中小零細企業においては、新型コロナウイルスの流行により、業績低迷が長期にわたっていることで財務状態が相当に傷んでおり、掛け声だけでは現実には困難と言えます。後ほど述べる提案とも関わりがありますが、賃上げを実現させるためには、先進諸国の中で著しく劣っている生産性を高める設備投資の促進策が講じられなければ、抜本的な解決にはなりません。

さて、田上町においても、来年度は地元経済の低迷が続く中で、物価高騰がひたひたと忍び寄り、真綿で首を絞めるがごとく、町民の生活は相当なダメージを受けるものと考えます。町は強い覚悟の下、相当な財政出動を果敢に実施し、暮らしの基盤である地元経済をこれまで以上にしっかりと支えることで、町民の生活を守り抜く必要が日増しに高まっています。正しい危機意識を持って、これらに迅速かつ適切に対処しなければなりません。また、来年は田上町にとって町制施行50周年という慶事の年でもあります。その節目の年に執行の危機管理能力という行政手腕のことが試され、その真価が問われます。まさにエキサイティングな年となります。

では、質問1の序章に入ることといたします。GDP国内生産の実に約6割を占めているのが個人消費であります。この個人消費を喚起することは、日本経済はもちろんのこと、地元経済にとっても非常に大切なことでもあります。その切り札として町が実施してきたプレミアム商品券事業は、町内循環型経済で、その有効性、有益性が実証されています。本来この事業は、相応な事業規模と継続実施を要件とし、今般の消費者物価上昇により、従来になくその重要性を増しています。私が試算したところでは、今般の物価高騰によって、町民の皆さんが町内での買物で余計に支払う総額は、最低でも年間1億2,000万円です。今年度では、国からの物価高騰に対する交付金に町の一般財源を多少プラスした財源を基に、この12月を含めて2回の生活応援券事業が実施され、1人当たり合計1万2,000円の支給がなされました。この金額は、田上町の小売業における消費者物価上昇分に匹敵する規模であり、一定の評価をしたいと思います。ただし、詳細は割愛いたしますが、支給型の生活応援券と購入型のプレミアム商品券は似て非なるもので、地元経済の推進エンジンである消費喚起の持続性が大きく違い、プレミアム商品券のほうが格段に大きく優れ

ています。来年度は、年当初に電気料の大幅値上げが公表されるなど、現状の物価高騰が当分続きます。現状に鑑みると、切れ目のない施策が必要であることから、交付金を座して待つことなく、町の一般財源を原資とする町単独の物価高騰対策を速やかに講じる準備に入らなければならない状況にあります。こうしたことから、来年度の物価高騰対策をプレミアム商品券事業を中心に据え、徹底した財政出動を実施することを提案いたします。なぜなら、暮らしそのものである地元経済を支える地元消費の喚起を目的にプレミアムを付与することは、物価高騰によって目減りしている町民の財布の中身を補填することにほかならないからであります。また、よほどの緊急性がない限り、町民個人に直接的に関わる経済対策では、対象を限定する細分化した政策はもっともらしく思える一方で、行政施策の大前提である公平性に疑問を残すと考えます。

物価高騰の影響は、例えば子育て世帯は子育て世帯なりに、高齢者世帯は高齢者世帯なりに、町民全般にひとしく及んでいるからであります。同時に、各世代には、町の政策により、金銭的支援を含む行政サービスの傾斜配分がなされており、一応バランスをとっております。この状態で施策としてさらなる傾斜配分を行うことは、公平性のバランスを欠くことになりはしないでしょうか。傾斜配分は、政策としてしっかりと検討すべきもので、今回のような状況で拙速に実施することにはなじまないはずであります。こうしたことから、今般の物価高騰対策における町民の生活に関わる政策に関しては、1つの包括的施策を実施することが妥当であると考えます。それがプレミアム商品券事業であると私は考えます。経済状況に関して来年が今年よりも改善するとは考えづらいことから、最低でも今回と同規模の事業費が必要となります。物価高の影響分1億2,000万円相当をカバーする施策が必要であります。

なお、財源については一般財源、国からの物価高騰対策に関する交付金の区別は問いませんが、来年度において速やかに実施することが何よりも大切であります。プレミアム率に関しては、生活応援券が支給方式であったため、相当なプレミアム率でないと本施策は有効に機能いたしません。あわせて、実施のスケジュールをあらかじめ公表することで町民の計画的消費に寄与する等、丁寧な対応も必要となります。また、企業物価上昇率が9.7%、これは9月の日銀からの速報であります。この物価上昇率を考えると、さらなる消費者物価上昇の可能性が大きく、その際は事業規模の増額ないしは追加の検討が必要となります。従来町側による交付金などにも一見きめ

細かいようでありながら、事業規模の不足や実施タイミングを逸した、さらには実態把握が十分になされていない施策による無駄を排除するため、本施策を確保した展開が必要と考えます。プレミアム商品券の事業規模を拡大し、使える範囲を広げることは、経済的波及効果を高めることとなり、地元経済の下支えと町民の生活維持に大きく寄与するものとなります。

そこで、町長にお伺いをいたします。質問1、地元経済状況に対する町の現状認識。本提案内容について、実施検討の有無や代替案を含む見解。2つ目、目的を明確にすれば、アプローチの仕方こそ違え、有効な施策は幾つもないはずです。施策を絞り込むことで行政資源の集中化を図り、もって施策の効果を高める手法を提案しましたが、その手法の導入についての見解、以上をお聞かせください。

次に、田上町経済4割程度を占めている製造業への支援は、その就労者数が多いことから、雇用の維持、確保の面から重要であります。ちなみに従業員の割合は、田上町の総従業員数の約37.7%、4割弱が製造業に勤められている方です。そして、製造業の生命線は、言うまでもなく定期的ないしは戦略的な設備投資であります。これを怠ると競争力を失い、市場からの撤退を余儀なくされます。一方で、設備投資にはかなりの資金が必要となります。今後は、賃上げを可能とする生産性向上のための設備投資、SDGs関連の設備投資が必要不可欠となります。こうしたことから、設備投資を支援する施策の必要性があります。最も公平なものとして、経済的利潤を生み出す機械等の償却資産に対する固定資産税負担相当額の軽減によって、利潤を生み出しやすくする施策です。これは、令和2年度に私が提唱し、町独自の施策として、また令和3年度には国策として実証済みであります。この施策を再度実施する必要があると考えます。

そこで、町長に質問いたします。質問3番目、地元経済にとって、製造業の果たす役割は大きいものですが、来年度において支援策ないしは振興策を用意する予定はありますか。

質問4、産業振興の観点から、町は製造業に対してどのような政策が必要と考えていますか。

質問5番目、本提案施策の実施検討の有無を含めた見解をお聞かせください。

最後は、教育分野であります。田上の12か年教育は、スタートして12年が経過し、2巡目に入っています。先般、教育委員会から私たち議員に配られた田上の12か年教育、平成22年度から令和3年度までの評価と今後の展望により、1巡目の総括らしきものがなされていますが、内容を精査するに、改善されてきているのか疑問で

す。教育委員会としての総括もなされておらず、甚だ不可解なものであります。いずれにしろ、この中学校までの12か年教育の真価が問われるのは、高校生以降であります。ここに田上の12か年教育のその先における教育に関する施策の必要性があります。私の過去の一般質問において、経済的理由等によって大学や専門学校等の高等教育を受ける機会を決して阻害されてはいけないと主張し、支給型奨学金を一つの例として、教育施策の必要性を説きました。

今回は、将来の進路の岐路に立つ高校生に焦点を当てます。私の頃と違い、現在は高校の学区制が廃止され、生徒は自分の好きな学校を選ぶことができる環境にあります。通学には時間とともにお金、交通費がかかります。具体的には、定期券購入資金であります。学割が適用されて、かなり割安となっていますが、親の負担は決して少なくありません。例えば、6か月通学定期券の金額は、田上駅から三条駅までは3万7,310円で、高校3年間の定期券代は22万3,860円であります。通う高校にもよりますが、高校3年間で20万円程度を必要としています。学業に直接関わりのない部分で親の負担を少しでも軽減することは、学業により専念できる環境を整備するという点で有効であると考えます。また、高校を選択する幅を広げ、学びの自由を得られる意味でも有益であると思料いたします。そこで、施策の提案をいたします。高校生宛てに通学定期券購入資金に関して、年間5万円を上限に3年間補助するというものです。事業規模は1,200万円から1,300万円であります。

そこで、教育長に質問をいたします。6番目、教育施策について、実施検討の有無を含む見解。それから、7番目、今後新たな教育施策を実施する予定があるかどうか。以上、お聞かせ願いたいと思います。

教育は、上級学校に行くにつれて教育費がかさむ現実があります。子育て世代は、何も幼小中の子どもがいる家庭のみを指すのではなく、高校生や大学生がいる家庭も立派な子育て世代であります。田上の教育施策が中学校で終わることなく、それ以降の一人ひとりの向学心に寄り添うことは非常に大切であると考えます。

以上、3点の施策の提言をし、私の第1回の質問を終えたいと思います。

議長（小嶋謙一君）　ここで、お昼のため休憩いたします。

午前11時48分　休　憩

午後　1時15分　再　開

議長（小嶋謙一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（町長　佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） それでは、小野澤議員の施策提言についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の、地元経済状況に対する町の現状認識、本提案について実施検討の有無や代替案を含む町の見解に関してです。議員よりお示しいただいたように、経済の各指標は厳しさを増しております。要因は、新型コロナウイルス感染症による影響をはじめ、物価高騰、円安など、複合的な事由が関連した状況にあると思っております。例えば、新潟市の消費者物価指数を見た場合、直近で4%の上昇となっておりますけれども、賃金や年金受給額は上昇とはなっていないため、可処分所得は下がる状況であると思えます。町の経済状況も全国の概況とほぼ同じではないかと思えます。物価高騰や燃料高騰の影響が業績に影を落としている状況かと思えます。

こうした中で、私が今一番に注視している点は、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として、国の施策として行ってきた大規模な特別融資、通称ゼロゼロ融資の償還が本格化するところです。先日の町金融協議会でも出席者から大いに懸念されるとの発言があったというふうに聞いております。現状は、国、県や町の支援策などもあり、産業別、事業所ごとにももちろん違いはありますが、ある程度業績は回復してきているところですが、今後に関しては十分注意して注視していかなければならないと思っております。

ご提案のプレミアム付き商品券については、さきのまちづくり財政計画の中でもお示しをいたしました。議員のご意見、お考えについては理解をいたしておるつもりであります。町の財政状況を勘案しながら、時期等を含め、実施について検討していきます。また、プレミアム付き商品券のほか、有効な施策、事業については、他の自治体などの事例研究なども行ってまいります。

2点目の、施策を絞り込むことで行政資源の集中化を図り、施策の効果を高める提案の導入についての見解です。これまでの町の考え方としては、新型コロナウイルス感染症対策は、国や県の制度の対象とならない方を中心に、困っている方へのきめ細かな対策として施策を講じてまいりました。しかし、一方で、施策が細かくなり、対象となる方にとって分かりづらくなった面も否めません。今後は、国の交付金事業を活用するときだけでなく、町の単独経費で行う際も含めて、これまでのように施策、事業を細分化するのではなく、一定程度の規模やスケジュール感を持ち、限られた財源の中で、マンパワーも含め行政資源を集中していきたいと思えます。これまで以上に町民のため、町内事業所のためとなるような施策となるよう、議会とも協議をしながら取り組みたいと考えております。

3点目の、来年度における製造業への支援策ないしは振興策の予定についてです。田上町の製造業は、町内での製造業同士、あるいは町外の事業所との関連など、非常に幅広い事業活動を行っており、町経済に大きく影響いたしております。製造業に対する支援策ですが、国や県が取り組んでいる施策あるいは今後の取り組みに関して、引き続き歩調を合わせていきたいと考えております。また、新たな施策を国、県が打ち出した場合、その実施に向け検討してまいります。

4点目の、製造業に対してどのような政策が必要と考えているかについてです。政策としては、さきに作成した第6次田上町総合計画に記載のとおり、工業に関する政策は、町内事業所の継続と育成が必要と考えております。現在、工業に限ったわけではありませんが、廃業による事業所数の減少、特に後継者難により、事業所の維持が困難な状況になっていると聞きます。まずは事業所の継続への支援が重要であり、その上で育成、発展へとつながるよう、町商工会と歩調を合わせた個別の施策が必要と考えております。

5点目の、本施策の実施検討の有無を含めた見解についてです。具体的には、固定資産税の軽減に関するご提案についてです。先ほど述べたように、物価高騰などの影響はありますが、産業別、事業所での差もありますけれども、各事業所は一定の回復基調にあると感じております。現時点においては、ご提案の事業を実施すべき段階ではないと考えております。今後、経済状況が急速に悪化するなど、設備投資ができず、事業所としての生産性の向上に悪影響が顕著となった段階で、恐らくそのときは国や県、他の市町村でも動きがあると思いますが、他の地域に後れを取らないよう、ご提案の件も含めて検討していきたいと思っております。

以上であります。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) 小野澤議員の施策提言についての質問にお答えします。

6点目の、本教育施策について実施検討の有無を含む見解についてお答えいたします。高校生の定期券購入補助の教育施策ということで、全高校生を対象に保護者への経済的支援を目的とした年間5万円を上限とする補助金のご提案であります。議員の試算によりますと、年間1,200万円から1,300万円の経費が毎年必要になってくるとのことです。先日、まちづくり財政計画を議会に提示した直後ということもあり、今後大規模事業が控えている中で、ご提案いただいた年間1,000万円を超える経常的な経費となると、大規模な補助事業の実施につきましては、財政担当課との協議も必要となってまいります。また、今までそのような施策の検討は行

っておりませんでしたので、このようなことから、議員ご提案の施策につきまして、今後研究は行ってまいります、今の段階で実施することは難しいと思っております。

なお、現在、高校生への町の支援策としては、私立高校に在籍している生徒の保護者に、僅かではありますが、年間1万2,000円の助成事業を実施しております。毎年60人以上の対象者への支援となっております。

7点目の、今後、新たな教育施策を実施する予定があるかどうかであります、以前から議員よりご提案をいただいている大学生等を対象とした町独自の奨学金制度を検討してきました。例えば、毎年5人に月3万円、年間36万円を貸し出し、返済期間を10年間とした場合、事業開始から13年目で資金として貸し出した金額と返済される金額の差が最大となり、約4,500万円の費用がかかることとなります。このように大きな事業費を要することから、これを可能とするには、町にとって集中と選択による大幅な事業の見直しなどが必要となることから、これから何が求められて、何が必要なのか、引き続き研究、検討していきたいと思っております。

以上です。

2番（小野澤健一君） 2回目の質問をさせていただきます。

要は読んでいくと、町長しかり、教育長しかり、お金がないのでできないのだと、何かそういうふう聞こえる。私が今回これ投げかけた質問の本来の趣旨というのは、行政資源の集中化というのを一つの命題にしてつくった質問であり、これの必須条件の中で、どうしても今ある既往の施策の政策の統廃合が必要だと。要は無駄なもの、無駄と言うと語弊があるかもしれないけれども、効果の薄いものについて廃止をして、そして、なおかつ重要施策のほうにそれを振り向ける必要があるだろうという思いの中で、教育分野まで含めてした質問であります。

例えば、決算のときに我々に配られた主要施策の成果の説明書、令和3年度決算の分ありますが、これ主要施策の数、数えたら206もある。206ですよ、主要施策が。このうち新型コロナ対策関連とか、土木の各工事の部分、これを引いたとしても150以上の主要施策がある。主要ではなくて全部の施策ではないかと私は思う。要は主要と言われる施策が150もある、これは東証一部上場企業の、例えば、トヨタ自動車とかああいうところであったって、こんなにいっぱいないです。ない。だから、主要施策と言いながら全部の施策言っているのではないのか、だから駄目、お金がないに決まっている、こういうことを私は言いたい。

ましてや、主要施策どころか、各分野における重要政策がどれなのか、それが果

たして分かっているのだろうか、それに対して果敢に予算を計上しているのか、それすらも疑問に思ってしまう。要は広く浅くて、どの政策も期待されている効果が出ていないのではないかと、こういう危惧がある。その一番の原因というのは、各施策に発展性とか進化がないからです。やりっ放し、去年やったから今年もやる、そんなことやっていれば、いつまでたっても施策自体が進化を遂げない。要は何々の一つ覚えと同じです。柳の下に何回もドジョウがいるものだと勘違いをして、何も努力しない。こんな状態では助かるものも助からない。

私は、前に財政規律ということで、一般質問で町の見解をたきました。まさに施策の規律がないのが今の田上町ではないのか。だからお金がないという言い方をもって、各施策の精査、いわゆる統廃合を検討を真剣にしていないのではないかと。行政の悪いところは前例主義である。一たび実施をすると、それをやめることを知らない。だから全てのものが毎年どんどん増えて、無駄が生じているにもかかわらず、それに気づこうとしない。田上町の現行の主要施策は、行政資源を集中することなく、体系化を欠いた寄せ集めの施策でしかない、私はそう思う。

私の前職の経験からして、会社を確実に潰す典型的な経営者が一番欠いている考え方というのが1つある。利益となることを1つ始めるよりは、従来からの害になることを1つ除いたほうがよいと、この考えを持っていない経営者は必ず会社を潰す。私は、担当してきて、それをしみじみと思います。会社であれば経営資源をどこに集中させるかということを決めておかない、その会社は必ず放漫経営の中で市場から退場を余儀なくされる。一利を興すは一害を除くにしかずということだ。一事を生かすは一事を省くにしかず。これはまさに今、田上町にとって一番大事なことだろうと、施策に関して思います。

そこで、2回目の質問をいたします。優先度をつけることで、限りある行政資源を集中させ、施策の実効性を高める必要性を再三再四、私は主張してまいりました。その中で、町長の答弁は、全てが重要であり、優先度をつけるべきではないと、かたくななお考えでありました。

では、お聞きをします。現在の、先ほど申し上げた実質150件以上もある主要施策、これについても全て大切として、統廃合の意思はないのでしょうか。これ1つ目。

それから2つ目、各分野には当然、骨あるいは幹になる背骨になる重要な施策があると思うのですが、私が見た限りにおいてはそれに行き着かない。そういった各分野における重要施策、こういったものは、役場内で共通認識として持っておられ

るのかどうか、これ2つ目。

それから、製造業のほうに今度は移ります。各事業所が一定の回復基調にあるというような形で、私が提案した設備投資に係るそういった背中押し、これは今必要ないということで回答がございました。これ全く勘違いしている、設備投資に関して。設備投資は、金があるからやる、金がないからやらないのではないのです。やらなければその会社は市場の中で生きていられないもの。景気がよかろうが、悪かろうが、やらざるを得ない。だから、景気が回復途中であろうが、あるいは低迷している時期であろうが、機械類から、いわゆる製造業においては利潤を生むわけですから、その利潤を生みやすくするためにやられたらどうですか、やる必要があるのではないですかということをお聞きをしたわけだ。にもかかわらず、こういう回答しかないということは、製造業の実態を何も分かっていないと、こういうことだと思います。

そこで質問いたします。9月議会で私が指摘をした田上町小規模企業振興基本条例、これの執行体制が全くできていないということで前回、町長から答弁がありました。その後の進捗状況があれば、お聞かせをいただきたい。

それから、教育問題のほうです。いろいろ私が言った奨学金ですか、ご検討されたと。これだけ金がかかるという、これが明示をされたので、一つのベンチマークにはなると思うのです。私はこう思うのです。教育においては事務教育と、高校以上の義務教育ではない任意の教育があるわけですけれども、私は義務教育における究極の施策というのは、給食費の完全無料化だと思っているのです。町長が就任されて、多子世帯への給食費の免除、あるいはその減免ということで施策を打った。先ほど申し上げたように、それに発展性を持たせなければ本来いけないのだろうと思うのです。それで終わりではなくて。

では、町長がそうやった行き着く先というのはどうなのか。私は、給食の完全無料化でも向かうのかなと思ったけれども、どうもそうではなくて、足踏みをしてそのままだ。私は思う。この給食費、令和2年度の私が調べた数字では、完全無料化をやるのに4,600万円必要。5,000万円弱。それだけで完全無料化になる。いろんな施策を統廃合する中で、このぐらいのお金というのは私は捻出できるものだろうと思う。また、できないようでは困る。これをやることによってどの政策が給食の完全無料化に吸い込まれる政策になるのか、こういう検討をやってもらいたい、教育分野においては。

それから、私は今回あえて大学生ではなくて高校生と言う。高校生というのは、

当然のことながら高校を終えて社会に出られる方もいる。それから、まだ学び足りなくて、上級学校あるいは専門学校に行かれる人がいる。一般質問でも申し上げたように、まさに自分の将来を決める大事な時期であるわけです。例えば、工業系、商業系、こういった専門の高校を選ばれる生徒もいれば、普通科のように一般教養を身につけるために行く。いろんな形で分野が分かれる。ただ、言えることは、高校になった途端に教育費が突然かきみ出してくるということ。こういったものに対して町が直接的あるいは間接的に支援をしてやること、これが一番大事ではないのか。当然その中で奨学金もあるだろうし。ただ、奨学金までいくと大変だろうしななどと思いつつも、せいぜい定期券ぐらいは上限を設けて支給してやればいいのではないかと。そうすれば、私は新潟高校行きたいのだ、白山まで行くのだとか、私は長岡高校行きたいのだ、長岡まで行きたいのだと、こういう人たちが親にあまり気兼ねなく、自分が行きたい高校行けるわけですから、そうやって田上の知のレベルを上げてやる、こういう施策というのは非常に大切だと思っているのです。

そこで、教育長にお聞きをしますけれども、12か年教育は一巡して2巡目に入ってきた。教育長もあと残り少ないご任期の中で振り返った中で、現行の教育施策の中で、その中心として位置づけられている政策というのはあったのだろうか、私は非常に疑問なのです。あったのかどうか、これお聞かせをいただきたい。あれば、それはどの政策を指して言うのかなと。私は、12か年教育といいながら、その施策に対して、これがその教育の中心だと言われる施策が何も見えないのですよね。見えない、だから今こういう話。

先ほど町長から答弁いただいた全て今回の私の一般質問のテーマというのは、本当に大事な重要な施策、これを分かっているのですか、それを位置づけているのですか、それに対して惜しみなく予算を張りつけて、それが有効に機能する状態をつくっているのですか、という問いが根底にあって一般質問をしたわけでありまして。したがって、2回目の質問、今ほど申し上げた質問をいたします。これについてお考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

町長（佐野恒雄君） いつも小野澤議員から、今回も含めて大変貴重なご提言をいただいておりますことに感謝をしたいと思います。

私の答弁聞いておられて、お金がないから。確かに十分な財政であるとは思っておりませんが、それを理由にして答弁をさせてもらっているつもりはありません。しかしながら、町の財政を考えたときに、これはどうしても、打ち出の小づちがあるわけでもありません。当然いろんな財政のバランスを考えた中で答弁をさせても

らっているつもりであります。

今回の議員のご提言に対してお答えをさせてもらっている中で、もう少し絞り込み、数多い主要施策の絞り込み、これが必要なのではないかと、こういうお話であります。当然そうであると思います。その主要施策、重要施策というのは本当に、いつも申し上げているとおり、どれも大事な施策であります。そういう中で、確かにそれはそのとき、そのケースによって、どれが大事か、どこに無駄がないか、その見直しといたしますか、施策の実効性というのは、これはその都度その都度しっかりとやっていかななくてはならない。施策の絞り込みというのは、議員おっしゃられるとおり、やっていかななくてはならない、当然のことだと思っております。そのことによって、重要施策といたしますか、施策に対しての重点に対して、資源をそこに集中していくと、こういうことなのだろうと思っております。まさにそのとおりだと思っております。しっかりとそうした主要施策の見直し、またはそうした絞り込み、このことについては、当然町としてしっかりとやっていかななくてはならないと考えております。そうしたことを庁内で共通認識として持っているかということもございました。当然庁内といたしますか、そうした施策に関しての共通認識というのは、各課ともそれぞれ皆さんが共通認識として持っているというふうに考えております。

それから、設備投資の件にお話がありました。実際に、来年迎えると、先ほど第1回の答弁でお話をしたとおり、これまでのゼロゼロ融資の返済が始まってまいります。こうした厳しい状況の中で、どうやって返済していくかということになれば、当然、売上げの中、売上げを向上させて生産性を上げた中で、そこから初めて返済ができる。当然のことではありますけれども、それがなかなか今の状況の中で、果たして設備投資ができるかという問題ももちろんあります。設備投資をしなければ、それは議員おっしゃられるように、業界からは去っていかなくてはならない、当然それはもちろんそういうことだと思っております。それは当然、そうした設備投資がなされなければならない状況の中で、それは業種、それからいろんな個別的な条件であるかと思っておりますけれども、そうした中で、当然国や県の対策、それに合わせた形で、歩調を合わせた形で、町もしっかりとそうしたことに対して支援をしていかなくてはならない、それは当然のことだと思っております。

それから、中小企業振興基本条例の進捗状況はその後どうなったというふうなお話でございます。それは、担当課のほうから答弁させたいと思います。

教育長（安中長市君） 小野澤議員のご質問は、12か年教育をしているけれども、田上町の教育施策はどういったものかということなのですが、どういうふうにお答えす

ればいいかなと悩んでおったのですが、12か年教育というのは田上町の教育の施策の一番の大きな中心だと思っています。12年間やってきました。その中で、いろいろなご意見はあるかと思いますが、今年度、12か年が去年までで終わったので、教育委員会としては一つのまとめをさせていただきました。

12か年教育の大きな柱として、キャリア教育があります。このキャリア教育というのは、子どもに社会性を身につけさせて、将来社会に出たときに自分の能力が十分に発揮できる、そういう力を小学生、中学生から、場合によっては、園からずっと続けていこうと、そして12か年かかって中学を卒業させようと、そういう考え方です。それは、今でも大きな教育施策の柱だと思っています。

それから、コミュニティースクールという考え方があります。これは、地域と学校が結びついて子どもたちを育てていこうと、田上の子は田上で育てるという形を取っています。これも、各学校は、自分の学校の中の総合計画を地域の方とどういうふうに力を合わせて子どもたちを育てていくかという計画を毎年つくり、そして実情に合わせて直し、学校地域コーディネーターは学校と地域を結びつけながらやっています。

それから、小さな町でして、町立は園と小学校が2つと中学校が1つなのですがけれども、この4つが教育委員会と本当に毎日のように連絡をしながら、子どもたちの教育について効果的な方法はないか検討しています。先生方も、独自で町の教育研究協議会をつくって、毎月のように集まってやっています。子どもを主体的に伸ばそう、子どもをほめて育てよう、そういった考えを中心にやっています。これが田上町の教育施策だと思っています。

まとめ方、いろいろあって、ご批判もあると思いますが、教育委員の皆さんに見ていただき、学校の先生にも見ていただきながらまとめさせてもらいましたけれども、この大きな柱で12年間やってきたことは決して間違いではないと思いますし、これからもその方法で進んでいきたいと思っています。

以上です。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 産業振興課の近藤です。今ほどのご質問ありました条例の進捗状況でございますけれども、具体的に申し上げますと、条例の具体化という部分で計画の部分を目指すのかと思いますけれども、現段階では遅いと言われるかもしれませんが、まだ現段階で資料の収集あるいは他市町村の状況等を見ながら内容について検討している段階でございますので、まだ具体的にご説明できる段階にはないというところでございます。

以上です。

2番（小野澤健一君） まだ時間ありますよね。町長のほうから、施策の統廃合は、これ必要だと、見直しもすぐやっていくと、こういうことでご回答いただきました。ぜひともそうやっていただきたい。

私は、本当に百幾つもある主要施策って、それ主要ではないではないかと思うのです。だから、この施策をやれば、この施策を統合できるよね、こういうものは必ずあるはずだ。ところが、田上町はそれをやってきていないのではないかと思うのです。プレミアム商品券だってそうです。小野澤というとプレミアム商品券だと勝手に思い込みあるかもしれないけれども、あれが持つ力、ポテンシャルってかなり計り知れないものがあるということで私は言っている。プレミアム率を変えることによって物価高にも対応できるし、地元経済循環ということで地元の消費を確保する、その推進エンジンになり得る。非常に万能性の高いものだからあえて言っている。それをせっかくやるなら、それなりの事業規模でやってくださいということなのです。2,000万円とか3,000万円ぐらいの規模、平時のときであればそれでいいかもしれないけれども、今のように諸物価がこれだけ上がってきた中で、プレミアム率、例えば8,000円で1万円の買物ができますわなんていうぐらいの程度のものであれば、これ全然町民の生活楽にならない。

地域経済を支えるというのは町民の生活を最後は死守すると、こういうところに行くわけですから、その辺を勘違いなさらないでいただきたいし、幹となる、答弁ありませんでしたけれども、重要施策がどれなのかというのを決めてもらいたい。これが重要施策なのだ、これに補完するのがこれなのだ、それを集めてこれをもってして主要施策とすると、こういう形で本来あるべきなのです。重要施策が全然見えていない。これは一つの課題でしょうからやっていただきたい。

可能な施策を現実的な予算でやる。例えば100億円も200億円もかけてやれという意味ではないです。1億2,000万円ぐらいのもの、これどこか統廃合する中で捻出できないような、逆に硬直化した財政状況であれば、そっちのほうが私は問題だろうと。ぜひともプレミアム商品券の有効性をもう一度ご確認いただく中で、来年度、絶対来年はものすごく今より悪くなります。来年度早々ぐらいに町民宛てにそういったものを提供しないと、かなり町民の生活が苦しくなるはずなので、それはひとつ速やかにやっていただきたいというふうに思います。

それから、課長補佐のほうから話があった基本条例、これ大事なもののなので、もっと早くやれないのか。要はこれに基づいて、何かをやるときに基づくものがなく

て適当にやっているわけではないのだから。要はこのままいつだってできるのという話。あえて課長ではないので、いつできるというところまで聞かないけれども、ちょっといけない状況だなというふうに思っています。

それから、教育の分野について。教育長の今までの思いも込めた回答だろうというふうに思います。確かに12年は長いと思うのです。どういう子どもがいいのか。例えば勉強できる子どもがいいのか、そうでない子は悪いのかって、そういうことは一切ないと思うのです。大学行く人がよくて、そうではない人がどうのこうの、そんなの全然関係ない。私は、教育というのは、米百俵ではないけれども、お金がかかるものだと思っているのです。米百俵というのは美談というふうに皆さんお捉えになるかもしれないけれども、教育にはあれだけ莫大な金がかかるということの例えだというふうに私は理解をしています。したがって、人が大事だ、人を育てようと言ったときに、金をかけないでそれをやること自体がもう不可能なのですから。であれば、そこに教育予算として、例えば財政当局とガチの話し合いをやったっていいわけ、我々はこれを要求するのだと。そういう形でもってやはり教育予算というのは確保しなければ、一番はじめに切り捨てられるのが教育だろうと思うのです、私は。金がかかるから。そういったことがないように、やはり教育、こういう人材を育てるのにこういう施策が必要で、これにはこういうお金が要るのだ、だから要求するのだと、こういうことを明確に、今後教育委員会のほうは町に対し投げかけて、子どもたちに対してしっかりと、教育を享受できる、そういう環境をつくっていただきたいというふうに思います。

これで持ち時間のちょうど1時間になりましたので、これで終わりたいと思いますが、何度も申し上げるように、財源のない中で有効な施策を打たなければ駄目です。ぜひとも統廃合、これを真剣になってやっていただいて、大事なものに果敢に財政投入できる、そういう施策の体系化を図っていただきたいというふうに思っています、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（小嶋謙一君） 小野澤議員の一般質問を終わります。

次に、12番、池井議員の発言を許します。

（12番 池井 豊君登壇）

12番（池井 豊君） 12番、池井豊、一般質問を始めます。

その前に、私も、先日亡くなられた佐藤正産業振興課長に哀悼の意をささげたいと思います。私と佐藤課長は年が近いこともあって、私、二十二、三年前でしょう

か、私が商工会の青年部長だったとき、佐藤正課長は企画商工課の課員だったと思います。夏祭りやら忘新年会、総会等々で青年部の集まりに、当時はよく一緒に飲んでばか話をしたりですとか、まちづくりのことを語り合ったりだとか、非常によき仲間であったと思っています。それが5年前、私は20年前議員になり、彼は5年前から産業振興課の課長となり、また一緒に活動できるということで、大変喜んでおりました。道の駅ができるということで、またそこで何かやろうだとか、団九郎伝説の何か新しい取り組みしようとか、いろんなことを語り合っていたことが思い出されます。9月に何か弱気になっているぞということで補佐から聞いて、ラインで連絡しました。一緒に働ける日を待っているぞと連絡したら、迷惑かけてすみませんと、必ず復帰しますというラインの連絡が来ました。迷惑だなんて思っていないので、必ず治して復帰しろと返したら、ありがとうございますというやり取りをやったのが最後でした。同志を失った気持ちでいっぱいです。我々は彼の意思を酌んで、これからも田上町のために一生懸命頑張っていきたいということをお誓いして、彼のご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、一般質問でございます。まず、竹、タケノコ、竹あかりについてという質問をさせていただきます。今年田上町にとって大きな財産をいただいた年になったと思っています。それは、タケノコの豊作による田上のタケノコの大ブレイク、そして「竹あかりバンブーブー2022」による竹林や竹材の価値の創出であったからです。まずはタケノコについてですが、今までは自称タケノコの産地の北限と申して、南から順々に生えてくるタケノコ、悪い言い方をすれば、みんなが食べ飽きた頃に生えてくる。そして、その農繁期、田植の時期とも重なり、収穫しないで荒れ放題の竹やぶになる、ちょっと厄介なものでもありました。食べるにしても、季節物だから、二、三度食べて、親戚縁者、隣近所に配れば、もう必要なく、中には竹が生えてこないように、蹴っぽって倒していくような人もいたと聞いております。道の駅たがみができて、スタッフの努力もありメディアに取り上げられると、販売の1時間前から行列ができる事態となりました。私自身、その価値に全く気づいていませんでしたが、スーパーマーケットに並ぶタケノコは早くても1日前に収穫されたタケノコが中心で、朝掘りのタケノコは入手することが困難だったのです。ここに得難い価値があったのです。聞くところによると、道の駅では1日に60万円を売り上げた日もあったそうです。今まで見向きもしなかったと言ってしまう言い過ぎですけども、しなかったようなタケノコの生産者は、売上げになるならと出荷を始めました。田上町にとって、新ビジネスが誕生した瞬間です。

そこで質問です。藤田議員も前回の一般質問でもしていましたが、タケノコには裏年があり、生産量が安定しないおそれがあります。今から竹林の整備をし、安定生産につながるような準備する必要があると思いますが、いかがでしょうか。昨年のように「たけのこまつり」と称して販売していたのに、すぐに品切れを起し、苦情が来るような事態になってはいけません。竹林整備とともにタケノコの生産の勉強会の開催も必要と思いますが、いかがでしょうか。

また、先日、議会広報委員会で話題になり、産業振興課並びに商工会にも提言してきたのですが、田上町におけるタケノコの表記がまちまちです。平仮名でたけのこ、片仮名でタケノコ、竹の子ども、くさかんむりに旬と書いた筍など、4種類ぐらいになります。それぞれ勝手に使い分けているのですが、今後ブランド化、今年のように注目されてくるのならば、「田上の」とついた田上のタケノコなら必ず平仮名で表記するとか、片仮名で表記するとか、統一した表記が必要になってくるとと思いますが、どのように表現していきますか、お聞かせください。

それから、竹あかりについてです。今回、観光庁の補助金もあり、CHIKAKENプロデュースの下、行われました。私も最初の説明会に参加したり、制作等にも関わりました。最初の説明会では、三城賢土さんが「竹あかりによるまちづくり」の話をしてくれました。これは単なる竹あかりのイベントではなく、竹あかりを通じたまちづくりであることが分かりました。商工会青年部が中心の実行部隊になり、大活躍でしたが、9月10日のワークショップには70代の女性も参加していたり、新潟経営大学、中央短期大学の学生、それから各種団体や個人の参加もありました。これだけの幅広い人が関わるものが田上町にあったのでしょうか。まだまだ関わりのきっかけがつかめずにいた人もいました。これは、大きく育てていくまちづくりです。

現代では、竹の利用価値が下がり、活用されずにいました。よって、竹林は荒れ放題になってきました。でも、田上町に竹林があり、タケノコが生産され、竹を活用してきた。これは、地域のアイデンティティー、田上が田上たるゆえんの町の個性そのものです。これに気づかされた今年のタケノコであり、「竹あかりバンブー2022」だったのです。これに気づいた私たちは、育てていかなければなりません。先日、新聞報道で、加茂、田上の中高生の交流会があったと。そこで田上中の生徒は、この竹あかりについての報告をしたというような報道がされていました。これは、中学生も気づいたのです。これは田上のすごいイベントで、すごい宝物だということに気づいたから、そういう場で報告したということです。こういうふう

に、町民が気づきました。旧403が渋滞が起きたり、県外ナンバーの車がいっぱい走っていたり、田上に竹がある、そして報道各社やテレビが取材に来る、こういう状況の中で、田上のタケノコ、竹はすごいのだということに気づきました。

そこで質問です。今後町は、「竹あかりバンブーブー」をどのように支援していきますか。大きな支援が必要と感じております。町長の「竹あかりバンブーブー2022」の感想評価も踏まえてご回答ください。

2番目の質問です。田上町のゾーニング、土地活用についてです。田上町町民体育館の移転新築の方向が示されました。移転新築の概算には土地取得が含まれておらず、恐らく原ヶ崎運動公園などの自前の土地に建設するほうが望ましいと考えているのかと推察してしまいます。確かに原ヶ崎運動公園のエリアは、文教ゾーンとして集積するにはうってつけの場所かもしれません。ゾーニングとは別として、原ヶ崎運動公園は地盤の悪さを指摘する声もあります。それはともかく、また役場周辺に集積するのもいいかもしれません。コンビニや道の駅直売所があることにより、体育館利用者や大会開催時には利便性が高いです。そして、何より駐車場の共有化により、体育館のみならず、道の駅、交流会館等も相互利用できます。佐野町長は、町民体育館だけでなく、今後の土地利用、ゾーニングの方向性をどのように考えているのかお聞かせください。

3番目の質問です。町民体育館の今後の利用についてです。先日、スポーツ協会から要望書の提出ありました。その中には、耐震不安による体育館使用中止を避け、主要団体の継続利用を配慮していただきたいという項目がありました。耐震安全性の面からも使用中止すべきなのかもしれませんが、今利用者はなかなか練習場所確保に難儀しています。大がかりな安全対策は無理と思いますが、最低限の対策を施し、震災時退避計画を策定し、その行動計画を承諾できる団体は使用ができるような安全配慮が必要と思われませんが、教育長はいかがお考えでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、池井議員の質問にお答えいたします。

はじめに、竹、タケノコ、竹あかりについてお答えいたします。今年の春は、タケノコの表年ということもあり、道の駅にも大変に多くの方から買い求めに来ていただきました。今後は、竹林整備への支援に関しても検討したいと考えております。また、先日町で開催した農業者との座談会でも、田上の農産物のブランド化についてのご提案をいただいております。今回いただいた表記の統一などについても、今

後、出荷者、ブランド戦略協議会など関係者間で協議をし、田上の農業全体の底上げに向けて取り組んでまいりたいと思います。

次に、「竹あかりバンブーブー」への感想、評価、そして支援についてであります。今回は、想定をはるかに上回る2万人以上、実に町人口の倍以上の方が各会場を訪れていたと聞いており、大盛況であり、大成功でありました。そして、多くの方々に田上町をPRすることができたことを大変うれしく思っております。今後についてですが、私としてはこの事業を継続していただきたい気持ちは大いにあります。実施主体となった商工会、商工会青年部、「道の駅たがみ協同組合」が、現在、今回のイベントの取りまとめをしているとのことでもあります。その結果をお聞きし、今後実施する方向となった場合、どういった方法で実施するのか、各関係団体と協議していく必要があると考えております。

なお、関係された方々におかれましては、準備から始まり、撤収までの長期にわたり、大変なご苦労があったと聞いております。町を盛り上げようという気持ちを形にさせていただき、コロナ禍の中でありながらも、町のイメージアップに大きく貢献をしていただき、町民が前向きになれるイベントを開催していただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

次に、田上町のゾーニング、土地活用についてであります。町ではこれまで、まちづくり拠点整備事業として、道の駅、交流会館、地域学習センター等を整備するに当たり、2つの拠点を基本にゾーニングを行ってまいりました。その考え方として、1つは役場、道の駅等を中心とした「にぎわい・交流」の拠点とした「動」のエリア、もう一つは地域地域学習センター、幼稚園、中学校を中心とした「地域資源の活用・学び」の拠点とした「静」のエリアとして位置づけ、整備を行ってきました。この整備はひとまず完了いたしました。それ以降、私自身としてはさらなる具体的なゾーニングの方向性までは今のところ持ち合わせておりません。今後、ゾーニングをどのような方向性で行うか、議員からいただいたご意見も参考にしながら考えていきたいと思っております。

以上であります。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) 池井議員の町民体育館の今後の利用についての質問にお答えします。

町民体育館につきましては、改修と新築に対する費用対効果、駐車場不足の問題などの検討を行った結果、町長からは、多額の費用を要するが、移転新築の方向で

進みたいとの判断をいただき、10月13日の全員協議会におきましてご説明をさせていただいたところです。今後は事業計画のスケジュールや建設場所の決定など、具体的な内容をなるべく早めにお示ししていきたいと思っております。

その中で、田上町スポーツ協会からの要望にもありますように、新体育館が建設されるまでの間、できれば既存施設の利用を継続していきたいと私も考えておりました。しかし、利用者の安全が確保できなければ、施設を利用させることはできないものと思っております。現在の町民体育館の利用に当たっての安全確保については、これまで様々な面から検討を重ねてまいりました。その中で、安全性について最も懸念を感じている天井材については、天井材に使用されている木毛セメント板の施工基準がないことが判明しました。さらに、現施設の床材の強度不足のために天井板の点検実施及び補強工事などができないということから、本当に残念であります。施設を閉鎖せざるを得ない方向で考えております。

また、議員より震災時退避計画の策定をご提案いただきましたが、そういった計画を作成したとしても、施設の閉鎖は行わなければならないのではないかとこのように思っております。その理由としまして、万が一天井板が落下した場合、避難計画を作成していても、利用者の命を守る安全性を確保することにはならないと考えているからです。体育施設の不足に対する町民の不満は十分承知しておりますが、ご理解願いたいと思っております。

このような考えでおりますので、今後利用する各スポーツ団体への説明と利用に関するご協力をお願いする予定であります。

以上です。

12番（池井 豊君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、竹、タケノコです。町長、そういう方向性でということで、整備を支援したいというふうに言っているのですが、ぜひ私はやってもらいたいのは、竹林のまず調査です。地権者が誰であるかという調査をやって、そこにアンケートをしてももらいたいと思います。今出荷しているのか、これから出荷する予定があるのかとか、または整備はしていますかとか、また竹の活用はしていますかみたいな調査をして、活用していない、言わば半分放置状態だみたいなことがあったら、それをまたアンケートの中でほかの人に竹林の管理をおまかせしてもいいですかみたいな項目をつくって、ぜひほかの竹林を整備できる人に任せてもらいたい。世の中には、アドプトという仕組みがあって、よく道路沿いの花壇か何かの整備を地区の人にお任せするみたいな、養子に出すなんていう意味もあるのですけれども、例えば近隣市町村、

田上町でなくても、近隣市町村の人でタケノコ掘りを自分もしてみたいという人がいたらその人に、竹林を整備する代わりに年間何本タケノコ掘っていいですよというような形で竹林の整備を委託出して、それで整備をする。そして、その土地の人はそのタケノコが売れたらちょっとした小遣いになるとか、そういうような作業をしながら竹林整備をして、タケノコの収穫できる場所をつくっていかないと、裏年が来たときに絶対的生産量が追いつかないです。ですから、そういうふうなまず竹林のアンケートと調査。また、それで利用していなければどなたかにその作業を移管するような仕組みづくりは考えられないかお聞きしたいと思います。

それから、「竹あかりバンブーブー」についてです。町長が高評価をしたということなのですけれども、これもうちちょっと町を挙げて支援する、または町も参加するという勢いが必要だと思いますので、ぜひ町長、そこら辺も表明していただきたいのですけれども。例えば、今年はどうなものか分からなかったのですけれども、産業振興課に1つ置いてあるあの竹あかりの、このぐらいのあるのですけれども、あれを各課の窓口、カウンターの上に置くとか、そういうふうな形、または今年は温泉まつりと一緒に行われました。その期間1か月間を、温泉まつり、タケノコ、バンブーブーの期間というふうに示して、その期間は何か温泉のはっぴを着るとか、同じTシャツを着るとか、町を挙げてPRする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

それから、これから団体が反省会といいましようか、協議していくというふうな話だと思うのですけれども、ここで町が確実に支援していくという姿勢を示せば、恐らく来年の観光庁の補助金の申請はすると思います。大丈夫だったら、それそのまま入れるのでしようけれども、駄目ならば駄目でまた考えると思います。企業協賛を集めるとか、参加費、入場料を取るとか、そういうのも話題に出ていますけれども、とにかく町が、もし行うならば町も支援しますよと、全額は出すわけにいかないけれども、支援しますよという姿勢を示せば、これから行われる商工会やら道の駅やらの実施部隊の反省会やら何かで、では町も支援してくれる姿勢を示しているから、もうどんなことがあってもやっていこうというふうな意思統一を図れると思います。ぜひ町長の支援していくという一言をお聞かせください。よろしく願いいたします。

それから、町のゾーニングについてです。町長に私がお伺いしたいのは、町長のご答弁の中に「動」のゾーンと「静」のゾーンというふうな話がありましたけれども、体育館というのは所管は教育委員会の文教施設ですが、体育館というものを

「動」の施設と考えるのか、「静」の施設と考えるのか、そこをお聞かせいただきたいです。私は、文教施設であるから静のような気もするけれども、にぎわい、いろんなイベントを行ったり各種スポーツ大会で賑わう「動」の施設だと考えます。そうするならば、道の駅、このエリアに建設して、まさにまちのにぎわい、田上町民体育館で何かバスケットボール大会やっているぞとか、何かまたまた何とか展示会やっているぞとか、そういうのが示せるようなゾーニングに入れるべきだと私は思っています。

それから、私も専門家ではないですけれども、原ヶ崎運動広場に関して、以前、私の知る限り、しっかりとした提でした、もうずぶずぶの沼の。ある除雪業者によると、雪捨場になっていますけれども、雪捨場で雪を積んだだけで地盤が下がるのだというふうな話を聞きました。あそこはそういう重たい建物を建てるような場所に不適格な場所なのではないかなと私は考えておりますので、運動広場に建物を建設するというようなことはどうなのかということをお聞きしたいと思っております。これ町長でも教育長でも構いません。

それから、教育長、体育館の利用についてです。教育長の言っていることはおかしいです。なぜなら、今使っています。今日も中学生の部活が行われるでしょう。夜には夜間使用でいろんなスポーツ団体が使います。そんな中、今使っているのに、計画が策定できたら使用を止めるというのも、矛盾した考え方だと思います。今でも使えるということは、これからも使えるということだと思いますし。ただ、大地震が来たら安全性は確保できないということも分かります。ですから、私が思うに、退避計画、あの体育館は面白いと言ったらおかしいけれども、体育館は端のほうにギャラリーがせり出しているのです、ギャラリーがひさしになるようなエリアが1メートルぐらいあります。ですから、地震が起きたら、まずは壁伝いにすぐ避難する。それから建物の外に出るといふ退避計画、この行動を確実に守れる団体は使用してくださいというふうにするべきだと思います。または、大きな落下物には耐えられないかもしれませんが、落下物に対して多少のタイムラグが保てるネットを張るとか。これはそれを耐えるためではなくて、ほんの数秒のタイムラグを稼ぐためのネットを張るとか、そういう最低限の安全対策をして、約束が守れる団体に使用をしてもらうというような体制でやっていく必要があると私は考えています。これ計画できた段階で使えなくなるということは、田上中の部活やスポーツ団体は多分1年以上使えないことになると思うのですけれども、どうすればいいのですか。解散ですか、部活、スポーツ団体。そういうふうな状況になると思います。

そこら辺のどうしたらいいのかというところも含め、私の意見に対しての感想もお聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） まずはタケノコ、竹林の整備についてご質問いただきました。

今年、議員おっしゃられるように、今年はとにかくなり年でした。本当に大勢の方々が並ばれましたけれども、並ばれた方には本当に、1袋というふうな制限はあったようですけれども、それこそ提供できた。ただ、思い出すのは、やはり昨年の上年のときに、あれだけ大勢並ばれた中で、半分ぐらいのところ、今日はこの後無理ですと、こう言うとお断りをして、私も気になって朝早く行ったときもあったのですけれども。お買い求めできなかった方が帰るときに、こんな朝早くから並んでいて買えないのだったら、祭りなんていう表現を使うなということ言われて帰っていかれたお客様がおられました。本当に道の駅の関係者からすれば非常にせつない話だったのを、去年の記憶がよみがえってきます。

池井議員のおっしゃられるように、17ヘクタールある竹林をどう整理するか。確かにこの実態を調査といいますか、アンケートも含めて、この実態を調査、調べていくということは非常に大事なことなのだろうと思います。そのことによって、竹林の活用の仕組みづくり、先ほど議員がおっしゃられたことも含めて、どういうことができていくのかなと。本当に今年の「たけのこまつり」、または「竹あかりバンブーブー」を見て、何とか竹林の整備につなげていけるような支援ができていたらいいなというふうに私自身は考えております。

そして、「竹あかりバンブーブー」、先ほども申し上げましたが、当初その計画を聞いたときは、竹に注目した、田上のタケノコ、竹に注目をして、そのイベントをやりたいと、その話を伺ったとき、いいところに私は注目したなと思いましたが、でも、正直申し上げて、あそこまで大勢の方々がおいでになられるというのは、はっきり申し上げて想定できなかった。でも、本当に大勢の方々から、それはSNSやインスタの関係でもあったのでしょ。終盤には、本当に先ほど議員おっしゃられるように、403が大渋滞するような、そしてもう町外だけではなくて、県外からも車が押し寄せてきた。すごいことだな、これだけ町のにぎわいを創出できたということはかつてなかったのではないかな。本当に驚いたところでもあります。これぐらいの今回の「竹あかりバンブーブー」を、では来年はやらないなんていうことはないだろうねという話を本当に耳にいたします。確かにこれだけの事業、本当に青年部の皆さん、そして道の駅の関係者、全ての関係者の方々が本当に頑張ってくれた

この成果だと思えますし、町として何かやはりどういう形の支援ができるのか、それは町としての参加も含めて支援のことは、何かどういう形にせよ、やはりしていかなくてはならないだろうなというふうには思っております。

今回は国の観光庁の補助金ということがありました。この補助金というのは1回限りだというふうなことも聞いておりますので、果たしてまた改めて補助をいただけるのかどうかというのは分かりませんが、いずれにしても町として何らかの形で参加支援のことを考えていきたいなと思っております。

それから、ゾーニングの体育館の施設、どこにするか、「動」として捉えるか、「静」として捉えるか、私のどう捉えるのだというふうなお話でありましたけれども、それをどう捉えるかによって場所が決まってしまうみたいな話のところも、方向性が決まってしまうようなところがありますので、今のところまだ、どういうふうな形でこの体育館を捉えるかというのははっきりと申し上げられない、それはお許しをいただきたいと思えます。

いずれにいたしましても、今の体育館、なかなか駐車場の問題、いろんな課題がありますので、移設新築という形で方針を決めさせてもらったわけでありましてけれども、その用地の選定については、関係者の皆さん、また議会の皆さんともしっかりとまた検討していきたいなと思っております。

教育長（安中長市君） 池井議員の2回目のご質問ですが、私も池井議員がおっしゃっていることは本当によく分かります。安全なら使えない、使っているなら使えるではないかと、そういうこともよく分かります。教育委員会としましては、いろいろな調査をして、安全が確保できないかということで、特にこの1か月近く、大分いろいろと業者と打合せをしてきました。

それからもう一つ、ある程度のお金がかかっても、一定時間だけでも、一定のことだけでも安全が確保できないかということもやってきましたけれども、なかなかいい方策が見つけられないでいます。その中で、今日一般質問の中でお時間がないので、細かいことはお話しできませんが、また近日中に詳しいお話をさせていただきたいと思っております。

それから、もしどうしてもそこを閉鎖せざるを得なければ、その間、その団体をどうするのだということなのですが、今教育委員会が考えているのは、小学校の2つの体育館、中学校の1つの体育館、それからコミュニティセンター、多目的ホール、武道場、こういったところをフルに活用して、大変申し訳ありませんが、今そこを使っている団体の皆さんには少しずつ我慢をしていただきながら、何とか利用

できる方法がないかということシミュレーションしております。

先ほど中学校の部活と言いましたけれども、中学校の部活は、今放課後、自分たちの中学校の体育館と町の体育館と両方使うことができます。これは本当に田上中学校、部活動が盛んでして、大分強いのですけれども、それはその成果であると思います。もし町の体育館が使えないと、放課後は中学校だけの体育館になりますが、不便をおかけしますが、他の中学校ではみんなそのようにやっているの、工夫をしながらやっていただきたいと、また学校のほうには説明をさせていただきます。大変池井議員のご質問にきちんと応えていないで申し訳ございません。

12番（池井 豊君） 竹、タケノコ、竹あかりについてでございますが、町長、竹あかりについては、どんな形になるか分からんけれども、何らかの支援をしていきたいという表明だったので、ぜひそういう下で来年も続くことを祈っていますし、私も一生懸命汗かいて応援したいと思っています。いろんな仲間にか声をかけて、また参加したいと思っています。

タケノコなのです、問題は。来年裏年になってしまうのかなというところなのですけれども、調査してください。調査、ともかく。調査するとき、役所の悪い点は、全部調査しないと調査という感じにならないのですけれども、取りあえず道の近くで来年タケノコを切り出しできるような場所、増やしていこうという調査から、どんどん、どんどん奥へ行ってもらいたいと思いますので、全面調査してからまだこれは掘れないではなくて、ともかく来年出荷できる場所を探すような形で調査を始めていってもらいたいと思いますし、ぜひ来年も「たけのこまつり」であるようにお願いしたいと思っています。

それから、体育館です。教育長、聞きたいのは、スポーツ協会から、町民体育館施設更新を求める要望書というのが出てきましたけれども、これに対して何らかの回答はしたでしょうか。ですから、要は私はこの件について、しっかりスポーツ協会と協議してもらいたい。協議した上で、スポーツ協会が納得できるような使用形態になるかどうかポイントだと思いますので、ぜひこれはスポーツ協会と協議をしていただけるかどうかを併せてお聞きいたします。

竹については、すぐ来年取れるような場所から竹林探しをしていくようにできるのかということと、あとそれからスポーツ協会と協議、これだけお聞かせください。お願いします。

教育長（安中長市君） 今、池井議員がおっしゃいましたスポーツ協会からの要望は十分理解しているつもりです。また、その言っている内容も切実な問題だということ

で理解をしております。教育委員会としましては、議員の皆様は、この閉鎖をする、しない、どんな方向でいくかということを一応ご説明をしていただき、その中で、それが終わったら、すぐにでもスポーツ協会の皆さんにも集まっていただいて、要望を十分聞かせていただきたいと思います。町民の皆様のための体育館ですので、1つでも2つでも要望が聞けるように頑張っていきたいと思っています。

町長（佐野恒雄君） 竹林の調査の件ですけれども、全体をどうのこうのということではなくて、あくまでも抽出的な形で調査の方向で検討してみたいと思います。

議長（小嶋謙一君） 池井議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時39分 休 憩

午後2時55分 再 開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、渡邊議員の発言を許します。

（5番 渡邊勝衛君登壇）

5番（渡邊勝衛君） 議席番号5番の渡邊です。令和4年も月日がたち、早いもので12月議会定例会を本日迎えました。今週の土曜日の10日には、一般国道403号三条北バイパスが、加茂市下条から三条市下保内まで、午後2時に部分開通します。待ちに待った部分開通です。11月29日に、佐野町長をはじめとして、国道403号線整備促進期成同盟会で、国土交通省に早期事業化を図ることを要望しております。令和5年度中には、景雲橋につながる塚野目代官島線まで、工期遅れの発生しないような整備を進めていただきたいと思います。それから、県央基幹病院まで約6キロメートルの三条市内への早期事業化を町長にお願いするところがございます。町民の命を守る大切な道路でございます。今回は3つのテーマで町長に尋ねます。

まず1番目、ふるさと納税について。ふるさと納税の理念として、地方で生まれ育ち、そして都会に出てきた方に、誰でもふるさとへ恩返しをしたい思いがあるのではないのでしょうか。育ててくれた、支えてくれた、一人前にしてくれたふるさとへ、都会で暮らすようになり、仕事に就き、納税し始めると、住んでいる自治体で納税することになります。税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みができないか、そのような思いの下、ふるさと納税は導入されました。

ふるさと納税には3つの大きな意義があります。第1に、納税者が寄附を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であ

ります。それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分事として捉える貴重な機会になります。第2に、生まれたふるさとはもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であります。それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援となります。第3に、自治体が国民に取り組みをアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むことでございます。それは、選んでもらうにふさわしい地域の在り方を改めて考えるきっかけへとつながります。さらに、納税者と自治体がお互いの成長を高める新しい関係を築いていくことができます。自治体は納税者の志に応えられる施策の向上を、一方で納税者は地方行政へ関心と参加意識を高めることができる、言わば自治体と納税者の両者が共に高め合う関係です。一人ひとりの貢献が地方を変え、そしてよりよい未来をつくる。全国の様々な地域に活力が生まれることを期待しております。

令和3年度に総務省で発表された新潟県ふるさと納税件数ランキングは、1位は魚沼市で13万7,901件、2位は燕市で13万7,147件、3位は南魚沼市13万7,091件、最下位は刈羽村で3件、29位は上越市で70件、28位は粟島浦村で95件、27位は田上町で1,014件となっております。魚沼市の全国順位ランキングは58位で、田上町は1,455位となっております。ふるさと納税金額ランキング1位は南魚沼市で、45億100万円、2位は燕市で44億4,300万円、3位は魚沼市で28億600万円、最下位は刈羽村で107万円、29位は粟島浦村で383万7,000円、28位は田上町で2,467万3,000円となっております。南魚沼市の全国順位は22位、田上町は1,453位となっております。

質問といたしまして、1点目、平成30年度、令和元年度、令和2年度の田上町の新潟県ふるさと納税目標金額、ふるさと納税件数ランキング、ふるさと納税金額ランキングについて町長に尋ねます。

2点目といたしまして、令和4年度はふるさと納税目標金額を3,000万円に設定されましたが、10月末までのふるさと納税件数と金額、達成率について、町長に尋ねます。

3点目といたしまして、公共施設の劣化対策で多くの経費がこれから必要となります。令和5年度は、まちづくり財政計画から見るふるさと納税金額は、令和4年度と同じく3,000万円となっております。町長も2期目の2年目を来年は迎えます。町民の皆様の意見を聞くのも必要ですが、町長のアイデアでふるさと納税も件数と金額とも伸ばす年にしていただきたいと思います。令和5年度のふるさと納税件数と金額の目標値について、町長に尋ねます。

2番目、猿被害について。総務産経常任委員会視察研修は10月6日に阿賀町で行

われ、田上町にとっても問題となっている猿の阿賀町の現状について、新潟鳥獣警備代表の波多野健治さんより話を聞くことができました。平成27年、阿賀町地域おこし協力隊として、阿賀町から獣害対策員として働いてほしいとの声をかけていただき、阿賀町での活動を始め、現在に至っておるそうでございます。阿賀町での活動として、無麻酔による電波発信機、GPS発信機の装着、獣害対策の基礎講演会を行い、自分たちの集落を見詰め直し、獣害に強い環境をつくる集落環境診断を実施しております。新潟県猟銃被害対策本部が主催する鳥獣被害対策指導者養成研修会の講師も経験されております。

課題として、住民への啓発活動やGPS発信機による情報提供など、これまでの活動を継続していく中、新たな課題が生まれたとのことです。特に住民の高齢化や人口減少で、電気柵やGPS、ITを導入し、それを使いこなし管理できていた方々が高齢化して、人間側が徐々に野生の勢いに押されてきているとのことです。猿の過激化として、野生の力に押され、高齢集落が年々増加する一方、猿は常に進化し続け、電気柵を設置している山際の耕作地より、対策が手薄な民家周辺の農地へと場所を替え始めております。縄張を対策が手薄な里に見つけた群れは、山の生活に戻れない里猿となってしまっているそうです。このような群れは、食事を民家周辺の里で行うことから、おのずと就寝する場所も民家裏山などになっておるとのことでございます。過激化した猿の群れをどうするのか。対応として、里を中心に行動する猿は人慣れをしている、人を恐れないうために、いずれ人身被害につながるとのことです。民家周辺で銃器を使わず、小型おりで捕獲による個体数調整が間に合わないとのことです。そのような過激化した猿の群れの対策として行政と方法を模索する中、大型捕獲おりの導入を決め、過激化した群れの縮小を図る試みを行っています。まちぐるみで猿に絶対負けないという意識を定着することが重要と波多野健治さんは言われております。

加茂市は、猿や熊、イノシシ、ニホンジカなどの動物から作物を守るため、電気柵の購入費を補助しています。市内の山間部で特に猿による食害が多発し、市民から被害の報告が多数寄せられていることから、補助制度を設けています。3月頃から七谷地区を中心に、畑や家庭菜園のジャガイモやネギ、枝豆などが猿に食べられる被害が100件ほど寄せられているとのことです。補助の対象者は、市内に住所があり、設置する電気柵などを適切に維持管理でき、露地栽培（家庭菜園を含む）で野菜や果樹を生産する人が対象となっております。補助率は2分の1以内で、上限は10万円となっております。

質問といたしまして、1点目、町も今年に入ってから、猿などを追い払うロケット花火を無償で配布されております。これまでの町の被害状況と花火の使用量について町長に尋ねます。

2点目といたしまして、田上町も10月に入ってから里に近いところに猿が出没し、ネギ、栗、イチジク、柿が食べられたとの話が多くあります。玄関を開けたら目の前に猿がおり怖いので、いなくなるまで我慢をしていたとの話も聞いています。町でも電気柵を個人で設置している方もおります。今後、町も電気柵購入費用を補助する必要があります。今後の対応について町長に尋ねます。

3番目、少子化対策について。令和元年12月議会に、私は初めて少子化対策について一般質問をさせていただいております。平成25年度から平成30年度までの年度別出生数について町長に尋ねました。回答として、平成26年度70人、平成27年度48人、平成28年度51人、平成29年度41人、平成30年度43人とのことでした。5年後の目標出生数は、具体的な目標数値はないが、町総合戦略において目標数値を挙げており、最終年度の令和3年度の目標値は、策定時点の平成26年度実績値の70人を維持していきたいとの回答でした。国は、令和2年5月29日の閣議で、新しい令和の平和の時代にふさわしい少子化対策として、少子化社会対策大綱を5年ぶりに作成、決定しております。その背景として、5項目で形成されており、基本的な目標として、希望出生率1.8の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠、出産、子育てに希望を見いだせるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により希望する時期に結婚ができ、かつ希望するタイミングで希望する数の子どもを育てる社会をつくるとなっております。基本的な考え方として、結婚子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる、多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える、地域の実情に応じたきめ細かな取り組みを進める、結婚、妊娠出産、子ども、子育てに温かい社会をつくる、科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する5項目から成っております。施策の推進体制等では、さらに強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体で費用負担の在り方を含め幅広く検討するとのことです。

質問といたしまして、1点目、全国の市町村でも人口増加に多くの施策が検討され、人口増加に努力をされています。人口増加につながっている市町村もあれば、まだまだこれからの市町村もあります。町も多くの施策を行い、人口増加に努めております。今後の町の対応について町長に尋ねます。

2点目といたしまして、人口減対策として、子どもが生まれた家庭に対し、出生時と6歳時の小学校入学式前、12歳児の中学校入学式前、高校入学式前の節目に祝金を支給する市町村もあります。出産祝金として、第1子50万円、第2子70万円、第3子100万円、第4子150万円と、子育て支援金を誕生時に支給する市町村もあります。町は今後の対応をどのように考えているのか、町長に尋ねます。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、渡邊議員の質問にお答えいたします。

はじめに、ふるさと納税についてであります。1点目の平成30年からの令和2年までのふるさと納税目標金額、ふるさと納税件数ランキングとふるさと納税金額ランキングであります。ふるさと納税の趣旨は、渡邊議員のおっしゃるとおり、自分の意思で納税していただく自治体を選択していただき、その自治体を応援、支援していくことができる制度となっているため、町としても令和3年度までは、寄附額の目標は特に設定をいたしておりませんでした。ふるさと納税件数ランキングでは、平成30年度で605件、25位、令和元年度で609件、27位、令和2年度で668件、28位となっております。また、ふるさと納税金額ランキングでは、平成30年度で1,408万9,000円、28位、令和元年度で1,802万1,000円、27位、令和2年度で1,756万2,000円、30位となっております。

2点目の10月末でのふるさと納税の件数、金額、達成率につきましては、まず件数は356件、寄附額は847万3,000円、目標金額の達成率は28%となっております。例年ふるさと納税は、所得税や住民税の制度上、11月から12月に寄附額が伸びますので、目標に向けてしっかり取り組んでまいります。

3点目の令和5年度のふるさと納税の件数と金額の目標値についてですが、具体的な件数は設定をいたしておらず、金額については先月のまちづくり財政計画でも説明いたしましたとおり、3,000万円を目標といたしております。

このふるさと納税制度が始まってから十数年が経過しております。町としても、国の基準に対応した返礼品について、町内の事業所や農家の方々に協力をいただき、品数を少しずつ増やしております。今後とも寄附者の目に留まる品目を中心に、寄附額の増額に向け研究してまいります。

次に、猿被害についてお答えいたします。1点目のこれまでの被害状況と花火の使用量についてです。猿による作物の被害額につきましては、鳶ヶ沢で果樹を栽培している農業者や猿の出没が多い下吉田1区からご協力をいただき、被害金額を調

査した結果がございませう。令和3年度は16名の方から回答をいただき、桃、サツマイモ、栗などで15万4,900円の被害がありました。

花火の使用料についてであります、ロケット花火は狩猟専用ではありませんが、通常のロケット花火に比べ爆発品の大きい花火を購入し、追払いに使用いたしております。年間の使用量は100本から200本程度使用しております。また、町民の方への追払い用花火を提供しており、その実績は令和4年10月以降で6件、183本の提供となっております。産業振興課にロケット花火の在庫がございませうので、今後の提供依頼にも十分対応可能であります。

なお、今年度の被害状況につきましては、現在取りまとめを行っておりますので、まとも次第、お答えしたいと思ひます。

2点目の電気柵購入補助についてです。ご質問にもある加茂市や五泉市、また阿賀町でも、電気柵に対する補助を行っていると聞いております。町内での猿による被害は桃に対するものが被害の多くを占めておりますが、年々畑にも被害が拡大してきております。町内でも電気柵への補助を望む声がある一方で、桃などの樹園地の地形は傾斜地が多いこともあり、猿はすぐに電気柵に慣れるといった、その対策の効果に疑問の声も聞かれます。しかしながら、猿による被害防止対策を早急に図る必要がありますので、他市町村の取り組み事例を参考にしながら、電気柵購入に対する補助の導入に向け検討してまいります。

最後に、少子化対策についてであります。1点目の人口増加に対する今後の町の対応についてですが、これまで町としても様々な議論を行い、20代、30代の社会減の抑制に向けた施策が必要であると考え、令和3年度に第2次総合戦略を策定し、令和4年度から各種事業を始めたところであります。まだスタートしたばかりであり、評価もできていない状況でありますので、まずはこの総合戦略をしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

2点目の人口減対策についてですが、渡邊議員がおっしゃるとおり、新潟県内においても、結婚されたとき、出生したときや節目年齢の際にお祝金を交付している市町村もございませう。しかしながら、町としては第2次総合戦略を策定したばかりであります。まずはこの戦略の中で掲げている目標である20代、30代の社会減を抑制するための各種事業を着実に実施し、人口減少のスピードを少しでも緩やかにすることを考えておりますので、委員のおっしゃる支援金につきましては今のところ考えておりませう。

以上でございませう。

5番（渡邊勝衛君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。ふるさと納税について、加茂市が気になりましたので調べました。その中におきまして、加茂市は平成30年度のふるさと納税は833件で、納税金額は1,498万円です。この年は、田上町は加茂市より90万円ほど少ないです。令和元年度のふるさと納税件数は1,433件で、納税金額は5,573万2,503円となっております。令和元年度は、加茂市が3,771万円ほど多くなっております。令和2年度のふるさと納税は6,747件、3億6,325万3,478円で、加茂市が3億4,569万円ほど田上町より多くなっております。令和3年度のふるさと納税は、加茂市は件数で1万667件で、初めて件数で1万件を超えております。納税金額は5億1,321万1,000円で、これも初めて金額で5億円を超えています。前年度より件数で1.58倍、納税金額は1.41倍となっております。加茂市は、返礼品として340件用意されております。受付終了はありますが、品切れは少ないと私は思っております。佐野町長もふるさとチョイスで田上町の返礼品を見たかと思えますけれども、田上町は87件となっております。その中で、令和3年度産新潟県産コシヒカリ5キログラムと10キログラムの米が品切れ中と明記されております。もう令和4年度の米が出ているわけですので、当然この令和3年の米が品切れ中というのは当たり前かと思えます。令和4年度産が出てから2か月もたっているのに、令和3年度産が返礼品として残っているのは少し問題があるかと思えますので、検討を願いたいと思えます。

さらに、令和4年度産、優秀金賞受賞者米が5キログラム掛ける12か月連続お届けの寄附金額20万円というのがありますが、これが在庫残り僅かで、寄附はお早めにととなっております。今年の収穫した米が今から返礼品でなくなるようなことでは困ります。町長も先ほど、令和4年度、10月末現在、件数で356件、寄附金額は847万3,000円となっているとの話がありました。達成率は28%ということで、まだ30%に届かないような状態になっています。11月、12月は増えるだろうという話でございすけれども、できる限りやはり令和4年度の目標額3,000万円を大幅にクリアするよう頑張ってくださいたいと思えます。この件についても町長から、今後の対応についてお聞きしたいと思えます。

令和4年度まちづくり財政計画には、ふるさと寄附金は3,000万円と設定しております。令和5年度ふるさと納税を、寄附金を3,000万円に設定しているのではなく、中身のある目標値を設定していただきたいと思えます。どこの市町村も、ふるさと納税金額で多くの事業が実施されております。今後の対応について町長に尋ねます。

猿被害についてでございますけれども、今年の8月頃から猿被害が発生し、野菜、果物が多くの被害を受けております。田上中学校の裏山付近で野菜を作っている方の話を聞きますと、来年からはもう少し里の畑で野菜を作ろうかと言われている方もおります。町は、猿が出没した場合、産業振興課に連絡くださいとのことですが、町民は警察の顔は見ますが、職員の顔が見えていないとのことでございます。今回猿が来たところは、羽生田の野球場とか、田上小学校に近い川之下の山でございます。小学校付近には猿が存在しています。ぜひ課は関係なく生徒を見守ってほしいです。町民も職員の顔を見ることに安心感があります。

特に11月8日ですか、朝、川之下の南側、橋の上から、川之下大橋からダムの方に向かうわけでございます。右側の南側のところに猿が発生したわけでございますけれども、そこには警察の方は来ましたが、役場の職員は午前中も来ないし、午後からも来ませんでした。私も一応役場のほうに連絡して、分かりましたということございましたけれども、やはり町民は町の職員の顔が見えることによって安心感があります。今後の対応について町長に尋ねます。

2点目といたしまして、令和5年度予算に電気柵購入費の補助をやりたいということでございます。農家の皆さんにとって、猿の出没は死活問題となっております。今後、猿の増え方によってはGPSの導入も必要かと思えます。今後の対応について町長に尋ねます。特に今回は川之下の小屋沢付近で猿を見ております。その奥にもまだ平林というところで、本田上辺りでは桃、梅を作っております。特に桃が危ないというような状態で話を聞いておりますので、そこらの対応もよろしくお願ひしたいと思います。

3番目、少子化対策として、令和元年12月定例会で、私は一般質問の中で町長に少子化対策は大胆な施策をお願いしますと要望しました。新規策は今のところ取り組む予定はないが、既存事業の見直しを行いますとの町長の回答でした。それから3年、人口も増えておりません。9月議会では、両小学校の統合の検討で、町長への総括質疑が池井議員から出されております。町の回答として、両小学校とも150年の歴史がありますので、丁寧にいろいろな議論を重ねていきたいと思えますとのことが回答でした。この問題は、今後も短期間で各議員から提案されると思えます。そのためにも、町も人口増加につなげるかなり大肝な施策が必要となります。私の住んでいる本田上で、私と同じ学年は32名いました。政府は、出産した人に原則42万円が公的医療保険から支払われる出産育児一時金について、2023年度から50万円に増やす方向で調整に入っています。実現した場合、2009年10月以来となり、上げ幅

としては過去最大となることです。今後の対応について、町長に再度お願いします。

以上で2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君）　まずはふるさと納税の件であります。このふるさと納税の件数、金額ともなかなか伸びていない、このことについては議会の皆さんから度々ご指摘を受けて、目標額を設定して、徹底的に目標額に近づけるようにというふうなことでご指摘をいただいているところであります。

決して担当課のほうでふるさと納税の目標について努力していないわけではありません。しかしながら、先ほど加茂市との比較、いろいろお話しいただいたようですけれども、加茂市と田上町との返礼品のそうした品と申しますか、そうした面での違いはあるかと思えます。しかしながら、目標に向けてしっかり取り組まなければならないと思っておりますし、先ほどの件につきましては政策推進室長のほうから答弁させたいと思えます。

それから、猿被害、大変これどこの自治体、特に山間部の自治体が大変苦慮している実情であります。果物とか、そうした作物の被害だけではなくて、最近は住宅地にまで降りてきている、そのことが非常に憂慮される状況なのだろうと思っております。本当に住宅の近くに、住宅もそれこそ屋根の上にいるのが発見されたりというふうなことで、大変猿の被害に対しては町としても本当に真剣に考えていかなくてはならない課題だと思っております。先ほども申しあげました電気柵の補助、これについては町としても考えていかなくてはならないと思っておりますし、先ほど議員がおっしゃられたGPS、そうしたこともその効果のことを考えて、これからも検討して研究していかなければならない課題かなと思っております。いろんな各自治体、他県のそうした猿だけではなくて、イノシシであるとか、熊であるとか、そういうものに対する対策、一つには犬がどうのこうのとかというふうなことも聞いております。しかしながら、この対策がというものがなかなかないというのが実態なのだろうと思っております。他県のそうした実態、これらについてもしっかりと研究していきたいと思っております。

それから、少子化対策の件であります。これはなかなか、いつも申しあげているとおり、はっきり申しあげて、少子化対策に対する妙薬というものはなかなかございません。議員おっしゃられるように、第1子、第2子誕生に対して祝金とか、そういうことももちろん他の自治体でやられているところもあるということは承知をいたしております。しかしながら、なかなか今の状況の中で、そうしたところまで踏み込める状況でないことはご理解いただきたいと思っておりますし、まずは先ほ

ど申しあげました第2次総合戦略の着実な実施、このことによって少しでも、少子化の流れはもう今の状況で防げない状況かとは思いますが、その減少のスピードが少しでも、取り組み実施することによって、カーブを少しでも緩やかなものにしていききたいなというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

政策推進室長（堀内 誠君） それでは、先ほど渡邊議員からご質問いただきました返礼品の関係で、令和3年度産のコシヒカリが品切れというふうなことで問題があるというふうな形でした。

返礼品に関しましては、一連の番号を付しまして、そのような形で出品していただいているという方で品ぞろえをさせていただいております。既に品切れというふうな形であります。紙で申請をしていただいた方に対しても、番号で分かるように一連の番号を付している関係で、このような形で表示をしているというふうな形でございます。

また、令和4年度の分に関しまして、残り僅かというふうな形でございますが、出品者からの出品の品数、確保している量にもよりますので、このような表記という形でさせていただいているというふうな状況でございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

5番（渡邊勝衛君） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

先ほど室長から話がございましたように、できる限りやはり日頃から目を配っていただきまして、なるべく品切れはならないように気を付けて、やはり特に米はこれから必要となりますので、できる限り早く対応していただきたいと思っております。

田上町の返礼品を見ますと、冬場に使うものが載っておりません。三条市では、本格的な積雪シーズンを前に、ふるさと納税返礼品に冬バージョンに1万5,000円でママさんダンプや、冬キャンプでのストーブにも利用できる煙突ガードを2万5,000円で新規に返礼品に追加しております。三条市も、昨年納税金額が15億1,600万円でしたけれども、今月中には25億円になるのではないかという話も聞いております。あと、弥彦村、ここもやはり令和3年度は5億円を超えております。ちょっと田上町が遅れているような状態でございますので、今後、議会と執行側が相談しながら検討するのも必要ではないかということで提案をさせていただきたいと思っております。

あと、猿の関係でございます。できる限り地元住民と話合いができる場所を町からつくっていただき、特にこの時間帯、子どもたち小学校から帰ってくる時間帯で

ございます。何とかここに来まして猿はいないというような状態になったということ話を聞いておりますけれども、何とかして、猿から子どもたちを守るような状態を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

議長（小嶋謙一君） これにて渡邊議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時44分 散 会

別紙

| 令和4年 第4回 田上町議会（定例会）議事日程 | | | |
|--------------------------------|--------|--|------------|
| 議事日程第1号 令和4年12月8日（木） 午前9時30分開議 | | | |
| 日程 | 議案番号 | 件名 | 議決結果 |
| | | 開会（開議） | |
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 | 11番 12番 |
| 第2 | | 会期の決定 | 8日間 |
| 第3 | | 諸般の報告 | 報告 |
| 第4 | 承認第13号 | 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第8号））の報告について | 付託 |
| 第5 | 議案第39号 | 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | 付託 |
| 第6 | 議案第40号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について | 付託 |
| 第7 | 議案第41号 | 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について | 付託 |
| 第8 | 議案第42号 | 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について | 付託 |
| 第9 | 議案第43号 | 令和4年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について | 付託 |
| 第10 | 議案第44号 | 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について | 付託 |
| 第11 | 議案第45号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について | 付託 |

| 日程 | 議案番号 | 件名 | 議決結果 |
|-----|--------|----------------------------------|------|
| 第12 | 議案第46号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について | 付託 |
| 第13 | 議案第47号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について | 付託 |
| 第14 | 議案第48号 | 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について | 付託 |
| 第15 | 議案第49号 | 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定について | 付託 |
| 第16 | | 一般質問 | |

第 2 号

(12 月 9 日)

令和4年田上町議会
第4回定例会会議録
(第2号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和4年12月9日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 森山晴理君 | 8番 | 今井幸代君 |
| 2番 | 小野澤健一君 | 9番 | 椿一春君 |
| 3番 | 品田政敏君 | 10番 | 熊倉正治君 |
| 4番 | 藤田直一君 | 11番 | 松原良彦君 |
| 5番 | 渡邊勝衛君 | 12番 | 池井豊君 |
| 6番 | 小嶋謙一君 | 13番 | 関根一義君 |
| 7番 | 中野和美君 | 14番 | 高橋秀昌君 |
- 4 欠席議員
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|------|---------------|------|
| 町 長 | 佐野恒雄 | 地域整備課長 | 宮嶋敏明 |
| 副町長 | 吉澤深雪 | 町民課長 会計管理者 | 本間秀之 |
| 教育長 | 安中長市 | 保健福祉課長 | 田中國明 |
| 総務課長 | 鈴木和弘 | 教育委員会 事務局長 | 時田雅之 |
| 政策推進室長 | 堀内誠 | 産業振興課長補佐 | 近藤拓哉 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 渡辺明 |
| 書記 | 板屋越麻衣子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 議

議長（小嶋謙一君） 改めまして、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第2号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 一般質問

議長（小嶋謙一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に13番、関根議員の発言を許します。

（13番 関根一義君登壇）

13番（関根一義君） 13番、関根です。通告に従いまして一般質問を行います。今回は、3点にわたって一般質問を行い、町長の見解をただしたいと思います。

まず最初に、原発政策の転換と県の検証委員会の動向について、私が把握する範囲内で訴え、町長の見解をお尋ねいたします。原発をめぐる動きが新たな局面を迎えております。政府が原発運転期間規定の削除と次世代原発の開発、建設を声高にし、一方では、本日の三條新聞にも1面トップでありましたが、県議会においても議論されていますけれども、県知事は住民説明会で情報を共有したとして、再稼働に向け動き出そうとしているからです。こうした局面に立って、再度でありますけれども、町長の政治姿勢をたゞします。

最初に、私は佐野町長とは何回かにわたって原発再稼働をめぐる諸情勢について議論してまいりましたけれども、そこにおいて町長が示した見解について、要約的に私の把握している内容について紹介をしたいと思います。町長は、再生可能エネルギーで電源供給がされることは理想だ。しかし、よくよく考えてみれば、突き詰めればエネルギー政策の在り方を問うことだということを前提にして種々私に見解

を明らかにしました。核燃料サイクル、放射線廃棄物の処理などを含め、国民が議論できる環境を整備すべきだ。あるいはまた、再稼働について検証委員会の報告を待って信を問う方針が示された以上、県民が冷静に判断できる環境を整備することが重要だということでありました。さらに、令和4年3月議会においても議論いたしましたけれども、そのときは柏崎刈羽原発で度重なる不祥事が発生しておりました。直感的に反発する世論を背景にして、町長もまたこの事態に対して、東京電力に原発を運転する適格性があるかとの疑念が拭い切れない、規制委員会は継続的かつ厳格に対応すべきだという態度も表明いたしました。ところで、私はこのような町長との数回にわたる議論を踏まえて、今日段階における状況について改めて町長にその見解を問いたいと思います。

本題に入ります。最初に、堰を切ったように動き出す原発見直し案と県動向について明らかにしたいと思います。岸田首相は、GX実行会議、私もそれまではよくGX会議とは何か、どのようなメンバーが議論しているのだろうということについては知る由もありませんでした。8月24日でありますけれども、柏崎刈羽原発6、7号機を含む規制基準に合格した7基の再稼働を、こともあろうに国の主導で来年の夏以降、再稼働を目指すとの考えを示しました。また、原発運転期間60年が規定されていますけれども、最高運転期間ですけれども、その規定を撤廃し、原子炉等規制法の改正をするということも考え方を示しました。そしてまた、原発の新設や建て替えは想定しないのだというエネルギー基本法の大前提を転換し、次世代型原発の開発、建設を行うの考えを示し、このような件について年末までに結論を出してほしいということ提起いたしました。

私の見解は後ほど触れたいと思いますが、ところでそのような政府の動きに関連して原子力規制委員会が、11月2日でありましたけれども、原発運転期間の規制見直し案を発表いたしました。通告書に書いてある内容は、当時の規制委員会の見解でありましたけれども、現在動いているのはそこにとどまらず、原発停止期間を運転規制年数から除外するのだということをもって焦点化させ、60年規制を撤廃するという、そういう動きに出てきていると思います。さらに、11月8日に至りましたけれども、経済産業省が動き出しました。内容については省略いたしますけれども、岸田首相の11月2日の政治発言以降、国会議論もさることながら、国民議論も何も無いままにエネルギー基本計画を無視し、原発事業者の代弁をしたのです。

一方、県の動向ですけれども、既にマスコミ等で連日のようにその動向が報道されていますけれども、3つの検証委員会の報告が出そろったとして検証結果の住民

説明会を実施しました。新潟会場ぐらいは何としても参加したいと思っていましたけれども、参加することは不可能でした。しかし、住民説明会には、今日の新潟日報1面トップにも掲載されていますけれども、総括委員会の報告が含まれていません。なぜか。総括委員会の在り方をめぐって総括委員長と県知事の見解が真っ向から対立しているというふうに言われています。最も大切な事柄でありますから、何らかの資料がないか、探してみましたけれども、私の手に入ったその資料によれば、池内総括委員長が主張している内容は、再稼働の是非に関する参考意見を科学的、合理的立場から示したいのだ。柏崎刈羽原発の安全性及び東電の適格性に触れない検証はあり得ない。また、県民の意見反映には、総括委員会報告の前にタウンミーティングが必要だという見解なのだということが述べられていました。それに対して県知事は、総括委の報告は3つの委員会の報告だけでいいのだと。何のことはない、総括委員会の報告は必要ないのだということを述べていたようです。あるいは、タウンミーティングに関しては、県民の意見は検証報告が出された後に県が説明するのだ。総括委員会がそこまで出しゃばることはないのだということが県知事の姿勢だったようです。

ところで、先ほども触れましたけれども、住民説明会が開催されました。そこで指摘されたのは、避難委員会の報告がなされましたけれども、避難委員会の報告はその検証に至るものでなく、456点と言われてはいますけれども、課題だけの指摘に終わっていたということが指摘されていたようです。この避難委員会の報告は、なぜそのような形になっていたのかということについて、いろいろな情報を取り寄せましたけれども、そこで明らかになったのが、避難委員会の議論の途中で県の見解がなされた。どのような見解か。避難委員会の検証は課題抽出まででよいとの指示がなされたようです。まさに検証ならず検証が露呈したのではないのでしょうか。このような状況に対して、避難委員会の委員会の面々は、皆さん方は検証の継続を求めているということが言われているようです。

このような状況の中で、私が特にこれは許し難いなというふうに強い意思を持った政治動向は次のようなものがあります。1つは、国の動向が、冒頭も触れましたけれども、エネルギー基本方針の中で再生可能エネルギーの主電力化を目指すという方針を掲げましたけれども、これが何と後景化していること。また一方では、放射線廃棄物の処理計画や燃料サイクルの計画の頓挫、こういうものが放置されたまま。そのように福島事故の教訓を投げ捨て、自ら立てた基本方針をないがしろにしているというところでもあります。

また、岸田首相にあっては再稼働を国の主導で目指すのだということが、冒頭紹介しましたけれども、明らかにされましたが、このような発言は私たち柏崎刈羽原発が立地する新潟県民として断じて容認できないものであります。

一方また、県が総括委員会を無視し続けるならば、避難委員会の報告に見られるように、検証ならざる検証を基に再稼働の判断を知事に委ねることになりかねません。このような3点を直面している事態に対し、私が許し難い点として強調しなければならないと考えております。

そこで、町長にお尋ねいたしたいと思います。国に対しては、次の3点について町長からぜひとも意見表明をいただきたいと思っております。1つは、エネルギー基本方針に基づき再生可能エネルギー政策を強力に進めるべきこと。2つ目は、原発基本方針の転換と原子炉等規制法の一方的改正に反対し、法改正の科学的根拠を求めること。3つ目に、繰り返しで主張していますけれども、再稼働を国の主導で目指すなどとした首相発言の真意をたずねること。以上3点、町長の意見表明を求めたいと思います。

次に、県知事に対しては、以下4点について見解をたずねべきだと考えています。1つは、先ほども申しあげましたけれども、総括検証委員会の主体性の下に速やかに委員会を開催し、総括意見を求めること。2つ目に、住民説明会を行って情報を県民と共有したというふうに県知事は言っているようでありまして、何をもちょう県民と情報を共有したのか明らかにすべきこと。3つ目に、住民の命に直結する避難委員会の継続を求めること。4点目に、何回も申しあげていますけれども、県民への信の問い方を具体的に示すこと。以上4点について、ぜひとも町長から県知事に対して見解をたずねていただきたいということを要請したいと思っております。

次に、大きな項目の2番ですけれども、町民体育館建設の方針の策定と公共施設の総合管理についてただしたいと思っております。2回の全協で議論を行ってまいりましたので、その議論を踏まえまして、改めて本議会において町長と教育長の見解をお伺いします。

1つは、町民体育館の個別計画は町の公共施設マネジメントと位置づけ、公共施設の在り方と町の財政運営との整合性を図り、町民合意を求めつつ策定すべきだと思っておりますけれども、考え方をお聞きします。

2つ目は、町民体育館の継続使用が言われていますけれども、安全確保は絶対条件です。

3つ目に、安全確保の必須条件として、町民体育館の耐震診断を実施することだ

と思います。

大きな項目の3点目でありますけれども、私の提言でありますので、そのように受け止めてもらえばありがたいと思います。護摩堂山・里山コモンズ事業（仮称）の提言についてであります。9月議会において議員提言がなされ、里山に限定したわけではありませんけれども、とりわけ竹林対策等々は、あるいはタケノコ、特産品の今後について等々が議論されました。町長の答弁もなされました。今後の里山対策については、とりわけ竹林の実情について調査し、研究してまいりたいという答弁だったと思います。

そこで、事業化に向けて提言をしたいと思います。現在、竹林と言わず田上町における農地も含めて、管理、耕作者の担い手が高齢化し、極度の激減によってその担い手が失われ、荒廃の道をたどったり、将来荒廃が危惧されたりしていると思います。私はこの農地、森林等については、町の資源開発の資源として位置づけ、一方で国土の保全として事業化の期待が高まっているのではないかというふうに思っております。新しいまちづくり3本柱が提起されて3年を迎えます。活力あるまちづくり、その事業として議論を高めることを望んでおります。

そこで、端的に提言をいたします。護摩堂・里山コモンズ事業に着手をし、今後町が進めようとしている政策課題の深化を期待をいたしております。ところで、唐突のような提言でありますので、何点か補足をさせていただきたいと思います。私が護摩堂山・里山コモンズ事業を発想したのは、1つは私の経験にあります。私は、曾根共有占用地開田組合の役員的一端を担わせていまして、その経験があります。組合の管理用地は、11町歩ほどありますけれども、その所有権は個人に帰属させていますけれども、共同管理を行っております。もちろん耕作はそれぞれの所有権者に委ねていますが、管理は共同組合が行っています。いわゆる昔言われた入会地、土地の共有化というふうなイメージを持って私たち集落の先人たちがつくってくれた共同組合です。

2つ目に、コモンズという発想をしたのですけれども、これについて申し上げたいと思います。私は、里山管理を行うに当たっては、行政の関与がより重要になってくるなというふうな思いを強くいたしました。昨日も議論がありましたけれども、行政がどこまで私有地である用地に対して関与できるかという点については、難しさもあるし、疑義もあるし、いろんな限界があると思いますけれども、しかし用地の位置づけを入会地というならば、共有地として認知し合うことが大切ではないかというふうなことを発想いたしました。地権者と行政の信頼と調整がこれから求め

られてくるなということを考えました。その場合、私たち行政にあっては、既成概念を超えた関与が求められるということも強く感じました。

それから、事業化の有効性についてもいろいろ勉強いたしました。一昨年、私は不幸にして長期入院を繰り返しましたがけれども、そのとき読んだ1冊の本、それが参考になりました。気候変動の根本的対策には、過度に商品化された社会のコモン化が必要なのだと説いていました。まずは、その中で言われていたのが人の手が入らなくなった国土の保全は、コモンズによる管理が有効とも説いていました。私が触発されたいつときでありました。そしてまた、最近ですけれども、このような提言をしようというふうに発想して以降、いろいろパソコンで調べてみました。環境省が里山コモンズ事業として提唱していました。内容を十分に勉強もしておりませんので、多くは触れることはできませんけれども、私が提示する護摩堂・里山コモンズ事業も環境省の荒廃した農地、山林を対象とするSDGsの一環として位置づけることができるなという意を強くいたしました。このようなことを思いながら提言をいたしましたので、ぜひ今後の町における政策の一環として参考にしていただければというふうに思っております。

以上申し上げまして、1回目の質問を終わりたいと思います。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、関根議員の質問にお答えいたします。

はじめに、原発政策の転換と県検証委員会の動向についてということでお答えをいたします。議員お話しのように、原発をめぐる政治動向が新たな局面を迎えております。これまで政府は、再生可能エネルギーを最優先で導入し、2030年度には電源構成に占める割合を今の2倍の36%から38%に拡大するとしていました。花角知事も将来的に原発に依存しない社会の実現を目指すべきであり、本県においても引き続き多様な地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進することを基本姿勢として持っておられます。私もこの基本方針に全く同感であり、以前から議会でも申し上げておりますとおり、原発に頼らない再生可能エネルギー政策を推進すべきであると考えております。

岸田首相は、脱炭素社会の実現のため、また将来的な電力の安定供給を目指して、次世代型原発の建設を検討することも含め、我が国の電力供給の在り方、ひいてはエネルギー政策の在り方について大きく方針転換を打ち出した形です。福島第一原発事故後、原発の新增設や建て替えは想定しないとしてきたエネルギー政策のまさに180度とも言える大転換です。さらに、最長60年としてきた運転期間の延長を検

討する方針についても示された形であります。地震大国の日本で老朽化した原発の安全性には懸念が残ると言えるのではないのでしょうか。技術者でもない私には、当然判断できることではありませんけれども、古い原発をいつまでも使い続けられる制度にはそれなりの科学的根拠が求められるのは当然であり、私も含めて町民が抱える原発への不安の大きな要因として、行き詰まりを見せている核燃料サイクルの方向性を含めた国の原子力政策、エネルギー政策を国はもっと真剣に、丁寧に説明する必要があるものと思っております。そして、再稼働は国の主導でとした首相発言の真意をただすことについては、これは国会の場で議論され、ただされるものと思っております。

一方、新潟県の総括検証委員会について、速やかに委員会を開催し、総括意見を求めることについて花角知事に見解をただすべきとのことでもあります。ご承知のように、何をもって総括とすべきか、知事と総括検証委員長との間で意見、見解の違いが表面化する形となり、第2回の検証委員会開催以降、しばらく委員会が開催されない状況が続いております。詳しい内容について知る由もありませんが、現在事務的に調整を続けているとも言われておりますので、近いうちに開催されるものと思っております。いずれにいたしましても、まずは委員会が開催されることが重要なのではないかと考えております。

3つの検証のうちの1つである避難検証委員会についても議論が終了し、報告書が取りまとめられました。456の論点の抽出だけで終わった検証結果をどう踏まえるのか、住民の命を守るために課題、論点の抽出にとどまらず、実効性を高めるために避難計画を厳しくチェックする必要があるなど、委員の中からは多くの声が出たとも言われています。いずれにしても、避難計画の実効性を高めるための取り組みというものは、様々な角度から議論、検討されるべきものであると思っております。様々な状況に応じた繰り返しの訓練であったり、一つ一つの論点に対応しながら避難計画の実効性を上げるための対応や取り組みを積み重ねていくことこそ大切なのだろうと考えます。何をもって県民と情報を共有するのか、これについても国会同様、県議会で議論される中で明らかにされるものと思っております。同様に、県民への信の問い方につきましても、以前にもお答えをしており、これは知事として判断されることであり、県議会での議論も踏まえた中で、しかるべき適切な時期に適切な方法を判断されるものと思っております。

次に、町民体育館建設方針の策定と公共施設の総合管理についての質問にお答えいたします。1点目の町民体育館建設の個別計画についてであります。新体育館

の建設に当たってどのような規模の体育館を建築するかをまとめた基本計画に対する質問であると理解をいたしております。基本計画につきましては、議員おっしゃるように様々な方面からの意見集約は必要であると感じております。策定に当たっては、スポーツ関係団体を主に、町民の方々が使いやすく利用しやすい施設となるよう幅広い意見を集約し、町の公共施設等総合管理計画と整合性を持たせながら、十分研究してまいりたいと考えております。

2点目の現在の町民体育館の継続使用に当たって安全確保策を具体的に実施すること、3点目の安全確保のため耐震診断の実施についてであります。議員からは安全を担保せず継続利用することはあってはならないと強く意見をいただいているところです。昭和48年に竣工した町民体育館は、耐用年数を経過していること、旧耐震基準による建築であることから、躯体の耐震性がないことは十分予想されるところであります。しかし、町としてさらに安全性に不安を感じている箇所は天井板であります。躯体の耐震性よりも天井板の落下を一番危惧いたしております。利用者の命を守る対策を第一に考え、教育委員会において鋭意研究、検討を行ってまいりましたので、その対応については教育長に答弁させます。

最後に、護摩堂・里山コモンズ事業の提言についてお答えいたします。護摩堂山の山麓に代表される里山と言われる地域は、春には田上町を代表するタケノコが取れ、田上の代表的な風景の一つにもなっている竹林が広がっております。里山は、かつては地域の方々がそれぞれ自然の恵みを有効に活用し、生活に欠かすことができない場所となっておりました。そのため、常に人が入ることによって、山がそれほど荒れることもなく管理されておりました。しかし、近年は生活スタイルが大きく変わったこともあり、トレッキングや山菜取りなどで山に入る方もおられますが、全体としては里山に対する興味、関心が薄くなってきているのではと感じております。その結果、全国各地で獣害が発生するようになり、田上町でもこの数年間で獣害により町民の方へ被害が及ぶようになっております。人と自然との共生関係が崩れている中で、改めて里山を見詰め直す時期かと思えます。私としては、里山の重要性や活用に関して、改めて町民の皆さんに理解をしていただく必要があると感じております。里山の保全、維持をはじめ自然資源の活用、環境教育などその分野の幅が広い中で、まずは研修活動などを通じて里山の現状と重要性について町民の皆さんに呼びかけることができないかと考えております。それにはこれまで里山再生に努力されてきた団体や個人の方と連携をすることも必要であると感じております。民有地を対象として町が整備する場合、権利関係をはじめ課題は多くあります

が、今後の竹林整備を含め、ご提言いただいたコモンズ事業も参考に、里山再生に向けた取り組みを研究していきたいと思っております。

以上でございます。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) 関根議員の町民体育館建設方針の策定と公共施設の総合管理計画についてお答えします。

先ほど町長が答弁いたしましたように、新体育館の建設時における基本計画につきましては、これから十分研究していきたいと考えております。

既存施設の継続使用における安全性の確保につきましては、様々な方面から慎重に検討してまいりました。結論としましては、既存施設の床材の強度不足などにより天井板の点検実施及び補強工事などができないということから、苦渋の思いではありますが、施設を閉鎖したいと考えております。今後、町民体育館を利用している団体への説明や、他の施設を利用している団体にも、限られた施設への相互利用等に当たってご協力をお願いしていきたいと考えております。

13番(関根一義君) 再質問をいたします。

まず最初に、原発政策に関する町長の意見表明をぜひお願いしたいということをお求めましたけれども、冒頭その関係について、再度私がなぜ求めるのかという点について申し上げたいと思います。私は過去、佐野町長のみならず、前任の佐藤町長とも数回にわたって議論をしてまいりました。もちろん私の立場は原発再稼働には反対です。しかし、町長に何回かにわたって議論し、求めてきたのは、私と同じ立場に立たなければまかりならぬなどという、そのような姿勢ではありません。佐藤前町長とも何回か議論し、最終的に佐藤町長と至った佐藤町長の所見は、現状では再稼働については認め難いという見解をいただきました。佐野町長とも就任以来、今日で4回目でしょうか、議論させていただきました。その時々政治動向を踏まえて、私が時の首長、町長に何を求めるのか、何を求めたいのかということについて主張してまいりました。そこで、今回はこのような大きな政策転換、それも国民の議論を無視して政策転換するような、こういう事態に対して町長に求めたいのは、町長の立場から意見表明をいただきたいということをお求めたわけです。

そこで、もう2点ほど紹介しますが、佐野町長は私との議論の中で所見を述べた2つの特徴点があります。1つは、町民の不安や不信感を代弁することは私の責務なのだというふうなことをいただきました。さらには、全県的なアンケートが実施された首長に対するアンケートに対しては、再稼働の地元同意の定義を全市

町村の同意が望ましいという見解を述べられました。これは全県下の首長、まれな見解ででした。このような2つの主張は、私はもちろんその政治姿勢に同感する立場を取っておりますし、町長の政治姿勢が住民の立場に立つということを際立たせた見解でなかったかというふうに受け止めております。そういう立場から、私は今日的なこの動向に対して意見表明を求めたわけです。ぜひ町長としての立場でももちろん結構でありますけれども、意見表明をすべきだ。住民個々の意思表示だけに委ねるなということを申し上げておきたいと思えます。町長自らも自らの意見表明をすべきだ。それに対して異があろうとも、それは頑として受け止めるべきだというふうには思っております。ぜひ私が示した案件について、町長の意見表明をお願いしたいと思います。ただ、答弁を聞いておまして、それは意見表明にならないよというふうに思ったのが2点あります。岸田首相の発言に対するそれは国会でしようということと、それは県議会でしようということがありましたけれども、それはないでしようというのが私の感想です。ぜひその件についてどのように町長として考えるのか、佐野町長個人というよりも一自治体の首長として意見表明をすることが今必要なのだ、今住民が求めているのだということをぜひ受け止めていただきたいと思えます。

時間もなくなりましたので、かいつまんで申し上げたいと思えますが、町民体育館の関係です。私は、全協の中で強い口調で申し上げてきました。安全対策が個別具体的に実施されなければ、使用停止をかけるべきだということを申し上げましたけれども、私は使用停止ありきで考えているわけではありません。しかし、どう考えても、今教育委員会が具体的な安全対策を実施する、そういう気構えと、そしてその根拠を明らかにする、そういう姿勢に乏しいということを強く申し上げておきたいと思えます。したがって、使用停止ありきではないけれども、もし仮に、使用停止の方向で考えているという答弁でありましたけれども、そうであるとしたら、なぜ使用停止をかけなければならないのか、具体的に町民に明らかにすべきだというふうに思えます。具体的な安全対策は何が求められているのか、それがなぜできないのか明らかにすべきだと思えます。その上で、継続使用させてくれという要望が出ているようでもありますけれども、関係団体と膝を突き合わせて議論をしてほしいというふうに申し上げます。もしこのような主張を私がしていることが、その諸団体の皆さんが見解を聞かせいということであれば、ぜひ私にお話をいただきたい。いつでもお伺いをいたします。そういうことを申し上げておきたいと思えます。

それから、コモンズ事業の関係でありますけれども、私は近い将来が心配です。

今田上町、800町歩だよ、田んぼ。800町歩の有効田がありますけれども、これの耕作放棄地が近々生み出されるのではないかというふうに言われています。もう米作りなんて駄目なのだよというふうに言います。固有名詞を挙げて申し訳ないと思えますけれども、私の後援会長をしている須佐君、10町歩の耕作をしています。しかし、もう限界なのだよというふうに言うのです。なぜか。ここにも農協の理事おられますけれども、農業はもう相手にしないのだよ、ここまで米価が下落をすれば農協が相手にしてくれないのだ。農機具を替えるにはどうすればいいのだというふうにも言うのです。過日紹介しましたけれども、農業団体の全国規模の団体が来年度の米価下落の試算を発表したというふうに言われていますけれども、そういうこともあると思えます。

ことほどさように農地のみならず、森林はその担い手を失って将来荒廃するのではないかというのが私の、おまえがそんなの心配することないではないか、何ほどの人間なのだと言われるかも分かりませんが、私が心配していることです。だとしたらどうするのか。紹介しました里山コモンズ事業、私が勝手に名前をつけたわけではありません。私が思いついた中身で提起しているわけではありません。環境省が国交省とタイアップして、里山コモンズ事業として打ち出すことが将来に向けた、今必要な事柄なのだということで提唱しているわけです。私は、そのことを田上町においても受け止めていただいて、そして昨日来議論がありましたけれども、商工会青年部の皆さんが中心になって新しい資源をつくってくれた。これを行政が黙って見ていることはない。行政が何らかの形で支援をする、その具体策を模索すべきなのだということは申し上げておきたいと思えます。

私も勉強不足ですから、よく分かりません。どこに竹林があって、どの竹林が田上町の特産物、タケノコを栽培するために有効な竹林なのかなんていうことを私もよく分かりません。ですから、そういう意味では思いつきかも知れませんが、発想についてぜひ受け止めていただきたい。そして、町長のこの任期の段階で田上町の将来の道筋をつけていただきたい。私の提起しているのは1年や2年で事業化できるような、そういう代物ではないということは、里山コモンズ事業の記事を幾つか見てもよく分かります。3年、5年かかるだろう。しかし、今手をつけなければ、さてそういうことを言われたなというふうに思ったときには、既に里山が荒廃しているという時代が来るのだろうということを申し上げておきたいと思えます。

これも私の経験ですが、私は今、時間ありますから、あと2分で終わりますけれ

ども、今農地保全会の一端も担わせてもらっています。農地保全会は、私ども曾根地区と議長の中店地区と、そして土地改良区が中心になって行っている土地改良区の保全会と、3つの保全会があります。なぜこんな保全会に、私が地区の皆さんに提起をして、ぜひやろうではないかということで先兵を切ったのかということは、このままではうちの農地が、曾根部落の農地が管理し切れなくなるのではないかと。なぜか。管理する農業者が圧倒的に不足してくる。だから、国が提起しているのは、毒まんじゅうを食べるといふ思いだけれども、毒まんじゅうを食べて農地保全のために、農業従事者だけではなくて、非農業者も入れて保全会をつくろうではないかということで提起をして、今現在10年来に至っているわけです。もう10年したらみんな疲れてしまって、もうやめさせてくれというふうにみんな言います。こんなこととしていたって将来ないではないかと言いますし、非農家の皆さんは何で私たちが農地の保全のために駆り出されるのだというふうに言います。しかし、それはそういうことが言われるだろうという毒まんじゅうは承知していました。国の意思はもっと違うところにあるのだということも、私は私なりに思い描くことができました。しかし、今これに手をつけなければ、もうどうにもならなくなるよということで10年前、保全会結成の提起をしたわけです。そしたら、それに共感してくれた人は農地だけではなく、護摩堂山に手をつけようではないかというふうに言い出したのです。そして、これも疲弊してしまって、もう助けてくれというふうに言い出しています。今年の11月にも護摩堂山登ってきましたけれども、皆さん協力してくれて10人ほどで草刈りをしてきましたけれども、もう勘弁してくれと言います。なぜかって、みんな年をとってしまって、私が一番長老ですけれども、78歳ですけれども、もう参加してくれている人はみんな70歳を過ぎていますということ、そういう状況があるわけです。ぜひそうならない間に町が関与して里山対策をするのだと、幾つかの提起されてきていることを今度は行政が主導でその対策に乗り出すのだと。それも、今年、来年ということで結実はできないけれども、将来必ず結実させるのだという、そういう気構えでぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

5分超過しましたので、これで終わります。以上で質問終わります。

議長（小嶋謙一君） 関根議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時20分 再開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、今井議員の発言を許します。

（8番 今井幸代君登壇）

8番（今井幸代君） 皆さん、おはようございます。議席番号、8番、今井でございます。

まずもって、役場職員として長年にわたりご尽力をなされました産業振興課長、佐藤正課長へ、これまでのご尽力に深く感謝を申し上げ、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

さて、私は今回有害鳥獣対策の本格化について、「たがみバンブー」について、中学校部活動の地域移行について、この3つのテーマで一般質問をさせていただきます。

最初に、有害鳥獣対策、猿に対しての対策の本格化についてでございます。皆さんご承知のとおり、近年有害鳥獣、特に猿の発生が頻発化しており、作物の被害も後を絶ちません。また、民家の目前まで発生しており、人なれによる人的な被害、家屋内への被害も非常に危惧される状況となっております。鳶ヶ沢をはじめ被害が続く地域では、耕作者の耕作意欲をそぎ、耕作を諦める状況も増えています。今年度改定されました町の鳥獣被害防止計画を見ると、令和3年度の被害金額は合計で50万1,000円、被害面積は87ヘクタール、平成30年度数値は被害金額128万3,000円、被害面積は123.9ヘクタールとなっております、比較すると被害的な数値は減少しております。町としてこれを鳥獣対策の成果とみなすのか、そもそも耕作面積の減少からくるもので対策成果が出たものと言えないものなのか、現状を踏まえたこれまでの取り組みの評価がなされていないように感じます。鳥獣被害防止対策等連絡協議会の開催状況はどのようになっているのか、協議会の中でどのような議論が進められているのか、まずはお聞かせ願いたいと思います。

私は、猿発生の頻発化、発生地点が集落地になっている現状を踏まえれば、有害鳥獣の被害状況は深刻化していると捉えています。既存計画を踏襲しただけの現計画ではなく、より踏み込んだ本格的な対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。有識者を交え、地域特性に合わせた対策内容の再検討、またこれ以上人間に近づけないようにするために重要となる地域住民の追い払い等の協力を得るための啓発活動、説明会、具体的な協力体制を構築する必要があるのではないかと考えます。

鳥獣被害防止計画では、頭数を目撃頭数で20から30頭程度1群れと推定している

が、まずは正確な生息状況の現況把握が必要ではないでしょうか。そして、発信機装着によるGPS、昨日渡邊議員の答弁でこういったGPSの装着等も検討しているというようなご答弁がありましたけれども、こういったGPS装着による行動域、そして個体数、また加害レベルをしっかりと特定した中での捕獲計画や住民全体による追い払い等進めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

先ほども申し上げましたが、猿対策は地域住民の協力も必要不可欠であり、集落まで発生していることから早急に取り組む必要があります。そのための住民理解を進め、追い払いの必要性、その目的、具体的手法を説明会や講習会を通じ行うべきではないでしょうか。現状民家から10メートル程度まで猿が来ていても、町からは行政メールにて刺激するような行動を取らないよう注意喚起されているのみとなるため、住民は家の中から猿の様子をのぞいているだけとなっています。この状況から脱却しなければ、どんどん人になれ、集落になれ、結果民家への被害が出るということに容易に想像が付きまします。地域住民による追い払い等を進めるための具体的な取り組みをどのように行っていくのかお聞かせください。

先日、総務産経常任委員会の行政視察でお邪魔をいたしました阿賀町から、地域住民の組織的な追い払いを成功させるためには地域に根差した活動が重要だと改めて実感させられました。しかしながら、現状担当課職員のみでの対応になれば、十分な地域住民へのコミュニケーションを取るための時間確保は困難ではないかと考えます。役場OB等を集落支援員、これは総務省事業で年額445万円を上限に特別交付税措置がなされます。このような制度を活用し、鳥獣対策の地域リーダー、人材確保、人材育成を同時に考えていくべきではないでしょうか。町長の鳥獣対策に対する考え方をお聞かせください。

次に、「たがみバンブーブー」についてでございます。商工会青年部が中心となった実行委員会による竹あかりの空間演出、「たがみバンブーブー」でございますが、延べ来場者数は2万4,000人を超え、町のイメージアップ、認知度向上、来訪機会の創出、また町のアイデンティティーを形成する第一歩になったと私自身は考えています。町の最重要課題とも言える人口減少対策という観点で見ると、ターゲット層となる若年層への効果的なPRとなったと思います。地域課題を資源化し、地域の魅力を高め、町に住む町民の皆さんの町への愛着を大きく高めたとと言えます。このような取り組みが継続して続くことが町の活性化に大きくつながると考えます。町のアイデンティティー醸成、人口対策、交流人口拡大、地域ブランディング等の様々な町政課題は、このバンブーブー事業と連携した事業展開によって、さら

なる事業効果が発揮できるのではないかというふうに考えます。

主催団体からの事業報告がまだ町へなされていないということもあり、昨日の池井議員の答弁以上のご回答は難しいかも知れませんが、町はバンブーブー事業をまちづくりという視点で町の持つ課題等を踏まえた中、どのように評価をしているのか、捉えておられるのかお聞かせください。

その見解を踏まえまして、今後町としてこのバンブーブー事業との関わりや連携をどのように考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

最後に、中学校部活動の地域移行についてです。過日の全員協議会において、まちづくり財政計画上に中学校部活動の外部指導員への費用が盛り込まれましたが、中学校部活動の地域移行が今後どのように取り組まれていくのか、またどのような議論が進められているのか見えてきておりません。6月定例会一般質問した際は、早急に学校側、スポーツ団体と会合を持ち、現状把握と課題の整理をしたいと思えますとの答弁でした。その後、教育委員会のほうで部活動顧問をはじめ、学校へのヒアリングがなされたということは承知をしておりますが、地域スポーツ団体となるスポーツ協会との意見交換であったり、協議等はいまだになされていません。改めて部活動の現状、課題整理がどのようになされ、その後の経過がどのようになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

町が今後の部活動地域移行の方向性をどのように考えているのか見えてこないということもあり、保護者や生徒は今後自分たちの部活動がどのようになってしまうのか、変わっていくのかという漠然とした不安感を持っております。地域スポーツ団体と中学校の連携、専門性や資質を有する指導者の確保、指導を希望する教職員の対応や、団体競技の場合は他地域との連携も考えなければなりません。関係機関で相当な議論、調整が必要となるのは容易に想像がつきます。また、先月文化庁、スポーツ庁から学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドラインの案が示されました。関係機関との早急な協議会の設置、今後の部活動、地域活動、法的には社会教育というふうな位置づけになるようですが、これらの骨格となる計画、今後の目指すべき在り方というものをしっかりと策定しなければなりません。

そこで、改めて今後の部活動の地域移行の方向性をどのように考えているのかお聞かせください。

また、現状でも団体競技では田上中学校だけでのチーム編成ができていない競技もあります。これらを踏まえ、他地域との連携も検討する必要があると思えますし、これらの対応等についてもお聞かせ願えればと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、今井議員の質問にお答えいたします。

はじめに、有害鳥獣対策の本格化についてお答えいたします。今年度は、民家近くに猿が多く出没し、これまでのところ、幸いにも人的被害は出ていないものの、早急に対策を行う必要があると考えております。1点目の頭数や捕獲計画、追い払いなどについてです。現在は、猿の出没情報が寄せられた際に、町職員あるいは猟友会のメンバーでパトロールを行っておりますが、目撃情報などから町内で出没している猿については20頭から30頭程度の1群であると推測をいたしております。しかしながら、より効果的な対策を行う上で正確な現状把握が必要となりますので、空撮用ドローンを所有する農業共済組合と連携して生息状況の把握を行い、その情報を基に発信機装着等の対策を検討したいと考えております。

2点目及び3点目の地域住民の協力に関してです。議員のご指摘のように、追い払いに成功している地区は、多くの地区で地域住民の協力の上と聞いております。これまで町では被害防止対策として、ホームページや行政メールの配信、回覧文書での周知を行ってまいりました。また、希望者には追い払い用にロケット花火の配布を行っておりますが、根本的な被害防止対策とはなっておりません。これまでに新潟県と連携し、町内の果樹組合や猟友会などを対象として、専門家による被害防止対策の研修会を行っております。こうした研修、講習会に町民の方からもご参加をいただいて、地域を巻き込んでの猿被害対策となるよう引き続き関係機関等と連携を図りながら、有効な被害防止対策方法の周知、拡大を検討したいと考えております。

4点目の鳥獣被害防止対策等連絡協議会につきましては、令和元年度に設立をし、おおむね年1回程度協議会を開催し、鳥獣対策の担い手確保や有害鳥獣出没時の広報など、被害防止対策について関係機関と情報共有を行っております。あわせて、先ほども触れましたけれども、専門家による研修会の実施をしております。今年度につきましては、現在調査中の農作物の被害状況がまとまった時点で速やかに協議会を開催し、今後の被害防止対策や地域住民への協力の呼びかけや、出没情報の周知方法についても検討を行う予定といたしております。

次に、「たがみバンブーブー」についてであります。「たがみバンブーブー」につきましては、当初の予想を大きく上回る来場者があり、2万人以上の来町があったと聞きました。1点目のまちづくりという視点、課題等を踏まえ、「たがみバンブ

ーブー」をどのように評価しているか、私の見解についてであります。私としては、常々田上の交流人口の拡大やブランド形成を通じた人口対策など、多方面にプラスの影響となるような事業や取り組みを職員にも指示しており、例えば道の駅たがみを活用した事業、イベントの開催についてできる限りの支援をいたしております。今回のバンブーについて、私としてはぜひとも継続をしていただきたいと考えておりますし、まちづくりの起点となる事業として大いに期待をしておるところであります。

2点目の今後の事業との関わりと連携についてです。現在、事業主体の商工会、商工会青年部、「道の駅たがみ協同組合」でもその成果について取りまとめをしていると聞いております。今回の実施者の方たちからの報告を受けた後に、事業を継続して実施する場合には町としてどのような支援が可能なのか、各関係団体と検討してまいります。

以上であります。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長（安中長市君） 今井議員の中学校部活動の地域移行についての質問にお答えします。

1点目の6月定例会後の経過ですが、本年8月に田上中学校の8つの運動部を担当者が訪問し、活動の見学、顧問及び生徒からの聞き取りを行い、現状把握に努めました。11月初旬にスポーツ庁及び文化庁から学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン案が示されたところですが、これらを踏まえ、12月から来年1月にかけて、まずは関係者を集めた1回目の打合せ会議を行いたいと考えております。

2点目の今後の部活動の地域移行の方向性であります。地域移行本来の目的は、教員の長時間労働の解消、少子化による種目減少を防ぎ、生徒がスポーツ、文化芸能活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指すところにあります。そのために持続可能な体制を構築することが町に課せられた課題と捉えています。今までの部活動という枠にとらわれず、新たな競技や活動などを含めて検討していきたいと思っています。令和5年度からは、今のところの仮称ですが、部活動地域移行検討委員会を設置し、運営主体、指導者や活動場所の確保、適正な会費の設定など、具体的な内容を検討していく予定です。また、一部の種目について、来年度からモデル事業として試行できるよう準備していきたいと考えております。

3点目の他地域との連携の検討であります。議員ご指摘のとおり、田上町だけ

ではチームが成立しない競技、特に団体競技などは他の地域との連携の必要性も十分考えられます。近隣市町村との情報交換を行いながら、どのような連携が可能なのかも含めて検討していきたいと思います。

8番（今井幸代君） それでは、2回目の質問となりますが、まず有害鳥獣対策になります。

まず、整理をしておきたいのですけれども、今鳥獣被害防止計画ありますけれども、基本的に3年ごとに見直し、改定がされているのですけれども、内容はほぼ踏襲された内容となっていて、より深い対策に進化をしたとか、そういったものにはなっていません。被害数値等だけ見れば数値は減っているけれども、それがそもそも耕作地が減って、分母が減ったから被害値が減っているだけで、猿被害の実態がどのようになっているのかという捉え方が町として出ていないのです。私自身は、集落地まで猿が下りてきている、来ている、そして発生が頻発化していることを考えれば、状況は深刻化しているというふうに捉えています。まず、町としての捉え方がどのような今現状となっているのかという部分をお聞かせ願いたいというふうに思います。

これまで研修会等をされておられるのも分かるのですけれども、やはり地域特性に合った対策というのが必要なのだというふうに思います。それは、やはり有識者の方から町の発生状況や地形等を含めて見ていただいた中で、田上町に合わせた対策を検討する必要があるのだというふうに思います。そういった中に地域住民の方からも参加をしていただいて地域の方を巻き込んでいく、その取り組みが重要なのだというふうに思っています。GPSの装着で行動域を確認して、下りてきそうになったらそこに猟友会の皆さんたちに事前に行っていただくような形のパトロールとか、そういったことはやれるのかもしれませんが、今もう里に下りている、集落に来ているということを考えれば、重要なのは地域住民の皆さんたちの主体的な追い払い活動になってくるのだろうというふうに捉えています。それをやるためには地域住民の皆さんの意識変化が必要で、今猿が来ればお家の中から、いや、猿が来たね、おっかないねと見ているだけなのを、それが花火なのかもしれない、パチンコなのかもしれない、エアガンなのかもしれない、様々な追い払いの方法というものはあるのですけれども、どういった追い払い活動が有効なのかを専門家の方からご指導いただきながら、巻き込んで一緒にやっていく。そのためには地域の皆さんと一緒に話をして、地域の皆さんの視線に立って、一緒に膝を突き合わせる時間というのが絶対的に必要なのだというふうに思います。それが今の職員体制

でできるかといえば、私は非常に難しさがあるなというふうに見ています。だからこそ、地域のことをよく知る例えば役場職員のOBの方等を集落支援員として委嘱して、ここは財政負担は国の特別交付税で入りますから、そういった形で鳥獣対策の人材確保、育成ということをやらなければ地域住民はついてこないと思います。町としてこの鳥獣対策、猿対策の地域住民の皆さんを巻き込むための人材確保、そういったところをどのように考えておられるのかお聞かせください。

次に、バンブーブーについてです。町長は、非常にこの事業を評価してくださっているというのは、昨日の答弁、何らかの支援はしていきたいというふうに池井議員のほうに昨日答弁をされておられるので、正直これ以上の現段階においてのご答弁というのは、もうなかなか難しいのだろうというふうに思っています。私のほうで県が出しております観光消費額を基に今回のバンブーブーの経済波及効果というのはどういうふうになったのだろうかという、私の推定値ではありますけれども、県の観光消費額の単価を基に計算をすれば、地域学習センター脇の竹林の来場者が2万1,486人でした。そのうちの6割の方が日帰り者というような、日帰り観光者というような仮定をして、残る4割は例えば町内の方とか本当に隣接をする近隣の方というふうにいたしまして、平成30年10から12月における新潟県観光消費額単価を単純に掛けていったという数字ですけれども、そこで考えれば推定3,500万円。実際に道の駅のほうに状況といたしまししょうか、消費的な部分でどのような実績があったか少し聞いてみましたが、道の駅のレジ通過者は前年同月比の128%というふうに伺いましたし、湯っ多里館の入館者を少し調べさせていただきましたが、前年同月比118%、町内の小売店ですとか飲食店の方からは、この期間やっぱり客数が増えたというふうなお話も聞いています。やはり人が集まれば消費が生まれというふうなところになるのだというふうに思いますので、そういった経済波及効果も勘案していくと、町がしっかりとした支援をしていく、一緒になって連携をしていくということは非常に重要なのだろうというふうに私も思っていますし、期待をしています。

そういった経済波及、数字的なことだけではなくて、それこそ本当に私自身感動したのが、ルーテル幼稚園の作品展にお邪魔をしたときに、あるクラスで小さい竹あかりというコーナーを子どもたちがつくっていました。先生に伺ったら、子どもたちが結構バンブーブーを見に行っていて、とつてもすてきだったから、みんなが作りたいと言うので、先生と子どもたちとでトイレットペーパーの芯ですとか、そういったものをつなげて、色画用紙を巻いて竹を作って、竹あかりのところは卵のパッ

クを色塗りしてライトをつけてという、子どもたち自身がとってもすてきだったから作りたいというふうに思ってそういう行動を起こさせたということは、まさに地域の愛着、子どもたちがその地域の誇りを持つということがまさに実現されたのだなということ、中学校の皆さんたちも積極的に関わってくださって、そういう一つ一つの取り組みがこの地域の未来をつくる、未来を担う子どもたちを育てることにつながるのだなというふうに私自身も実感をしたというか、感動をさせられました。教育委員会、町のほうからも竹を資源とする竹あかりですとか竹を活用したまちづくりの推進をぜひ積極的に推進をしていただきたいなというふうに思います。本当に竹が、ただそこにあるものから非常に地域の宝として進化をして資源として、まさにこれからまた県のほうも、カーボンニュートラルとか再生可能エネルギー等の話も先ほど関根議員からも出ましたけれども、竹を活用したバイオマス発電の技術等もこの近年で確立されてきたというふうな報告も国のほうにはされてあるようです。そういった様々な可能性を秘めておりますので、ぜひ町としても竹の活用可能性というものを鋭意研究していただきたいなというふうに思います。

最後に、中学校の部活動に関してですが、これ本当に難しいというふうに思っています。私自身もガイドラインを読んで、結局は学校から地域に移行して、完全移行していくというのが最終的な目標なのですが、では町としてどのような文化、スポーツ活動を提供していく環境整備をしていくべきなのか。競技的な選手として技術向上を目指したいと、一生懸命やりたいという子もいれば、体力づくりであったり、レクリエーション的な要素の中で体を動かすことであったり、文化芸術を楽しむことであったりということの必要性もうたっていたり、非常に混在していて、では町としてどういう方向に中学校のクラブ、地域の部活動というところを持っていくのかという望む姿みたいなものが私自身もイメージし切れません。そういった中で、町がその絵を描いていくということをしなればいけないわけですが、その辺りの望むべき姿というのがどのようになってくるのか。また、ガイドライン等を見ると、保護者や生徒に関してもニーズ調査等をやっていくようにというような記載もありましたけれども、実際今メディア芸術であったりとかeスポーツであったりとか新たな、これまで部活動にはなかったような様々な文化、スポーツ活動というものも誕生してきています。そういったものに対しての捉え方等がどういうふうなものになるのか。なかなか難しい課題ですから、最初は中学校部活動という枠組みの中で外部指導員の方が入るというような地域連携になるのかなんていうような推察をしているのですが、そういった地域連携がまず始まって、

その後、休日の地域移行という形になって、最終的には学校とは切り離れた形の地域の部活動、地域のそういうクラブ活動という形になるのか、学校は学校として、やはり中学校部活動という形の枠組みは残していくのか、言わば切り離さないという形にしていくのか、その目指すべき方向性というものを教育委員会自身がどのように考えているのか、そのところをもう少しお聞かせ願いたいと思います。

町長（佐野恒雄君） 今井議員のまずは猿の話であります。当町だけではなく、この猿の被害、本当に全国、特に山間部の自治体には大きな課題になっております。ここへ来て猿が出てきたというか、生まれたわけではなくて、もともと猿はいたわけです。ただ、それこそ先ほど関根議員のコモンズ事業の提案がありましたけれども、里山が、昔はそれこそいろんな形で里山に人が出入りといいますか、入っていた。結局そうしたことで猿が民家のほうに出てこなかったということなのだろうと思います。人と自然との共生のバランスが結局崩れかけて、そういうことからどんどん、どんどん猿が民家のほうに出てきているという状況なのだろうと思います。昔のようにもっと里山に人が出入りするような状況があれば、こんな状況には恐らく田上町の場合はなかったのだろうと思うのです。残念ながら、そんなことで人と自然とのそうした共生のバランスが崩れたために猿がどんどん民家のほうにまで出てきていると。今のところ、先ほど申し上げましたが、人に危害をというふうな案件がまだありませんけれども、本当にもう民間の屋根とか庭にまで出てきているような状況を考えると、まさにそれこそいつそうした人的な被害が発生するとも限らない。そういう意味においては大変危機感を感じております。しかしながら、議員もおっしゃられたように担当課だけで対処できるような話ではないですし、なかなか猿が出たという情報をいただいても、町の職員の顔が見えないとかというお話も昨日ありましたけれども、なかなか課だけでそうした対応ができないというのが現状であります。そういう中で議員ご提案といいますか、ご意見いただいた町民の方々との巻き込んでというか、協力をいただきながら、そうした猿被害に対してどうやったら人的な被害を防げるような形、仕組みに持っていけるのか、そういうことは当然これから考えていかななくてはならない状況になってきていると思っております。そうした先ほどのOBの方とかいろんなお話、ご提案、ご意見いただきましたけれども、そういうことも含めてこれからそうした猿被害に対しての取り組み、しっかりと考えていきたいなと思っております。

それから、バンブーについてであります。これは、昨日も池井議員のほうからお話をいただいて、町のそれこそ取り組みとして、何らかの形でやはりしっかりと

と支援していかなくてはならないというご答弁をさせていただきました。本当にこれだけの町外に向けてのアピール、PRができたということは、かつてこれほどのことはなかったのだろうと思います。竹林のことだけが昨日も話題になっておりますけれども、竹林は8時まででした。その後、この道の駅で午後11時まで竹あかりやっております。最初のうちはそうでなかったのですけれども、どんどん、どんどん終盤に行くにつれて、竹林を午後8時に終わるとその人たちがみんな道の駅の竹あかりのほうに流れる。特に若い人たち、若いカップルの人たちがかなりこの道の駅の竹あかり、午後11時までの竹あかりの雰囲気を楽しんでおられました。そういうことで非常に若い人たちにも大きなインパクトを与えたのではないかなというふうに思っております。これをまちづくりの起点としてどういうふうにこれからやっていくか。商工会青年部、そして道の駅、関係者の方々が報告会を開くということでご案内もいただいております。報告会をいただいた中で、また来年どういふふうな形にしていくのか、しっかりと町としても考えていきたいと思っております。

教育長（安中長市君） 部活動について、今井議員がおっしゃるように大変難しい課題だなというふうに思っています。国のほうは、来年度から3年間で土日は移行していくのだというふうに言っていますし、その後平日の部活動に関しても考えていくのだというふうに言っています。今教育委員会としましては、先ほど今井議員がおっしゃったこと、半分同じことだなと思っているのですけれども、今の中学校の1、2年生は、部活動がなくなるということで入ってきてはいないのだろうというふうに思っています。もちろん何かあるのだろうなと思いついて入ってきていると思います。そうすると、今の1、2年生は、全部ではありませんが、ある程度部活をして、土日もそれに関わって卒業していくような形が取ればいいのかというふうに思っています。それで、今教育委員会が考えているのは、部活動指導員を来年、8つスポーツ競技があるのですけれども、それは全部無理なのですけれども、なかなか指導員が全部そろえるというのは難しいなと思っております。それでも2人でも3人でも指導員を入れていただいて、その方に土日をやっていただくというところからまずスタートしたいと思っております。それから、8月に教育委員会のほうから中学校の顧問の先生方にいろいろお話を聞かせていただきました。長い顧問の形とは1時間半もお話をしてきたというふうに言っていますけれども、ちょうど今の中学校の顧問の先生方、ご存じのように今、もう何年か前から平日の5日間のうち1日は部活を休むのですよ、土日のうちどちらかは1日部活を休むのですよということでもう何年間もやってきております。その中で顧問の先生方、土日のどちらか

だったら自分は部活をやってもいいですよと言ってくさっています。それに甘えてはいけないのですけれども、この過渡期中で、来年度はそういうふうに言ってくさる顧問の先生方にはお手伝いをしていただきながら進んでいきたいなというふうに思っています。

それから、これからこれこそスポーツ協会とか各スポーツの団体とお話をしていかなければいけないのですけれども、それと並行して町が、教育委員会が主体になることにはなっていくのだと思いますけれども、町として土日の受皿をつくっていくと。考え方としまして、これは本当考え方ですので、そうだとということではないのですけれども、例えば中学校に今バドミントン部はないのですけれども、町のほうでバドミントンを指導する方がいっぱいいて、うちらは土曜か日曜、1日バドミントンのそういう会をつくることは可能ですよということになれば、そういう受皿があってもいいのではないかと。そういうふうに考えていって、この3年間の中で無理がないように、特に今の中学生の部活に入っている子どもたちが非常に困ることがないように、そんなふうに進めていきたいと思っております。

8番（今井幸代君） 猿対策に関しては、これから本格的に危機感を持って町長取り組まれるということですので、その言葉を期待していきたいなというふうに思いますが、やはり重要なのは、先ほどから重ね重ねになりますけれども、地域住民の人にいかにか理解をしていただいて、共感をしていただいて、一緒になって行動してもらおうかということだと思います。これが一番時間がかかる、作業と言うと変ですけれども、時間がかかることなのかなというふうに思います。でも、ここが一番重要なので、ここを担える人材をしっかりと獲得していく、確保していくということを念頭にこれからの施策を検討していただきたいなというふうに思います。

バンブーに関して、町長の非常に高い評価と支援をしていきたいというふうな強いお気持ちは十分理解いたしましたので、特に再度の質問はいたしません。

部活動に関してですけれども、今教育長お話しされたのは主にスポーツの話になっていますが、今後は地域クラブ活動に文化芸術も入ってきます。当初、まずは運動系だけなのかなんていうふうに思っていたけれども、11月のガイドラインを見たら、もう文科系の話も相当盛り込まれている状況を見ると、この辺りの声かけではないのですけれども、やっぱりやっていく必要もあるでしょうし、それこそ昨日からの議会答弁で町民体育館は閉鎖の考えということもあれば、地域クラブ活動となったときの場所の確保はどうするのだ、その他の社会教育系のスポーツ団体の皆さんたちとの兼ね合いはどのように考えるのかとか、そういったところも含めて検討

していただかないと困りますし、それこそ場所の問題、今冬になれば屋外でやっているスポーツ部の部員の子たちは、中学校の例えば廊下とかを活用して体力づくりとかしているわけですよね。そういった部分が地域クラブ活動になったときに、そういった体育施設以外の中学校の敷地、各小学校の敷地、そういったものの活用をどのようにしていくのかということであったり、それこそ文化系も今度地域クラブ活動にというふうになっていくと、民間の方がそういった指導者の受皿ということになることもあり得ると思います。そうなったときに、今地域学習センターの利用に関しては営利利用は、民間の事業者が使うことは今許可されておられませんから、そういったところの整理も今後必要なのかも分かりません。そういった場所、人、そもそもの方向性、ありとあらゆる課題が山積しているわけですが、優先順位をしっかりとつけて、目指すべき姿をしっかりと示して、保護者の方たち、子どもたちが体験格差がないような地域クラブ活動の移行が進んでいくような対応をお願いしたいというふうに思います。まだ骨格もない中でこれ以上の議論はなかなかできないのかなというふうに思いますので、ここは教育委員会がしっかりとその姿を示す以外ないと思いますので、そのための努力をお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（小嶋謙一君） 今井議員の一般質問を終わります。

次に、1番、森山議員の発言を許します。

（1番 森山晴理君登壇）

1番（森山晴理君） 皆さん、こんにちは。町民クラブ、森山晴理です。

まず、6月定例会で一般質問をさせていただきましたフードドライブを道の駅たがみ情報発信施設を会場に10月22日開催していただき、お米4袋120キロ、コンテナ2箱分を必要とされる方に渡すことができました。誠にありがとうございました。毎月2回、第2、第4日曜日に実施していただく形で、今月は11日と25日に開催します。

それでは、一般質問に入ります。田上町における制服や学用品などのリユース取り組みについてです。卒業で不要となり、家庭で眠ったままの制服や学用品は少なくありません。世界的にSDGs、持続可能な開発目標の機運が高まる中、学生服やランドセルなど学用品を無償で譲り受けるリユースの取り組みが全国の自治体で広がっています。長期化する新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、安定した仕事や収入が得られない状況に加え、物価高騰が追い打ちをかけ、経済的な

困難さが固定化している子育て世帯は少なくありません。入進学シーズンを前に就学前準備などで家計が圧迫され生活が苦しい家庭や必要とする家庭に、無償もしくは安価にて提供することで子育て世帯の経済的負担を減らすとともに、資源を大切にすることで環境問題やSDGsの目標に意識が高まることも期待されます。また、新潟県におきましても昨年度、新潟県学用品等リユース事業補助金をフードバンクや子ども食堂などに交付し、制服や学用品のリユース取り組みを促進することで、経済的に困窮する子育て世帯の負担軽減を図ってきました。

第6次田上町総合計画前期基本計画、重点プロジェクトの安心して子育てできるまちプロジェクトでは、誰もが安心して子どもを育てることができ、また子どもが健やかに育つようなまちづくりを進めますとあります。そこで、本田上町においても制服や学用品のリユースの積極的な取り組みが必要であると考えます。

町長、教育長に伺います。田上町の小学校、中学校、PTAを含む制服や学用品のリユースの取り組み状況はどうなっているのでしょうか。

制服や学用品のリユースに対する町長、教育長の考え方と今後の取り組みはいかがでしょうか。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、森山議員の田上町における制服や学用品などのリユース取り組みについての質問にお答えいたします。

1点目の田上町の小中学校における制服や学用品のリユースの取り組み状況についてですが、今まで町内の小中学校で制服のリユースに取り組んだことはなかったと聞いております。学用品につきましては、両小学校とも文化祭のときのバザーで不用品や学用品等も含め対象としておりましたけれども、現在はコロナ禍によりバザーを実施いたしておりません。経済的に困窮されている家庭を考慮しての制服や学用品のリユースにつきましては、一つの方策だとは思いますが、需要がどのくらいあるか、保管場所や利用してもらう方の対象者など課題も多くありますので、今後研究してみたいと思います。新潟市内にも制服のリユースを取り扱っているところがありますが、民間のリサイクルショップや社会福祉協議会、シルバー人材センターなどで実施しているところが多いようであります。

2点目の制服や学用品のリユースに対する考えと取り組みについてであります。制服や学用品を教育委員会や学校が主体となってリユースの取り組みを実施するには、体制的に少し難しいのではないかと考えております。しかしながら、町

の第6次総合計画の中でもSDGsの取り組みを推進していることから、町全体としてリユースやリサイクルなどについて、民間事業者と協力して取り組む必要はあると感じております。その中で将来的に制服や学用品についても取り扱えるような体制ができれば理想であるというふうに考えておるところであります。

以上であります。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) 森山議員の質問にお答えします。

1点目の田上町の小中学校における制服や学用品のリユースの取り組み状況につきましては、先ほど町長が答弁したとおりであります。制服やランドセルなどは、保護者同士でのリユースが今も昔も行われていると聞いております。最近では、店頭販売やネット販売により多くの民間事業者が取り扱っているようであります。

2点目の制服や学用品のリユースに対する考え方と取り組みについてであります。経済的に困窮されている家族を考慮しての制服や学用品のリユースにつきましては、教育委員会や学校が実際に実施するとなると、その需要や供給がどれぐらいあるのか、その仕組みづくりや体制などはどうすればいいのか等多くの課題があります。現時点での実施は難しいのではないかなというふうに考えております。教育委員会としましては、森山議員のご意見を校長会でお伝えし、各学校でどのような取り組みが可能なのか考えていただきたいというふうに思っています。

1番(森山晴理君) リユースは再使用ということで、使用しなくなったもののうち有用なものを製品としてそのまま使用することで、また他の製品の一部分として使用することだということですが、昨年の新潟県学用品等リユース事業補助金で新潟県保健部子ども家庭課が担当課であったようでして、補助金が20万円ほど出ていたようですが、それで制服とかばんを対象にしたところが、村上ohanaネットというところが子育てに関わる全ての人を応援するというので、村上市と関川村にある中学校、中等教育学校全9校の制服とかばんを対象に、市内10か所に回収ボックスを設置して寄附を募っているということですが、制服などの譲渡だけで終わらず、全ての方と個別相談を行って、そこからの別の支援が必要だという方が分かれば連携している行政や社協、フードバンクにつなぐこともあるということ、それがリユースによって個々の困っていることが、気持ち伝わるといえるのですか、これも実は必要なのですよということでフードバンクにつながったり、自分の胸の内を表していただくことによって、そのきっかけの一つなのではないかと思うのです。なかなか困ったことは声に出せないものですから、やっぱりそれを

使えるものはまた使おうということをつなげるような、そんな形ができればいいかなと思っているのですが。学校から学用品購入依頼の文書が届くとおびえている家庭があるという現実が実際にはやっぱりあるのです。それで、貯金がもう何もなくて、購入するために削るところが食費しかないということで、そんなことでまたフードバンクにつながったりと、こういう形にもなっておるのですが、そういうことで保護者に負担を強いられてきましたが、買わなくてもいいという形へ改めていく方針を何とか田上町でも取り組んでいただけるといいのではないかなと思って提案させていただきました。

あと、そちらは制服とかばんだけだったのですが、学用品のほうはフードバンクしばたのほうで学用品リサイクル事業を行っています。フードバンクしばたの土田さんが、新発田市の教育委員長までやられた方なのではないでしょうか、その方が一応活動しているのですが、市内の全小中学校に学用品リサイクルボックスを設置して行っているということなのです。やっぱり学用品ってものすごくあって、習字の道具とか、もういっぱいことあるのですよね、何か考えると。分度器とか、もうあらゆるものがある、それをどういうふうにしたのかなって聞きましたら、教育委員会と小中学校の校長会で相談をさせていただいて始めたということでございますが、そんなことで今のご答弁を聞いた形では検討していただけないということで、まずぜひとも田上町で調査して、検討していただけることをまたお願いしたいということで、よろしく申し上げます。

2回目の質問終わります。

町長（佐野恒雄君） まずは、先ほど森山議員のほうからフードバンクの件についてお話がございました。大変すばらしいご提案をいただいて、町としても早速取り組まさせていただきますわけでありますけれども、この前現場でお会いしたら、本当に思ったより多くの提供品があって、ちょっと安堵したというか、本当に森山議員のその思いというのかな、リユースのことについてもですけれども、森山議員の気持ちが本当に伝わってくるような感じがして、そのフードバンクについてはどうなるかなとは思っておりましたけれども、本当に森山議員がいつも情報センターのところで当番というか、されておる、本当に頭が下がる思いであります。本当にありがとうございます。

このリユースにつきましても、確かに先ほど申し上げましたようにいろんな、制服とか学用品、本当にもったいない。それこそ昔は結構家庭の中で子どもが多かった。私も、私ごとでありますけれども、子どもが4人でしたから、使えるものは子

どもたちに、その成長に伴って下げていったということはもちろんあります。ただ、最近是非常に少子化の中で、使ったものをまた下に下げていくということが現実としてなかなかない。そういう中で本当に昔と違ってというか、非常によくできておりますし、学用品なんかは。そういうものがただその子どもだけのあれで終わってしまうというのは本当にもったいないなという気がいたします。そういうものが、なかなか学生服までどうかも私その辺の事情を把握しているわけでもありませんので、どうなのかなとは思いますが、本当に学用品なんかはそれこそその子だけで終わってしまうというのは非常にもったいないなと思いますので、そうしたことも教育委員会の中で、学校側とのそうした話合いといいますか、相談に持って行っていければなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

教育長（安中長市君） 先ほど森山議員が制服とか、それからかばんとか、そういった物品のことのリユースは、そのご家庭が抱えているいろいろな問題をまた知るきっかけになるのだという考え方、大変すばらしいと本当に思いました。いろいろな場面で学校も教育委員会も保護者の皆さん、それから生徒の皆さんの困り感、本当に困っていることがいろんな形で分かればいいのではないかなというふうに思っています。私ごとで申し訳ないですが、中学校の教員をしているときに制服のリユースができないかというふうに職員に投げかけたのですけれども、実際子どもたちが着ていて、最後卒業するときになると、全員ではないですが、大体の子が3年間頑張っていて、もう大分古くなってきているのです。その中で、サイズもありますし、それを預かって、今度それを次の方にとっても、洗濯、業者にしておかなければいけないとか、それを今度どんな形で欲しいという方に配るのだとかいうと、だんだん、だんだん難しくなっていくと、残念ながら私はできなかったのです。それで、次に考えたのが子どもたちがかぶっている自転車のヘルメットです。これなら、本当は高校へ行ってもかぶればいいのですけれども、大体かぶりませんので、それを置いていってくれないかということで、幾つか置いていってもらって使ったことがあります。ただ、これも大体3年間使えますので、この中で汗はかきますので、きれいなものではないということで、本当に忘れてたり、急に壊れてしまって次の日に困るといったときに使うものとして幾つか残していきました。すみません、その後それがどうなったのかはちょっと確認できませんでした。

先ほど森山議員がおっしゃった新発田での取り組み、大変申し訳ないですが、私も不勉強で分かりませんでした。どんな仕組みなのかを聞いて、学校にまた紹介したいと思います。学校も先ほど言いましたように働き方改革ということで、大変

すばらしい取り組みなのですけれども、急に来年度からできるよというふうになるかどうかはちょっと分かりません。

そのこととは別ですけれども、各市町村でやっていますが、田上町も大変経済的に困ったご家庭に対しては学用品とか、ほかの学校で必要な経費をある程度援助するということが就学支援を行っています。就学支援は、本来は保護者からの申込みの形を取っているのですけれども、校長先生方とかいろいろな団体と、いろいろな組織と連携をして、経済的に困っていられるのではないかという場合はこちらから声をかけるということもしております。今日森山議員から大変お勉強になりました。ありがとうございました。

1 番（森山晴理君） やはりフードドライブでこの間活動させていただいておりましたら、道の駅に来られる町外の方でも毎月今度第2、第4やるのだねというようなことがだんだん広がっていくと、田上は優しい町なのだねという町長の言われている町の未来像が見えてくるようで、活動しているとみんなが何か協力しているなということで、先日フードバンクごせんのほうがフードドライブを始めたのですが、町の職員に声をかけていただいて、皆さん、職員も持ってきていただいたり、田上町でもまた皆さんから声をかけていただいて、ちょっとずつそういう人に届けられたらよろしいかなと思って、また町長のお話を聞いて思いました。ありがとうございます。

やっぱり子育て世帯の現状が子どもの未来を明るくして希望のあるものにしていくということで、活かせるものを活かして、みんなが助け合う田上町としてのつながりを大切にしていくというのが大切だと思いました。また、どうしてもリユース活動をやるには市町村や福祉関係団体と連携して、互いに支援を必要としている方につなぎ合う活動なので、そこも教育長が言われたように、制服があると協力会社でクリーニング業を田上町でやっている方から制服をクリーニングしていただいて、それをアイロンがけをしてリメイクしたりとか、そういう協力団体の連携がまた大事になってくるので、そういう町を挙げてのまた協力体制ができて、ほんわかとした田上の明るい町ができるのではないかなというのがあります。どうしてもいきなり始めるとするのは難しいことなのですけれども、そういうようなことにまず取り組んでいただく一歩として提案させていただきましたので、ぜひとも調査・検討をお願いしたいと思います。

ありがとうございます。以上で終わります。

議長（小嶋謙一君） 森山議員の一般質問を終わります。

お昼のため、ここで休憩いたします。

午前 11時36分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、中野議員の発言を許します。

（7番 中野和美君登壇）

7番（中野和美君） 7番、中野和美、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

一般質問の前に、先日亡くなりになりました佐藤課長、明るい気さくな性格に親しみをとても私も感じておりました。佐藤課長のご冥福をお祈りいたします。

それでは、一般質問に移ります。出産準備金について。私が所属しています町民クラブでは、先日出産祝金の予算化を要望いたしました。国も出産に対しての支援強化を検討し始めていて、出産準備金の支給が今国会で議決される予定です。手を挙げた市町村のみに支給されるそうですので、もちろん田上町も手を挙げてくださいますことをまずは確認いたします。

令和5年4月からは、出産一時金も42万円から47万円に増額される見込みとなりました。出産は、女性がその身をもって、母子ともに命に関わるものです。その支援に前向きな大きな一歩であると捉えています。しかしながら、国の出産準備金には出産した日付によって支給額に違いが出ることが分かっています。令和5年1月1日以降の出産には計10万円が支給されますが、令和4年4月から12月まで、今年の4月から12月までの間の出産には半額の5万円支給になってしまうということです。この支給差に関しては今国会で審議され、改善されることも期待するところです。田上町では、以前にも年度内に生まれる子どもたちに支給差が発生しないように配慮した経緯があります。今回の出産準備金に関しても、同じ年度内の4月から12月までの出産に支給差が発生しないよう配慮をお願いいたします。

コロナ禍において妊娠することは大変なリスクであり、不安を伴います。11月18日の全員協議会でも、町では子育て支援に力を入れる施策が提案されました。そのように新型コロナウイルス関連の交付金等を支給差に充てることも考えられます。

この出産準備金は、妊娠期から子育てまで一貫して困り事の相談に乗る伴走型支援の一つで、悩みを抱える妊産婦が相談に行くきっかけをつくることや、支援が手薄とされる0から2歳児を育てる家庭の経済的負担の軽減を図るという目的もあります。出産準備金を施策に取り入れていかれるのか、また支給差について町長の考え方をお聞かせください。

2つ目の質問です。パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度について。同性同士の結婚が法律上では認められていない日本において、2015年に東京都の渋谷区、世田谷区で始まったのを皮切りに、2022年7月1日時点で全国で約1,700ある自治体のうちの約220の自治体が同性パートナーシップ制度を導入しています。自治体の数ベースでいいますと導入率は約15%ですが、導入している自治体、223自治体の人口カバー率は日本全体の人口の53.1%です。新潟県では9月1日現在、新潟市と三条市がパートナーシップを導入しています。三条市では新潟県内初、ファミリーシップ制度も導入されました。田上町でも多様な家族の形を受け入れ、住みやすい、居心地のよい町として、生活に関わって柔軟に受け入れていくことが必要と考えます。

メリットとしては、自治体と連携する医療機関で家族として対応してもらえる、病状説明や入退院の手続など。パートナーや子どもが犯罪被害者等遺族支援金や特例給付金等の支給対象となる。パートナーや子どもについて住民票上の続柄を縁故者に変更できる。子どもが通う保育施設の入所申込みができる。病院での付添いや同意で家族と同じ取扱いが得られやすい。賃貸契約における理解が得られる。住宅などで家族として入居が可能などです。デメリットとしては、法的な効力はないので、自治体によって多少の内容の違いがあるので、自治体間連携も必要とされています。

多様な家族の在り方が求められていることに変わりはなく、デリケートな部分でもあります。昨今特に必要性を感じずにはられません。制度について町長の考え方を伺います。

説明ですが、パートナーシップ制度とは、婚姻制度を利用できない性的マイノリティーや同性同士のカップル等の関係を公的に証明すること。ファミリーシップ制度とは、パートナー関係にある成人カップルが2人と一緒に暮らす子ども、または親を含め、彼女、彼らの関係性を家族として届出をしたときに自治体がそれを受理し、証明書などを交付する制度のこと。法的な効力はないが、証明書を持っていることで自治体サービスの一部を家族として受けられるということです。

3つ目の質問です。「たがみバンブーブー」へのサポート支援について。今年10月に開催された「たがみバンブーブー2022」は、商工会青年部と道の駅の連携により大変盛況に終わりました。企画から打合せ、竹に穴を空ける作業に始まって、展示や巨大ブランコ設置に至るまで、作業された皆さんのご努力には本当に頭が下がります。展示が始まってからも、30日間一日も休まず運営してくださいました。町内

外から多くの方々が田上を訪れ、美しい竹のアートに感動し、癒やされたことと思います。

商工会青年部、道の駅の皆さんは、「たがみバンブー」を1度きりで終わりにしようとは考えていらっしやらないと思いますが、助成金は単年度の申請方式ですので、これから何年も続けようとした場合、予算的なものや作業の継続はネックになってきます。助成金、クラウドファンディング、利用料の徴収などの資金調達に加え、田上町からも何かしらのサポート支援がなければ継続は難しいものとなってしまいます。観光協会への支援に追随して、「たがみバンブー」への支援の検討も視野に入れていただきたく願います。

町民クラブでは、竹林の整備も要望しているところですので、竹林の整備を行いながら、「たがみバンブー」への竹の協力提供など、協力、協働しながら支援していただきたいと思います。町長の「たがみバンブー」の感想と支援体制の考え方などお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、中野議員の質問にお答えいたします。

はじめに、出産準備金について、国でいう出産・子育て支援交付金を町の施策として取り入れるのかということではありますが、国の施策として実施されるものであり、町としては実施していかなければならないと思っております。この制度は、総体事業費に係る経費の3分の2を国が負担し、残り3分の1を県及び町が6分の1ずつ負担するという制度設計になっております。去る11月22日に国におきまして自治体向けの説明会が初めて実施されましたが、担当課の報告では制度の概要説明程度の内容であったということでもあります。現段階において具体的に内容を承知いたしておりませんが、制度の詳細が分かり次第、議会に説明していきたいと考えております。

なお、出産日による支給差についてではありますが、当初の報道等ではそのような方針も示されていたようではありますが、現段階におきましては支給差を設けず交付されるということになっているようでもあります。いずれにいたしましても、詳細な情報が分かり次第説明いたしますので、しばらくお待ちください。

次に、パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度についてであります。議員ご指摘のとおり、全国で両制度の導入が広がっており、令和4年11月1日現在では240以上の自治体で導入されており、人口カバー率でいえば既に6割を超えており

ます。多様な生き方を許容する社会づくりの一環として制度を導入することの有効性は感じておりますので、県内での導入状況や機運の高まりなどを注視しながら、既に導入している自治体の事例を参考にして今後の検討課題としてまいりたいと思っております。

最後に、「たがみバンブー」へのサポート支援についてお答えいたします。想定を大きく上回る2万人以上の来場者、実に田上町人口の倍以上の方が訪れていたと聞いております。田上町のイメージアップに大きく貢献し、田上町を多くの方にPRすることができたと考えております。また、準備から会期中、その後の撤収までと、関係された方々のご苦勞に対し、私としても頭の下がる思いです。本当にありがとうございました。私としては、今後も事業を継続していただきたい気持ちはあります。現在実施主体となった商工会、商工会青年部、そして「道の駅たがみ協同組合」が今回のイベントの取りまとめをしているとのこと。その結果をお聞きし、今後実施する方向となった場合にどういった方法で実施するのか、各関係団体と協議していく必要があると考えております。

また、竹林整備との関係についても、今後バンブーを実施する際にはぜひ竹林所有者の方にも協議の中に入れていただき、町としても竹林整備の一環で行うことができると考えております。バンブーを開催する際の支援につきましても協議をしていきたいと思っております。

以上であります。

7番（中野和美君）　まずは、出産準備金について2回目の質問をさせていただきます。

出産・子育て応援交付金となっている出産準備金なのですが、まだ詳細がよく分からないということで、分かり次第説明いたしますということなのですが、やはり町はどのような方向にしていくのかというところ、しっかり考えていただきたいと思えます。今まで田上町は赤ちゃんの支援金がありましたので、そのような方向でいていただきたいなと思えます。その同じ年度に生まれた子どもたちが、親御さんたちが不公平を感じないような施策、この前取っていただきましたので、ぜひその方向でと考えております。

昨日の朝登庁した際に、町民課の受付のところにまだ生まれて1か月ぐらいの赤ちゃんをだっこしたお母さんが受付で待っていらっしゃいました。あまりのかわいさに私は吸い寄せられるようにその赤ちゃんのほうに行っただけなのですが、そしてよくこのコロナ禍に産んでくださったということで本当にお母さんに感謝せずにはいられませんでした。それでも私の頭の中をよぎったのは、今12月なので、この

赤ちゃんには支援金半分しか行かないということになってしまうのだなと後で思っていました。それではやはりおかしいだろうなというふうに、今回の私の一般質問の中でも1月になったら満額もらえるけれども、12月はもらえない、それではやっぱりおかしいなと感じています。妊娠、出産は、はい、妊娠します、はい、1月に産みますということではできません。ちょうど妊娠したときに生まれた子どもたちによっていろんなハンデがあったり、差別があったりということになってしまう、つながってしまうというのはやはり考えものだなと思いますので、ぜひこれ詳細な情報が分かりましたら、前向きに考えていていただきたいと思います。せめて4月に生まれたお子さんまで遡れるような支援ができたならなと期待しております。その辺町の考え方をもうちょっと伺いたいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

次に、パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度についてであります。今LGBTQの人口は、日本の3%から10%になっていると言われていています。大体真ん中ぐらいの、低く見て5%としても、5%というのは20人に1人がLGBTQということなのです。それをなかなか表に出すことがすごくまだ控えられている。ちょうど今日、朝のニュースで言っていたのですけれども、7年前にLGBTの一橋大学の大学生の子がお友達にみんなそれを言い触らされてしまって自殺したということがありました。それぐらい思い悩んでいたりするのです。まずは、LGBTQであることを認めてほしい、受け入れてほしい、そういうところから始まるのですが、何せ身内にあってもそれを簡単には受け入れられないというところがあります。アンケートを取ってまして、保護者に相談できるかといったら91.6%が相談できないそうです。先生に相談できるかって、93.6%相談できないそうです。LGBTQの方で自殺を考える方が10代では48.1%、20代では40.3%、30代では31.4%あるそうです。決してこれは何の犯罪でも何でもないことなのに、自分を責めて自殺まで考えてしまうのです。これは、公のところでLGBTQというのはおかしいことではないのだよということをやはり認めてあげる必要があると思うのです。みんな受け入れることによって自分を責めるのを楽にしてあげる、それがとても大事なことだと思いますので、ぜひこれは何のお金もかからないと思うのです。多少条例を作成するお金ぐらいはかかるかもしれませんが、LGBTQの方々を、ファミリーシップ、パートナーシップを認める。これは、全国の自治体で220か所も開始しているわけですから、今すぐにでも始められる。田上町は優しい町を目指しておりますので、今すぐにでも始められる施策だと私は感じております。この回答の

中に、県内で導入状況や機運の高まりなどを注視しながらどころではなくて、もう早速進めていただきたいことだと思います。これ早くやったほうが、田上町に住んでみようかなという方もあるかもしれませんので、よろしく願いいたします。その辺もう少し考え方を詳しく、LGBTQに対しての町長の考え方もお聞かせいただけたらなと思います。

最後に、「たがみバンブーブー」へのサポート支援についてなのですが、私バンブーブーサポート、一般質問3連発と先ほど休憩時間に申し上げましたけれども、それぐらい町長もそれぞれの今井議員や池井議員の回答に前向きに答弁をしてくださっていますので、これは本当に来年すぐ、今年やったのに来年しないというのはないと思いますので、早速に考えていただきたい支援の施策であると思います。私も竹林がすぐそばでしたので、駐車場係を数日お手伝いしました。来場された皆さんはとても喜んで、感動して帰っていかれました。竹林のほうだけで2万4,000人ということは、もしこれ来場費1人100円取っていたとしたら、これでもう240万円の資金調達ができたとということになります。子どもはただとかにしてもいいとは思いますが、せめて100円ぐらいの入場料、協力金ということでいただけるのであれば、来場者の方々は喜んで出してくださったのではないかと思います。

それで、「田上町バンブーブー」、私も友達やインスタグラムやフェイスブックや、いろいろツイッターとかに載せたりしていたのですけれども、そしたら私とはまた関係のないところで、東京や関東圏のお友達がわざわざ連絡をよこして、田上すごいことやっているのだねって、すごいねって、町がそれだけ盛り上がっているのだねといってすごく絶賛していただきました。そして、ふるさと納税もしてくださったそうです。そんなふうにとどんどん相乗効果が生まれてきますので、ぜひこれは前向きに、この火を絶やすことなくどんどん応援して、町中ももっと、活動費を増やしたりすればもっと手伝える人もいると思うのです。今回の作業とっても大変だったと思うのですが、その辺のことももうちょっとお聞かせいただけたらなと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） まず、出産準備金についてでありますけれども、12月中旬以降に再度この国の自治体の説明会が開催されるとの予定であります。その説明会では、補正予算も成立しており、詳細な説明がなされるのではないかというふうに考えております。それを受けまして、早ければ1月の全員協議会で説明できればベストであると考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度についてであります。議員も言われましたが、今朝NHKのテレビでやっておられました。非常にこの制度と申しますか、LGBTの関係で要するに本当に身内というか、親にもなかなか相談しにくい、相談をできずに孤立をされているという現状なのです。非常にそういうのを今日ニュースを見て、報道番組で見えておまして、本当にご本人にされたら非常に厳しい現実なのだということを私自身も受け止めた状況です。先ほども申し上げましたけれども、こうした多様な生き方、これを許容する社会づくりの一環でもありますので、ぜひこうしたことの有効性というのは感じておりますので、しっかりと研究してまいりたい、検討してまいりたいと思っております。

それから、バンブーブー、昨日も今日もこのバンブーブーについてのご意見と申しますか、ご提案をいただいております。本当に大勢の方、それこそ小さいお子さんからかなり年配の方まで竹あかりの準備、竹に穴を空ける作業に大勢の人たちが参加していただきました。本当に今回のこの1か月間の期間を通じて、例えば来年も実行してもらえとは思ってはいますけれども、もし実行ということになれば、さらに町の大勢の方々から一緒に参加してもらえよう機運が、今回のすばらしい展開を見て感じております。ぜひそういう意味においては町もしっかりとそうしたものに町自体も参加、それからどんな形が支援できるのか。今日も今井議員の質問に対してもお答えいたしました。報告会、関係団体の報告が開催されると聞いておりますので、そうしたところでもいろいろとお話を伺う中で町としての取り組み方、支援の仕方、検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

7番（中野和美君） では、出産準備金のほうは1月の全協で説明をいただくということで、楽しみにしております。ご配慮よろしく願いいたします。

パートナーシップなのですけれども、パートナーシップ、先ほどLGBTQの方々が3%から10%日本国内にはいるということで、先ほど5%で計算したら20人に1人なのですけれども、もしかして10%で計算すると10人に1人はLGBTQということになりますので、これは大きいですね。ぜひ優しいまちづくりの一環に加えていただきたいと思います。

そして、同性同士の結婚ですと、少子化になってしまうのではないかという話も出ますけれども、この前テレビでやっていたのですけれども、女性同士のカップルの方が親友の男性の精子を頂いて、それぞれ子どもを産んで仲よく育てるといふ、そういう工夫があったりとか、もし自分たちの子どもができなくても、家族という

ことになりますので、養子縁組をしてその子を育てると、そういう方向も逆にありますので、まんざらマイナス方向なだけではないと私は思っておりますので、ぜひこちらのほうも検討をお願いいたします。

それで、「たがみバンブー」なのですけれども、報告会が、先ほど何日頃やるといっのをちょっと聞き逃してしまったのですが、報告会をした後にどんなふうな展開でまた教えていただけるのか、その辺のスケジュール的なものを何か、大筋でよろしいのですが、できていましたらお聞かせください。

町長（佐野恒雄君） 20日の日に各関係団体が集まって報告会を開催するというご案内をいただいております。ご案内いただいたその報告会を開催、お話を聞いた段階でまた検討していきたいなということですので、よろしくをお願いいたします。

議長（小嶋謙一君） 中野議員の一般質問を終わります。

最後に、14番、高橋議員の発言を許します。

（14番 高橋秀昌君登壇）

14番（高橋秀昌君） 日本共産党の高橋秀昌です。私は、1つは田上町を取り巻く経済情勢について、そして2つ目は具体的な町政への提案、この2項目について佐野町長の所見と政治姿勢を伺います。

まず第1に、田上町を取り巻く経済情勢についてであります。報道によれば、昨年10月の物価上昇率は、変動の激しい生鮮食料品を除いて平均で3.6%の上昇と報道されました。上昇率は、第2次オイルショックの1982年2月以来の40年8か月ぶりの水準だと報じました。昨年の10月と比較して電気代が20.9%、ガス代が20%、ハンバーガーが17.9%、あんパンが13.5%、すしが12.9%、唐揚げが11.1%、チョコレート10%、携帯電話16.5%、ルームエアコン13.3%のそれぞれの値上げと報道しておりました。資料ナンバー1を御覧ください。物価上昇について資料に記述してあります。

新型コロナウイルス感染症の爆発的感染の広がり、物価急上昇によって、住民生活は危機的な状況に陥っていると言っても過言ではないと思います。住民生活の危機は同時に地域経済の危機です。なぜなら日本経済の活力は地域住民の買う力、すなわち消費購買力にかかっているからであります。資料ナンバー2を御覧ください。これは、消費者庁が発表した2019年、今から4年前の国内総生産における家計消費の割合を示したものであります。ここでは国内総生産554兆円のうち約54%が家計消費、すなわち個人消費で占められています。これらのデータから、日本経済、地域経済を立て直す根本課題は、実質的に個人消費が伸びるかどうにかかっている

と言えます。

それでは、実態はどうでしょう。労働者の実質賃金は何年も上がらず、実質賃金は下がっています。それは、資料ナンバー3を御覧いただければお分かりいただけると思います。1997年の月額賃金は37万2,000円だったのに、23年後の2020年の賃金は31万9,000円に引き下げられているのです。月額で5万3,000円、1年間で63万6,000円も賃金が減らされています。年金受給者は、もともと不十分な支給額なのに、物価が上がっても減らされているのが実態です。これでは個人消費は伸びず、日本経済は厳しくなるばかりであり、田上町の地域経済が疲弊してしまうことは当然なことではないでしょうか。こうしたことは自然現象ではありません。人為的な原因であります。国の政治の責任ではないでしょうか。

佐野町長は、私が示した資料ナンバー1から3で示した物価上昇がひどいこと、国内総生産に占める個人消費がいかに大切かということ、しかしそれに見合った実質賃金が上がっていないこと、年金受給者の受給額が下がっていることについて佐野町長の所見を伺います。

2つ目に伺いたいのは、個人消費を豊かにすることこそ地域経済を活性化させる最大の道であると私は確信していますが、佐野町長の所見を伺います。住民が日々買物をする力、すなわち個人消費を拡大できる政策は政府が責任を負っています。ですから、根本的には政府が実施することではないでしょうか。個人消費が落ち込んでしまったのは、安倍晋三内閣時代に消費税を8%に引き上げ、さらに10%に引き上げたことによる影響が極めて大きいからであります。ですから、個人消費を拡大するには、第1に消費税を5%に戻すことではないでしょうか。第2に、労働者の実質賃金の引上げを行うことではないでしょうか。第3に、年金支給額の引上げを行うことではないでしょうか。これが実現できれば、消費税の引下げは直接物価の引下げに直結します。また、実質賃金の引上げは、家庭の経済活動を活発にすることは間違いありません。また、田上町における高齢者人口の割合が40%を超えている現状からも、暮らせる年金額に引き上げることは重要ではないでしょうか。これまで岸田内閣が行ってきた政策は一時的な支援であり、これを恒久的な施策による経済効果を発揮すべきではないでしょうか。佐野町長の所見を伺います。

私がこれまで述べたことを前提にして、それでは国政に委ねるものと同時に、田上町ができることについて提案をしていきたいと思えます。それは、田上町が町の財政の下でも住民を励ます提案についてであります。消費税5%の減税も、労働者や年金受給者の実質手取り額の向上は、政府の政策の変更なくして実現できません。

地域経済を活性化する根本的解決をすることは政府の責任であることは明確なのですが、田上町が住民の暮らしの分野で支援を前進させることは、一定程度私は可能性を持っていると思います。

そこで、次の提案を行います。1つは、学校給食の保護者負担の無償化を目指してです。田上町の令和5年度の小学校の児童数は446人を想定しています。小学校の児童1人当たりの保護者負担額は年間5万4,569円、小学校全体での保護者負担は全体で2,433万8,000円です。中学校の生徒は230人を想定しています。中学校全体の保護者負担は1,493万7,000円です。小学校の児童数と中学校生徒による保護者の学校給食の負担額は合計で毎年3,927万5,000円に上っています。学校給食の無償化を求める第1の根拠は、田上町で住民負担の軽減及び削減の施策を佐野町長が執行者として決断すれば実行できるということであります。年間約3,900万円の保護者負担がなくなれば、子育て世帯への大いなる励ましになります。地域経済への影響も少なくないと思われます。

第2の根拠は、同一世帯就学児童生徒2名の場合は給食費半額、3名以上は無料という、まさにこれは佐野町長が第1期目の選挙のときに、ご自身の政策であります。これを4年間の中で、もう5年目に入るわけですが、率直に言えば一步も前進していません。これを発展させることが必要ではないかという提起であります。田上町は原油価格、物価高騰対策として、学校給食の材料費値上げに対して256万円余りを支援して保護者負担の引上げを抑えています。これは、評価できるものであります。また、地元のコシヒカリを子どもたちへと、学校給食の米に地元のコシヒカリを利用し、価格の高い部分を町と農協で折半して町が18万5,000円を、ずっと恐らく20年近く、あるいは以上続けていると思います。これも評価できることであります。さらに、新潟県が米消費拡大支援策での補助金を廃止した後も、町は支援を続けている額が66万7,000円あることを知りました。これも積極的な評価に値するものであります。同時に、さらなる支援を求めたいと思います。

第3の根拠は、学校給食無償化に向けて全国でその声が広がっているのです。さらに、皆さんのお手元には憲法25条というふうな記述がありますが、これは生存権でありまして、憲法26条の間違いです。ご訂正願います。憲法26条第2項では、義務教育は無償との記述があり、これを名実ともに発展させるべきであると思うのです。そして、給食費保護者負担を全て市町村負担とすべきではなく、県や国が学校給食費の保護者負担を廃止、または軽減させる施策を促すためにも、田上町が前進させることが必要だと考えるものであります。佐野町長、安中教育長の政治姿勢を

伺います。

2つ目の提案は、18歳までの医療費助成制度の通院での自己負担ゼロ円を目指してであります。田上町は、さきの全協の財政計画で、令和5年度から18歳までの子ども医療費助成について、入院時の病院食を除く自己負担分をなくして入院に関しては無料化する方針を示しました。この計画は、大変歓迎できるものであります。私は、さらに通院の医療費無料化についても前進させるべきだと考えています。資料によれば、令和3年度の高校3年までの通院による住民負担は約700万円、入院では約40万円です。この40万円については、来年度の予算で無償とするという方針となっています。新潟県市町村による子どもの医療費の助成は、平成30年度で完全な無料化は湯沢町だけでありました。しかし、令和4年度では、魚沼市、湯沢町、阿賀町、出雲崎町、弥彦村の5市町村で、自治体の数としては5倍に広がっています。ぜひとも前進させるよう強く求めるものであります。

また、県の子ども医療費助成交付金は、平均すると僅か30%程度しかありません。これをさらに強化してもらうこと、また国への支援への要請を粘り強く行うことを町長に求めたいと思います。佐野町長の政治姿勢を伺います。

3つ目の提案は、国民健康保険税のさらなる減額の実施を求めたいと思います。田上町は、長年国保税の引下げを実施してきませんでした。佐野町長誕生後に、国保税の引下げを実施し、国保の世帯からは大いに喜ばれています。そして、令和3年度の決算審査では、令和4年度末は財政調整基金がおよそ2億円程度であると予想されるとの説明があり、私の質疑を経て、担当課は令和4年度中の国保会計の動きを確認し、いけるなという状況であれば検討すると答えています。9月議会の令和3年度決算で、今年度中に2億円ぐらいの準備基金の可能性を示唆したのですから、現時点ではほぼ基金残高は把握できると思います。ぜひとも引下げの方向で令和5年度予算を組むよう求めたいと思います。決算審査でも発言しましたように、コロナ禍と物価高騰で暮らしが大変なときでありますから、基金は5から6,000万円程度にして、1億5,000万円程度は国保引下げの財源とすべきではないでしょうか。佐野町長の政治姿勢を伺います。

4番目に、介護保険料の引下げを求めます。介護保険は、3年単位で計画を県に示し、介護費用に大幅な変動があれば3年単位以内でも変更可能との県の指導があると聞きました。現在の介護保険は、令和3年、令和4年、令和5年の3か年計画で、令和6年度から3年間の計画になると言われています。ですから、来年度、令和5年度で、以後令和6年からの3年間の計画を立て、そこで介護保険料について

計画することになっていると聞きました。しかし、現在でも2億円の介護保険の基金があるのですから、保険料の引下げを求めました。計画年度であるために引下げはできないという回答を以前にいただいております。しかしながら、今住民負担の軽減の課題は、コロナ禍と物価高騰、消費税10%のトリプルパンチの中で住民は大変な暮らしを強いられています。ところが、政府は介護保険の利用者に対して自己負担10%をさらに引き上げるなど、利用者負担を増やそうと計画しています。これでは住民は安心して介護を受けることができないばかりか、同時に介護施設の経営は極めて困難になると予想されます。こうした情勢の下で田上町で可能なことは、介護保険料の引下げです。全力を挙げて介護保険料の引下げを強く求めるものではありますが、佐野町長の政治姿勢を伺います。

以上です。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、高橋議員の質問にお答えいたします。

はじめに、田上町を取り巻く経済情勢についてお答えいたします。1点目の議員の提示された資料について、私の所見であります。議員よりお示しいただいたように、物価をはじめ各経済指標が厳しさを増しており、連日それに関する報道があります。中でも町民、消費者が日々生活に必要な食料品、光熱水費などでの高騰が大きいです。一方で、収入は決してそれに見合う分伸びてはいないため、結果として生活が苦しくなっているというのが現状で、引き続きこの傾向が継続するのではと憂慮し、今後の状況の推移について注視をしております。

2点目の個人消費を豊かにすることこそ、地域経済を活性化させる最大の道であることへの私の見解です。私も個人消費を豊かにすることは大変重要なことであると思っております。地域経済を循環させるための、まさに血液となる部分かと思えます。そのような考えの下、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症による経済の縮小を少しでも食い止めようと、これまでの間、各施策を行ってまいりました。その柱の一つがプレミアム付き商品券、生活応援券であります。この事業の実施によって、町内の事業所へ直接経済的な支援ができ、かつ町民の生活の下支えにもつながっていると考え、この11月の末から新たに生活応援券事業にも取り組んでおります。今後も経済状況及び町財政を考慮した中で、精いっぱい町としてできること、そして地域経済への寄与が大きい事業となるものを優先し、施策として実施していきたいと思っております。

3点目の議員の提起に対する私の所見についてであります。議員からは、一時的

ではなく恒久的な施策として、消費税減税などについて触れられております。消費税減税や実質賃金の引上げ、年金支給額の引上げなど、いずれも生活者の視点に立った考え方であり、私としても何らかの形で町民生活の支援につながるような制度となるよう国に期待をいたしております。議員からいただいた提起を参考として、今後町村会等の中で生活者の視点に立った施策として共通の認識となるよう、課題として問題提起していきたいと思っております。

次に、田上町が町の財政の下でも住民を励ます提案についてお答えいたします。1点目の学校給食の保護者負担の無償化を目指してとのことでございます。保護者からご負担いただく給食費については、調理等に係る共同調理場の人件費を含めた運営に関する費用については全額公費で負担しており、保護者の方からは給食の食材費に係る費用をご負担いただいております。

議員からは、3つの根拠から学校給食費の無償化の提言をいただいております。根拠の第1として、住民負担の軽減などの施策を私自身が決断すればできるということでございます。給食費の無償化を実施すれば、確かに子育て世帯への負担軽減は図られますが、実施すれば毎年公費で多額の費用を負担することとなり、それが経常的な経費となり、町の財政に重い負担がかかってまいります。議員からの試算でもありますように、毎年約4,000万円の支援を行うこととなれば、今後町の財政をかなり圧迫する要因ともなり、ほかに必要な教育費予算や子育て支援策にまで影響が及ぶことも十分考えられます。

2つ目の根拠として、私自身が掲げ、実施しております学校給食費多子世帯軽減助成金制度の発展でございますが、令和3年度決算で655万円の支出となっております。この助成を保護者全世帯までを対象とするには大きな事業費を要することから、兄弟、姉妹がおられる家庭を対象とした基準を設け、何とか支援を続けたい気持ちで実施をいたしております。国の臨時交付金を活用し、本年実施いたしました物価高騰における学校給食費支援事業補助金につきましては、全額財源の裏づけがあったため、町単独の補助金以外の施策として実施ができました。子育て世帯への支援については、学校給食費だけではなく、他の施策による支援も行っております。今後さらに少子化が進んできた際には、既存の学校給食に対する支援事業を見直すことも必要かと思っておりますが、現状での実施は難しいものと思っております。

3つ目の根拠で、学校給食の無償化が全国的な広がりを見せてきているということでございます。県内でも実施している市町村がありますが、実施に伴ってはそれだけの財源措置を確保していると聞いております。町においても、ふるさと納税によ

る学校給食費の支援などが行えれば理想ではありますが、現実はそのまでの金額に至っておりません。町からの学校給食に対する支援として、米飯給食に対するもの、多子世帯に対するものと、今現在できる限りの給食支援を行ってきていること。さらに、今後のまちづくりにおいて大規模事業が控えていることを見通しますと、これ以上の給食費支援を行うことは、今のところ難しい状況であることをご理解願いたいと思います。

2点目の18歳までの医療費助成制度の通院での自己負担ゼロ円を目指してありますが、本年の6月定例会における議員からの一般質問を受けて、少しでも前進させるべく現在の状況を検討してまいりました。その中で、令和5年度より入院に係る自己負担金を無料とする予定であります。その検討の際には、通院に係る自己負担金の無料化までを含めては考えておりませんでした。議員の意図は、直ちに全額無料ではなくても、できる範囲で前進させるべきではないかのご提案であると受け止めており、財政の状況も考慮した中で、例えば対象年齢で区切る方法や、児童扶養手当の制度などと同じように一定の所得制限以下の方を対象に無料化するなどの方法も考えられます。しかしながら、そこまでの検討をしていなかったことが事実でありますので、少しでも前進させることを念頭に置き、研究していきたいと考えております。県負担額の負担割合につきましては、今よりも向上するよう町村会などを通じて訴えてまいりたいと考えております。

3点目の国民健康保険税のさらなる減額の実現をとのことでありますが、令和4年度に国民健康保険税額の引下げを実施いたしました。令和4年度の国保税の本算定の結果、当初の見込みよりも所得、被保険者数の減少が大きく、税収もかなり減額となる見込みであります。これに伴いまして、基金残高は令和4年度の保険税の引下げで、当初計画していた金額とほぼ同額の約2億円になる見込みであります。つまり現在の税率を保持、維持していくために当面必要な財源と同額ということになりますので、令和5年度にさらに税率を引き下げるとは、国保の安定的な財政運営を考慮した場合、難しいものと考えております。令和6年度以降については、令和5年度の本算定後、国保財政の運営状況を見た上で検討してまいります。

4点目の介護保険料の引下げについてであります。議員ご指摘のとおり、介護給付費準備基金の基金残高からして保険料率の引下げは十分可能であると認識をいたしております。ただし、第8期介護保険事業計画期間内では現行保険料率のまま運営させていただき、令和5年度において策定する第9期介護保険事業計画期間である令和6年度から令和8年度において、要介護認定者数の推移や保険給付費等の

状況を勘案し、保険料率の引下げを含めて検討してまいります。

以上でございます。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) 高橋議員の学校給食の保護者負担の無償化を目指しての質問にお答えします。

議員からご提案いただいております学校給食費の無償化については、小中学校の保護者の方に対する非常に大きな子育て支援策になるものと思っております。しかしながら、先ほど町長が答弁されたように実施には多額の事業費を要し、さらには経常的な予算となり、それが毎年町の財政に重く乗りかかってまいります。物価高騰が続く中、各ご家庭も厳しいと思いますが、学校給食費にも物価高騰が大きく影響を及ぼしております。幸い今年度は国の臨時交付金を活用し、学校給食費の値上げを抑制することができましたが、現在提供している給食の栄養価を維持し、子どもたちの楽しみとなる給食を提案していくためには、来年度以降は単価の見直しも必要であると考えております。無償化を実施できれば理想ではありますが、本当にいいことだと思いますが、町全体のことも考慮すると、実施については財政的に非常に厳しいものと思っております。

以上です。

14番(高橋秀昌君) 佐野町長は、田上町を取り巻く情勢についてはほぼ私と意見が一致します。しかしながら、なぜか具体的なことになるとう基本的にはノーという答えが多かったのです。私は、ここで政治家と事務方の認識の差異があるのではないかとその答弁を聞いていて感じました。今住民の暮らしが大変なときですから、その大変なものを認識し、少しでも住民の暮らしを、住民の負担を減らしていくという、そのためにどうするかという知恵が伝わってこないのです。例えば私が提起しているのは、学校給食はゼロ円にしろと言っているのではないのです。無償化を目指してなのです。それから、子どもたちの医療費についても直ちにゼロにしろと言っていないのです。目指してなのです。なぜそういう表現を使うかといえば、既に学校給食に関しても実際に完全無料にすれば、4,000万円を超える金が毎年必要だということを知っているからです。今の財政状況の中で突然に4,000万円ずつ出し続けることができるかといえば、素人の私でもちょっと無理ではないかと、そういうふうになりますよね。医療費についても、せつかく入院を来年から無料にするわけだから、そこに私は輪をかけて通院も無料にしろと言っているのではないのです。目指してなのです。つまりそれほど住民の暮らしが非常に厳しい中で、僅

かでもどう支援するか。国保についても同じ考えです。その視点が伝わってこないのです。だから、今の町長の答弁について、なるほどと言えない。私は、そういうことまで考えて、どれだけの金がかかるかも含めて調べたつもりです。例えば学校給食でいえば、町長は相当昔のことまで言い出しているのです。いいですか。コシヒカリの折半については18万5,000円、これは言い方悪いけれども、私の子どもが小学校のときのPTAの仕事の中で町に要求し、実現したものを当時の町長からずっと今日まで維持してきた、佐野町長も含めて。そうなのですよ。それから、米の消費拡大を廃止したのが平成16年と聞きました。今から18年前です。そのときからずっと維持してきたのです。教育長だって佐野町長だって存在していないときからこうやって町が維持してきた。これ自身は宝です。これを理由にしてここまで負担しているのだからというのは私は筋が違うと。今、佐野町政になってから新たな負担をしたのは655万586円の子どもたちが、小中学校に同時に兄弟がいた場合についての半額及び全額の負担。そして、256万円はまさに国の交付金で今の物価値上げに対して、高騰に対して抑えているだけで、町の独自財源を使っているのはこの655万円しかないのです。だから、私は、佐野町長、5年もたつのだから、前進させたらどうですか、提起しているのです。それを佐野町長ができませんと答えること自体が納得できない。でしょう。私別にただにしろなんか言っていないのだ。ここはぜひ、政治分野といえば町長、副町長、教育長です。これが事務方に対してどういうふうに話をするか。事務方は、自分の会計責任のところについてクリアすればいいわけですから、そうした事務方はそこでやるしかないのです。しかも、町長、私も理解できるのは、経常経費が増えると言います。これ今住民サービスに対する経常経費は増えるというところを問題にします。しかしながら、こういう建物を造りとき、造るときは補助金が来るが、その後の経常経費というものを大問題にして造りませんと言ったためしはないのです、町は。そうでしょう。いわゆる建設物については補助金があるからと言いつつ進め、こうしたものについてはもちろん補助金ありませんから、全額町の独自財政ですよ。経常経費が増えることも事実です。しかし、建設をやろうが、こういう住民サービスをやろうが、経常経費が増えるのは決まっている。そこで、財政の知恵が働くのです。この経常経費でやっていけるのかどうか。どうしてもやっていけないなら、もっと積極的な答弁があるべきであります。このことを指摘した上で、ちょっと長くならぬように気をつけますが、指摘をした上で、特に小学校の問題については、私はなぜこれを取り上げるかと、やっぱり全国的にそういう動きが広がっている。幸いにも町長が取り上げた。これを少

しでも前進させる。例えば私が提起する全部やれといったら4,000万円でしょう。では、幾らならできるのですか。でしょう。高橋議員が4,000万円出せと言ったけれども、私はできないよ。でも、400万円ならできるよという、絶対財政当局と相談すれば、町長、400万円無理だけれども、200万円なら何とかなるって出てくるはずです。そのことを指摘をしておきたい。

それから、子どもの医療費ですが、幸いにも非常に当局がきちっとつかんでおりましたので、見てみました。例えば、あなたは十把一からげでできないって答えているけれども、0歳児から小学校入までの子どもたちを通院を無料にするには311万2,340円なのです。これは、あくまでも令和3年ですから状況変わりますが、300万円程度でできるのです。例えば小学校だけでやりますと、小学校1年生から6年までに限るけれどもやりますよといったら、230万円あればできるのです。さらに、中学生だけでやれば73万8,000円74万円あればできるのです。高校生だけであれば71万円程度。全部やるには、700万円から800万円になるのだけれども、本当に財政的に無理だと判断し、財政当局も町長駄目ですよと言ったら、ではどこまでなるのですかということが問われると思います。そこをしっかりと押さえた上での答弁を強く求めたいと思います。

さらに、国民健康保険ですが、2億円程度あれば引下げができると答えたのが執行当局であります。令和4年度に新年度予算で引下げを行っていることは事実です。このときの財源はどのくらいかかっているのだと。1億円なんか使っていないのです。恐らく、私計算がちょっとまずいので、あれだけれども、5,000万円か6,000万円程度の財源で引下げをしたと思われるのです。ごめんなさい、そここのところ証拠をつかまないとまんま来てしまったので。つまり私が言いたいのは、1億円使いなさいと言っているわけではないのです。こういう大変なときだから、少しでも引下げをやるべきでないですかという提案をしているのに、基金は2億円あるけれども、安定のためにはしませんがと答えているのです。これは、住民に対して誠意がない答えだと言わざるを得ないのです。それから、ぜひこのところを、町長が、私数字を具体的に述べたので、長がもし答弁困るのであれば担当議長に答弁させてもらいたいのですが。

介護保険について伺います。確かに介護保険は3年ということで、以前に私も下げろと言ったけれども、3年が決まっているので無理だと。だから、次の3年まで待ってくれと言われたのだけれども、それは執行当局はそうです。しかし、住民は大変なのだから、2億円もの金があるのならちょっとぐらい下げて、県がいろいろ

文句言うかね。私言わないと思うのです。そのぐらいの、住民の暮らし大変なのだから、よし、ここでやりましょうというぐらいの腹があつてしかるべきだと思います。ぜひご答弁願いたい。

それからもう一つ、教育長が来年度以降単価を見直しすると言ったのだが、子どもたちの給食単価を下げることによって質の悪いのを出そうと考えているのか、それとも支援の単価を下げようとしているのか、この答弁には何ら単価を引き下げる意味が入っていないのです。引き下げるのではないの。上げるの。単価の見直しというのはどういうことなのか。それは、見直しというのは下げることにも上げることも、では単価は何をいうのか。支援単価を上げるか、それとも支援単価を下げるか、こういうことは曖昧な答弁の仕方はやめてもらいたい。見直しとは何を指すか分からないのです。政治的な言葉は使わないでしっかりとそこを説明していただきたい。以上。

町長（佐野恒雄君） 大変厳しいご指摘をいただきました。学校給食費、議員も言われましたように私が4年前というか、5年前に公約として実現をさせていただいて、確かに655万円でしかないではないかと、こうおっしゃいますが、当時といたしますか、それはそれなりにやっぱり私にしてみれば大変勇気の要ることであった。確かに全国的にといたしますか、県下においても給食費無償化ということで進んでいる自治体も大変多くなってきました。本当に田上町の近くにおいてもそうした無償化が進んでいるということは十分承知はいたしております。しかしながら、こう言えば金がないからというふうなことでまたお叱りを受けるのだと思いますけれども、これから体育館の新築という非常に大きな事業を抱えている中で、確かに高橋議員のおっしゃられるように丸々ゼロというか、保証せいということではないのだと、段階的にというふうなことでお話をいただいております。そう言われればそうした政治的な判断も確かに必要なのだとは思いますが、なかなか現実を、財政の健全化、財政の責任を負う立場になると、なかなか思い切った答弁ができないというのが本当に申し訳ないところだと思っています。

それと、介護保険料の引下げ、第8期の事業計画期間の分析を行った中で、今第9期において反映させるような形で担当課に強く指示しております。8期の中ではできない状況ではありますけれども、そういう形で担当課にも指示をしておりますので、その結果を踏まえて前向きに検討してまいりたいと思います。

（何事か声あり）

町長（佐野恒雄君） 医療費においても国保においても同じ答弁といたしますか、なかなか

かご指摘どおりに前進した形で答弁ができる今の状況ではありませんので、ぜひご理解賜りたいと思っております。

教育長（安中長市君） 先ほどの高橋議員の質問の中で、単価の見直しというのは上がるものもあるし下がるものもあると、本当にそうだと思います。書き方が大変申し訳なかったと思います。今年度、物価は大変高騰しまして、給食費のほうも当初の単価ではなかなかできず、臨時交付金を活用して今年度しのぎました。しかし、その後も物価が高騰しており、来年度同じ給食の質と、それから子どもが喜ぶ給食を作るためには、残念ですが、給食費の単価の値上げもやむを得ないというふうに考えております。

（何事か声あり）

教育長（安中長市君） 今1人、小学校のほうで277円、中学校のほうで294円のお金を保護者からいただいておりますけれども、それを値上げをするということを、先月の学校給食会共同調理場運営委員会の中で値上げをしてもやはり子どもたちにはおいしい給食を提供したいということで、この委員会で値上げをせざるを得ないという結果になりました。

町民課長（本間秀之君） 国民健康保険税のさらなる引下げということで、高橋議員からの関係なのですけれども、現在基金に関しては先ほど町長が答弁したとおりで、おおよその見込みで約2億円ということになっております。今年度の基金繰入れに関しまして、要は税の引下げに基づいて必要となった財源としておおよそ3,000万円ぐらいが基金から繰り入れたという形になっております。これ単年度で済む話ではなくて、今の税率を維持していこうとすると約2,000万円から3,000万円ぐらいのお金を毎年繰り入れていかなければならないという形になりますので、ここでさらにやった場合に要は基金が枯渇するのが早くなってしまって、その段階では今度税率を上げなければならなくなってくるという部分も出てきますので、なるべく税率を上げないで済むように、今の段階ではちょっと基金が増えるという見込みが見当たりませんので、そういう形でご理解いただければと思います。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、子ども医療費のことについてお答えをさせていただきたいと思いますが、私としましては少しでも前に進めるために、まず入院の部分優先して取り組んでまいりました。それで、今ほど高橋議員から通院のほうについての提案をいただいているわけですが、そこについては正直検討していないという状況でございます。そういうことからしまして、先ほど高橋議員が言われたようにどの程度までならできるといふ考え方も、正直その数字的には担当

のほうでは把握はしておりますが、私自身そこまでの考えが及んでおらないというのが現実であります。そのようなことから、まずは来年度から入院を無料にさせていただき、またその先のことについてはいましばらく時間をいただいた中で、少し前に進めることができると考えているところでありますので、よろしく願いいたします。

14番（高橋秀昌君） 今関係課長のお話を伺いました。率直に言うと、町長、自らどのくらい下げられるのだと、下げられないのかというぐらいのことは問うべきだと思いました。言わば課長会議で決まったことですから、今私が言って、町長が、はい、では変えますと言えないというのはよく分かります。でも、大事な点は、町長が最高責任者ですから、財政当局に対してどこまでなら可能なのかをつかみ、その上で駄目なら駄目という態度を取ることが私必要だと思うのです。ぜひ私の意見を参考にさせていただきたいと思います。

それから、町民課長が今そういうお話ししたが、悪いけれども、だったら9月の決算議会であのような発言はしないでほしい。9月の議会で2億円あれば引き下げる可能性ありますと言っているのだ。言っているのだ、ちゃんと。これちゃんと私、あなたがしゃべったことの全部議事録は持っているのだ。そのときに明確でなければそのような発言はしない。私は、令和4年で引下げをしているので、令和5年も連続的に引下げが可能なのではないかと思ったわけ。だから、今日の質問をしているわけ。でも、2億円当時はあると言っていたから、何だと受け取ったわけだ。議論の中でも相手もそういうような趣旨の答弁をしているのだから、それが間違いであればもっと早い段階で町が正すべきなのです。そういうことを指摘をしておきたいと思います。

それから最後に、私は今回ははっきり言えばゼロ回答だったのですが、引き続き実現するまで住民とともに要求していきたいと思いますので、ぜひ財政当局も心して、どこまでなら出せると、ここは駄目だと明確にする論議をしていっていただきたいということで質問終わります。

教育長（安中長市君） すみません、さっきの私の発言の中で1つ間違いがありました。申し訳ございません。今田上町では小学校の子どもからは1食277円、中学校が294円と言いましたけれども、中学校の数字が間違っておりました。中学校は328円でした。大変申し訳ございませんでした。

議長（小嶋謙一君） 高橋議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。
これをもちまして本日は散会といたします。
大変ご苦労さまでした。

午後2時40分 散 会

別紙

| 令和4年 第4回 田上町議会（定例会）議事日程 | | | |
|-----------------------------|------|------|------|
| 議事日程第2号 令和4年12月9日（金） 午前9時開議 | | | |
| 日程 | 議案番号 | 件名 | 議決結果 |
| | | 開議 | |
| 第1 | | 一般質問 | |

第 3 号

(12 月 12 日)

令和4年田上町議会
第4回定例会会議録
(第3号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和4年12月12日 午前9時
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 森山晴理君 | 7番 | 中野和美君 |
| 2番 | 小野澤健一君 | 9番 | 椿一春君 |
| 3番 | 品田政敏君 | 10番 | 熊倉正治君 |
| 4番 | 藤田直一君 | 11番 | 松原良彦君 |
| 5番 | 渡邊勝衛君 | 12番 | 池井豊君 |
| 6番 | 小嶋謙一君 | 13番 | 関根一義君 |
- 4 欠席議員
- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 8番 | 今井幸代君 | 14番 | 高橋秀昌君 |
|----|-------|-----|-------|
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|------|---------------|------|
| 町 長 | 佐野恒雄 | 地域整備課長 | 宮嶋敏明 |
| 副町長 | 吉澤深雪 | 町民課長 会計管理者 | 本間秀之 |
| 教育長 | 安中長市 | 保健福祉課長 | 田中國明 |
| 総務課長 | 鈴木和弘 | 教育委員会 事務局長 | 時田雅之 |
| 政策推進室長 | 堀内誠 | 産業振興課長補佐 | 近藤拓哉 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 渡辺明 |
| 書記 | 板屋越麻衣子 |
- 7 議事日程
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前9時00分 開 議

議長（小嶋謙一君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、高橋議員、今井議員より欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 一般質問

議長（小嶋謙一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に9番、椿議員の発言を許します。

（9番 椿 一春君登壇）

9番（椿 一春君） おはようございます。議席番号9番、町民クラブの椿です。これから一般質問をさせていただきます。今回は、除雪に関する質問を2項目、新型コロナウイルス感染の質問の3項目について質問をいたします。

まずはじめに、第6次総合計画、歩行者が安全に通行できるような除雪検討についてであります。私は、令和3年の12月議会でも同様の項目で質問をいたしました。佐野町長は、除雪問題に対して改善の実行を考えていると実感いたしました。第6次総合計画の前期策定案には、目標、基本方針として、除雪の基本方針に除雪車両を主体とし、機械除雪を実施して、歩車道とともに車両及び歩行者が安全に通行できるような除雪に努めますと掲げられています。昨年の第6次総合計画より、歩行者が安全に通行できるような除雪と盛り込まれております。さすが、困っている人を思う佐野町長と思いました。

11月の全員協議会で、令和4年度の田上町まちづくり財政計画が総務課より説明がありました。その中には、除雪ドーザーが令和5年度4トン、令和7年度に8ト

ンの入替えが計画されております。それから、令和5年度より、令和6年、令和7年と継続して消雪パイプのリフレッシュ事業で、防災・安全対策交付金事業の雪パッケージということで挙げられております。これらの事業から、町長の掲げられている歩行者が安全に通行できるような除雪に努めますという政策にどのように実施していくのかがなかなか読み取れなかったです。

そこで、1年前を振り返りますと、令和3年12月議会での質問は、「町長は、具体的に歩行者が安全に通行できるように除雪をどのように考えているのかお聞かせください」と質問いたしました。町長の答弁は、「歩行者が安全に通行できるように除雪をどのように考えているのかについてであります。歩道が整備されている路線については、歩道ロータリーにより通学時間までに除雪が完了するよう努めております。歩道が整備されていない路線につきましては、まずは車両の通行確保が最優先となりますけれども、積雪が多いようであれば早めの排雪作業を実施してまいります」という答弁でした。

その後、再質問をする中で、町長の答弁で次のように話されておりました。「大型のロータリー車というふうなお話でした。確かにロータリー車って、それこそ雪を飛ばしますから、そういう排雪作業をロータリー車でやるということは確かに効果的なのだと思います。ところが、なかなか今回写真を見せていただいた地区というのは、周りに住宅が張りついているわけです。なかなかそんなところでロータリーで雪を飛ばすということとはできない。ただ、ダンプが脇について、そこに排雪していくということは当然できることですので、そういったことも作業を早めるという形のことが効果的だと思いますし、その辺も検討していければと思います」との答弁をされておりました。

近年の雪は、異常気象が原因なのかよく分かりませんが、降雪が集中したどか雪の傾向にあります。このようなことから、住宅地の中や狭い道路では排雪作業をしなければなりません。安全な雪道除雪ができなかったとは想定できます。昨年のように、今年はどうか雪だったからと、業務に対する弁解や言い訳をするのでしょうか。令和3年の冬は、今年もどか雪だったからと、業務に対する弁解、言い訳等は通用したでしょう。しかし、今年の令和4年度はもう、今年の冬はどうか雪だったからと業務に対する弁解とか言い訳はできないと思います。なぜならば、大型ロータリー車で排雪作業が効率的だと町長は認識されました。また、排雪のためのダンプに飛ばして排雪作業を早める方法を検討していくと答弁されております。令和4年度の冬は、狭い町道の排雪や排雪時に1.7メートル幅クラスの小型の除雪車をレンタル

して検討することが、町長の言われている本当に検討するに値すると私は捉えております。

それで、これ資料を準備してきたのですが、大きい排雪のブルドーザーは除雪機であると思ったのですが、ロータリー車でもレンタルやっている事業者がありまして、2メートル幅から小型の1メートル幅まで、石川県の千代田機電株式会社というところでいろんなタイプのこういった、普通の大きい除雪機から、これが幅2.6メートルから、当町で使われている90センチクラスまで、いろんな種類のロータリー車のレンタルをやっているのだなということを今回学びました。

それで、質問なのですが、1つ目は、第6次総合計画に示されている歩行者が安全に通行できるように除雪の答弁で、降雪が多いようであれば、早めの排雪作業と言われていています。しかし、近年のどか雪で排雪が追いつかないという問題があります。今年はどか雪だったからという業務に対する弁解をされます。今の現状のままの除雪体制でいくのか、令和4年度に対してはどういうふうな除雪体制でいくのか、考えをお聞かせください。

2つ目が、排雪作業でロータリー除雪機からダンプへ投げ入れる作業は効率的であるということの検討はどのように検討していくのか、お聞かせください。

次に、狭小道路の消雪パイプについてであります。消雪パイプリフレッシュ工事は、防災・安全交付金事業となっております。現在の消雪パイプのメンテナンスか、布設替え作業なのか、内容は分かりませんが、防災・安全に関する事業であれば、幅が狭く除雪ドーザーが入れないような町道こそ消雪パイプを布設し、町民に対して公平に安全の確保をしなければならないと私は思います。

そこで質問です。私は先ほど述べたように考えますが、町長は町道であっても除雪ドーザーが入らない道は除雪ができないので、雪が降っても仕方ない、この道を通る住民が除雪をすればよいので、関与しないということに、どのように考えているのでしょうか。現状に対する町長の見解をお聞かせください。

2番目に、消雪パイプのリフレッシュ工事の概要をお聞かせください。

続きまして、3番目の質問に移ります。新型コロナ感染症法の分類についてです。新型コロナ感染で、オミクロン株の毒性が落ちていると見解が出されております。第7波のときに、感染者の意思による全数把握がなくなり、65歳以上の高齢者や重篤化の危険性のある人のみ、医師から保健所への登録義務がありますが、その他は自己による登録です。この11月では第8波の到来かと報道もされている中、経済を回すために行動規制を発しないと、対応を国は取っております。

新型コロナ感染から3年がたとうとしております。海外ではマスクをかけない現実がある中、日本ではまだマスクをしている日常です。ちょうど感染が始まった2020年頃ですが、いつ頃収束を迎えるのかという予測を立てた報道で、日本の収束は海外の1年後と予測している報道が私の記憶に残っております。日本の現状では、感染者の全数把握や濃厚接触者の追従をしない中で、外出自粛要請、入院勧告、就業規制、無症状者への適用、交通制限、これ条件つきで可能ですが、この感染症法の厳しい状況の中に分類されております。感染の予防体制について、今日までしっかりとしたワクチンが接種されている中、3年もたつと近い周りの人に感染者が数人いるような感じで、症状は比較的軽症で済んだ方が大多数でないでしょうか。また、小学校、中学校、高校、大学生は、人間形成の大切なときであります。長い人生のほんの僅かな期間ではないのですが、学校の行事の規制と仲間同士のつながりをつくる大切な時期だと思います。11月22日だったでしょうか、日本の製薬メーカーの新型コロナ感染の軽症者への経口薬が特別承認されました。このような現状を見ると、早い時期に第5類への区分変更をするべきであると私は考えております。経済の活性化、学校現場での自由な学業を取り戻すなどの現状の支障となっております。

そこで質問です。学校現場について、町長、教育長はどのように考えているのでしょうか。

2番目に、感染症法に基づく分類を5類へ変更するについて、町長の考えをお聞かせください。

3番目、もし町長も5類への変更を必要性を感じるのであれば、県への要請を出していただけないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) 改めまして、おはようございます。それでは、椿議員の質問にお答えいたします。

はじめに、第6次総合計画、歩行者が安全に通行できるような除雪検討についての質問にお答えいたします。1点目の除雪体制についてであります。令和2年度の除雪は、近年にない異常気象による大雪により、排雪作業の遅れが一部にありました。しかし、令和3年度におきましては、この教訓を活かし、早めの排雪作業を心がけて実施したことによって、住民からの苦情や問合せ等はほとんどありませんでした。また、令和4年度においては、除雪車を昨シーズンに比べ1台増強し、計

23台体制とし、体制強化を図ったところでございます。今後につきましても、現在の除雪体制を維持しつつ、かつ早めの排雪作業を実施していきたいと考えております。

2点目の排雪作業についてであります。ロータリー除雪車からダンプへの排雪作業は確かに効率的であると思えます。しかし、ロータリー除雪車の台数確保や、その除雪車配備の財源確保が必要となってくることから、費用対効果も踏まえると、その対応は難しいものと考えております。

次に、狭小道路の消雪パイプについてお答えいたします。1点目の狭小道路除雪の現状についてであります。令和3年12月議会でもお答えしたとおり、令和3年5月に各区長へ除雪についてのアンケート調査を実施いたしました。その中で、狭小道路除雪について6件の要望をいただきました。その要望に関して、除雪路線の担当業者と打合せを行った結果、3件については対応が可能であったことから、令和3年度よりその路線の除雪を実施いたしております。残る3件につきましては、現段階においてほかの方法で対応できないか模索しているところであります。現時点では従来どおりの対応となりますが、ご理解いただきたいと思います。

2点目の消雪パイプリフレッシュ工事の概要についてであります。まちづくり財政計画でお示しをしたとおり、消融雪施設を更新していく事業であり、町内において老朽化した既存の消雪パイプ施設のメインパイプ布設替え工事を実施していきたいと考えております。

なお、現段階においては、国に防災・安全交付金事業として要望をいたしております。令和5年度につきましては、消雪パイプのメインパイプの損傷が特に著しい町道羽生田・寺前線の総延長370メートルのメインパイプのうち、150メートルの布設替え工事を計画いたしております。

最後に、新型コロナウイルス感染症法の分類についてであります。感染症法に基づく分類を5類に変更することにつきましては、医学的な知識を私自身は持ち合わせておりませんので、2類のままでいいのか、あるいは5類に変更すべきだといった判断をすることは、私には難しい問題であります。ただ、新型コロナウイルス感染症の現状を考えますと、高齢者の致死率は季節性インフルエンザより高く、感染者数、死亡者数とも、第8波に入り増加傾向にあります。もし新型コロナウイルス感染症が5類に変更され、ワクチン接種費用が接種者の自己負担となった場合、国民はワクチン接種を受けにくくなるのではないかと思います。それによって、ワクチン接種を受けない方が増えることで、重症化する方が増えるのではないかと危惧い

たします。2類のままか、5類にすべきかは、政府の分科会などで議論すべきことだと考えておりますけれども、町民の命を守る立場といたしましては、今は2類のままのほうがよいのではないかと考えております。

学校現場につきましては、教育長から答えます。

以上でございます。

(教育長 安中長市君登壇)

教育長(安中長市君) 椿議員の新型コロナウイルス感染の感染症法の分類についての質問にお答えします。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年3月に全国の小中学校が一斉に臨時休業してから約2年半経過しました。田上町の小中学校でも、行事が縮小したり、中止、延期になったり、マスクをしながらの学校生活を余儀なくされております。成長期にあつて、大事なコミュニケーションへの影響も懸念されています。学校現場では、感染対策の徹底と、行事内容や学習形態を工夫して、感染症の影響を少しでも軽減するように努めております。

町内小中学校の今までの感染状況を見ますと、お互いにマスクを外した活動のときが一番感染を広めてしまうリスクが高いと思われまます。児童生徒は感染しても比較的軽い症状だと言われてはいますが、全国的には重い症状になった児童生徒もいますし、亡くなった児童生徒もいます。さらに、児童生徒の感染から家族内の高齢者への感染も心配されています。私たちは専門的な知識もデータも持ち合わせておりませんので、学校活動でのマスクの着用につきましては、文部科学省や県教育委員会の通知を踏まえてこれからも対応していきたいと思ひます。

9番(椿 一春君) まず、除雪についてなのですが、ロータリー除雪車での排雪作業なのですが、昨年度町長の答弁の中ではロータリー除雪車でやると効率もいいし、雪がいっぱい降ったときはとても効率的にもいいですし、今現状なぜロータリー車かというと、ただ車道を確認するだけでなく、歩道の整備されていない路側帯のところの端まできれいに除雪するためにはロータリー除雪車がいいだろうということで、昨年度町長に問いかけて、それでロータリー除雪車にすると効率的だなということ町長言われておりましたので、令和4年度、今年はどうするのかなということをととても気がかりでありましたが、予算的にとてもかかるから難しいということだったので、そのときは町長の中ではロータリー車を購入しなければならないと思ひていらっしやったのか、それともレンタルというものが町長の中では選択肢になかったから費用対効果が図れないというふうな答弁だったかというふうに当

時の答弁を読むと感じるのですが、今町でも除雪機をレンタルで借りているものもあります。そのうち排雪ドーザーを1台、除雪ロータリー車に置き換えれば、さほど経費は膨らむことなく、どういう作業ができるのか、どういうふうに作業効率を上げることができるのか、第6次総合計画で言われている歩行者についても安全な道路を確保するための一つの手段としてロータリー除雪車を試してみる、そういったものが検証できるかと思うのですが、その辺のレンタルでのロータリー除雪車を使えるという認識はあったのか、なかったのか。もしレンタルで借りれる除雪機があって、費用対効果がそれほど関係なくできるとするのであれば、ロータリー除雪車での検討を考えるのか質問をいたします。

それから、狭小道路なのですが、今区長の要望で3件除雪作業ができるというふうに回答いただきました。残り3件に対しては現状どおりといった回答であります。現状がどのような今対策をしているのか、その辺を詳しくお聞かせください。町民の方、地区の方で除雪しているのか、それともその道路を使っている人が自分で除雪するのか、その辺の状況についてお聞かせください。

それから、新型コロナウイルスの感染症法についてなのですが、確かに2類か5類かの区分については、とても難しい問題だと思います。ただ、今回のワールドカップの中では、海外ほとんどもうマスクしていないです。日本だけです。この前の国会の議論の場でしょうか、その中で岸田総理に質問されました。岸田総理、いつまでマスクをするのでしょうか、岸田総理も海外行けばマスクを外しています。だったら、今なぜこの国会の議場の中でマスクをしたり、パーティションが必要なのでしょうかというふうな質問があった中、ダブルスタンダードではないかと言われたのですけれども、なかなか難しい、その国に応じた対策をしていくというふうな答弁をしていたのですが、町長に1つ聞いたかったのが、教育長のほうで学校現場のことを言われたのですが、今学校の児童生徒の生活の中で、黙食、黙って食べなさいというふうなのがあるのですけれども、本当そのままでもいいのか。この前のテレビでしょうか、大人と子どもというのが食事をしている、外食を楽しむという風景があったそうなのですが、大人たちは何かわいわい、わいわいしゃべりながら食事をしているのですが、子どもたちは黙って、何もしゃべらず黙々と食事をしているという光景があって、これをもうここ3年、ずっと黙って黙食しているという、教育の流れなのかなというふうで、これが今の本当に大切な子どもの人間形成をする中で、黙食をしなさいという、そういった状況が今のものなのですが、それについて今、学校のこういった様子について、教育長のほうから答弁いただいたのです

が、私は町長と教育長の考えを聞かせてくださいということなので、この辺、町長
どういうふうに考えているのか、再度質問いたします。

それから、同じく教育長のほうにもそうなのですが、別に感染予防でマスクがど
うのこうのということではないのですけれども、学校の教育現場の中で、子どもた
ちが本当そのままの、今のものでいいのか、それとももっと改善したいと思ってい
るのか、その辺の考えを再度質問いたします。

以上で2回目の質問終わります。

町長（佐野恒雄君） まず、ロータリー除雪の関係ですけれども、確かに私自身、以前
に椿議員のほうからご質問いただいたときに、ロータリー除雪による排雪は非常に
効率的なものだということはお話を申し上げました。確かにロータリー車の排雪と
いうのは本当に効率的であるというのは、これは間違いのないと思うのです。しかし、
費用を考えなければ、本当にリースをしてでも、当然町が買ってということは私自
身は考えてはいませんでしたし、費用を考えなければリースでもそうやって対応が
できるのであれば、本当に効率的な排雪作業ができるのだと思います。しかしなが
ら、そうした今の現状を考えて、ダンプでバケツによる排雪、これ自体も決してそ
んなに非効率的な排雪作業と私は思っておりませんし、ロータリー排雪から比べれ
ば、それは効率性は確かに落ちるかもしれませんが、その分やはり早めに排
雪作業に取りかかる、そういうことで昨年に対応してまいりました。現状において
は、従来どおりのバケツ排雪で考えている状況でありますので、ご理解いただきた
いと思っております。

それから、狭小道路の件です。今ほどお話し申し上げたように、6件要望いただ
いた中で、3つの路線については何とか業者のほうで対応できるということで、昨
年は対応させてもらっておりますが、もう3路線、これについてはなかなか除雪車
が入っていけないというふうなことで、対応できていないというのが実情です。検
討するというふうにお話し申し上げました。どういうふうな検討しているかという
ことについては、担当課のほうから答弁させます。

それから、学校現場の黙食についてであります。最近、議員おっしゃられるよう
に、マスクであるとか黙食についても、保護者の方々から、ニュースなんかで話題
にも出ておりますが、黙食をぜひ検討してもらいたいと。本当に子どもたちにとっ
て楽しい給食の時間、これをただ黙々と食べる、黙食というのは本当に気の毒とい
うか、かわいそうな状況だと思っております。せっかくの楽しい食事が、ただ本当
に黙々と、何も会話もなしに食べるということ自体、私自身は本当に異常といいま

すか、本当に子どもたちにとっては、こんなに楽しい給食時間が黙食という形で過ぎさなくてはならない、本当に気の毒な状況だと思えます。当然これらについては、教育委員会、県の教育委員会を通じた中で、少しずつ緩和される方向に行くのか、その辺は教育委員会の対応といたしますか、指導があらうかと思えますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

教育長（安中長市君） 椿議員が、学校現場、これでいいのかというふうにご質問されましたけれども、私も本当にそう思っております。成長期の中で、こうやってマスクをして2年も3年も教室にいる。御飯を食べるときと、ちょっと激しい運動をするときだけしかマスクを外さない。隣の子どもがどんな表情でいるのか、先生がどんな表情で授業をしているのか、分からないわけです。その中でコミュニケーションをどのように深められていくのかということは、非常に難しい問題だなと思っております。いつマスクを外すことができるのか、または自由に今までと同じような学校生活を取り戻せるのか、一日も早くそういうふうになってほしいなと思っております。

専門家の中でも、子どもは大人よりも対応力があるのだと言う方もいますが、やはり成長期におけるコミュニケーションがすごく大きくて、私はこのコロナ禍が収まった後、専門家や現場の先生方がそのことに関して検証していく、どうなのだろう、そしてその対応をまた考えていくということが大切なのではないかなと思えます。あしたでもマスクを外させたいという私の気持ちはあるのですが、今のところ、この対応の中でやってくしかないかなと思っております。

年に、各学校に、少なくとも私は10回から十数回、現場のほうを見に行っています。特にコロナ禍になってからはなるべく行くようにして、子どもたちの様子を見ていますが、最初、マスクをしていると、誰も何もしゃべらなかったのです。それが、子どもたち慣れてきて、マスクの中でも班活動とか、いろいろなことで頑張っています。今のところ現場の工夫と努力に本当にお願いするばかりなのですが、椿議員のおっしゃることは本当に心からよく分かります。こんな答弁で申し訳ございません。よろしく申し上げます。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 狭小道路の除雪の関係についてであります。今後の対応についてということですが、先ほど町長が話されましたとおり、3路線、未解消の部分があるわけですが、既存の除雪車、4トン車になるわけですが、その規格の問題等で対応が不可能、それからその除雪車の規格であります

と、道路の線形により、石垣等構造物等もございませぬので、狭小という部分でありますので不可能であるというふうなことで、今入れない状況であります。そんな中でどのように対応していくかという部分であります、先ほど町長がお話しされましたとおり、模索しているという部分でございませぬが、一つは、もっとより小さな機械を入れた中で、除雪の対応ができるかという部分も検討しております。そんな中で、また財政的な部分が出てくる部分もありますし、あと問題は、業者のオペレーターの確保という部分も課題になってくるかと思われませぬ。そんな中で、今後の部分については今検討しているといひませぬか、考えておりますので、模索している状況というふうな答弁になります、よろしくお願ひしたいと思ひませぬ。

9番（椿 一春君） ロータリー除雪についてなのですが、ロータリー車のリースがあるというのは承知していたということなのですが、それでも費用対効果がないという答弁なのですが、具体的に除雪ドーザーとロータリー除雪車でリース料は幾ら、具体的に除雪ドーザー幾ら、今検討してみたロータリー除雪車幾ら、どれぐらいレンタルリース料で金額が違って、費用対効果がないというふうに判断されたのか、そこをもう一回よく詳しく具体的に聞きたいです。

それから、狭小道路のほうなのですが、今検討しているということで、もっと小さい、4トン以下の小さいドーザーでの対応ということなのですが、私が見ているロータリー除雪車なのですが、幅1.5メートルですとか1.7メートル、普通の乗用車が入るよりも小さい、幅の狭いロータリー除雪車、そういったものもあるわけなのです。そういったものを路側帯の排雪作業に使ったり狭小道路の除雪に使ったりすると、一石二鳥だと思われませぬのですが、そういったところでどうしても今小さいドーザー、雪を押しつけて排雪するというものしか検討されていないようなのですが、幅の狭い道路こそ小型のロータリー除雪車、1.5メートルか1.7メートルぐらいの幅、もしくはそれよりもっと狭い1.2メートルとか、車が1台入るぐらいの幅のロータリー車もありますので、そういったところで検討すると一石二鳥かと思われませぬのですが、今年、この令和4年度の対応になるのか、今年はまだリースのほうを契約してしまったので、今年は難しい、また来年度になるのか、その辺のところを、それとも少しも検討する気はないというのかお聞かせください。

あと、新型コロナウイルスのところは本当にもう国のほうで決めることなので、確かに大変だと思ひ。こちらでどうこう言っても大変だと思ひのですが、ただ現状を言うと、今あるデータでは季節性インフルエンザよりも死亡率は少ないし、軽症であるというデータも存在しているし、一方でそうでないという、またいろんな部

署というか、利害関係があるのか分かりませんが、そのところどころによって、いや致死率が高いのだとか、季節性インフルエンザよりも低い状態になっているのかというふうに、国のデータのほうも曖昧な部分もありますが、私としては早く通常のように、季節性インフルエンザの対応になればいいというふうに思っておりますので、もしその辺のほうで機会があれば、町長は2類のままでいいだろうという、仕方ないだろうというふうな考えだったのですが、世論の状態なんかを観察しまして、もし5類がいいなというふうに気づいたら、国、県のほうに町長からも要望していただければというのをお願いしておきます。新型コロナに関してはお願いでありまして、除雪に対しての答弁をお願いします。

町長（佐野恒雄君） ロータリー車の件、それから狭小道路の小型の除雪車の件、それらの対応については、担当課のほうから答弁させます。

それから、ワクチンの関係、2類から5類にというふうなお話であります。先ほども申し上げましたけれども、今、現状を見たときに、果たして5類でいいのかというのは私自身疑問に感じております。というのは、5類にした場合に、これまでは無料で済んでいたワクチンも、全額負担になるのか、一部負担になるのか分かりませんが、当然5類に変更になった場合には自己負担が生じてくることは、これはご承知のとおりだと思います。したがって、今の現状の中では、それこそインフルエンザと同様に考えること自体は、私はまだちょっと早いのではないかなと。ということは、インフルエンザのようにある程度その治療が確立されておればまた別なんでしょうけれども、現状においてはまだまだ疑問が残る状況ではないかなというふうに思っております。そういう意味においては、将来的には2類から5類ということも当然あるのしょうけれども、現状としては私自身はまだまだ早過ぎるのではないかなと、そういう私自身は見解でございます。

地域整備課長（宮嶋敏明君） ロータリー車の関係であります、リースの関係という部分での話ですが、従来どおり、今現在ドーザー排雪ということではしておりますが、ロータリーを1台だけ入れたところに対応できるかという問題もでございます。そういった部分で今考える部分でいきますと、16路線で排雪作業を行っているという部分もでございます。そんな中で、その台数の確保という部分、それから財政的な部分もでございますので、従来どおりの排雪作業をしないというわけではございませんので、ドーザーでの排雪作業で対応していきたいというふうに思っております。

それから、狭小道路の関係、小型ロータリーですとかという部分で話ありますが、これも私ども何とか対応のほうをしていかなければというふうに思っております。

す。そんな中で、この関係につきましても、今年度からというのは難しい部分もございいますが、先ほど申し上げましたとおり、オペレーターの確保がまず第一、それから機械の財政的な部分の購入ですとかリースの部分に関わってきますので、とはいえ、その3路線については何とか前向きに考えていきたいというふうに思っておりますが、よろしくをお願いします。

(何事か声あり)

地域整備課長(宮嶋敏明君) ドーザーにつきましても、バケツとマルチリングという車種があるのですが、それによってリース費用も変わってきます。それから、除雪車のリースの部分については、購入費につきましてもは1台3,000万円という話で…

(何事か声あり)

地域整備課長(宮嶋敏明君) リースはそこまでちょっと……

(何事か声あり)

議長(小嶋謙一君) 暫時休憩します。

午前9時49分 休憩

午前9時50分 再開

議長(小嶋謙一君) 会議を再開します。

地域整備課長(宮嶋敏明君) 今手持ちの資料がありませんので、お答えすることができませんので、申し訳ありませんが、よろしくをお願いします。

議長(小嶋謙一君) では、地域整備課長、後で知らせてください。

地域整備課長(宮嶋敏明君) はい。

議長(小嶋謙一君) これで椿議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時51分 休憩

午前10時05分 再開

議長(小嶋謙一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議事の都合により議長を交代いたします。

暫時休憩いたします。

(議長、副議長と交代)

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

副議長（椿 一春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に代わりまして議事を進めさせていただきます。

最後に、6番、小嶋議員の発言を許します。

（6番 小嶋謙一君登壇）

6番（小嶋謙一君） 議席6番、町政クラブの小嶋です。一般質問、最後になりましたが、よろしくお願ひします。

田上町が存続していくには、既存産業である観光、商工業、農業の振興を図らなければなりません。中でも農業は、町の歴史から基幹産業として地域経済をけん引してきましたが、周知のとおり、今は低迷の一途をたどっています。農業を基幹産業として名実ともに復活させるには、農業の問題点を見抜き、改善するときに遭遇しています。このため、議会においてこれまでも農業政策を取り上げ、行政の取り組みや考えをただしてきました。先般、町は、地域農業の問題を探る手がかりとして、農業者座談会を開催しました。今回は、主に座談会を通して見えた課題を基に質問させていただきます。

最初に、今後の農業政策に関して。田上町農業者座談会が11月12日から4日間にわたる6か所の会場で開かれたことは、町長が6月議会で答弁された「農業政策は待ったなし、また農業者の意見を聞くことが第一」を受けての開催であり、農業政策に積極的に取り組もうとする町長の決意の表れと評価します。今後も農家の意見から課題を抽出しながら、行政と農家が取り組む範囲を明らかにする中で政策を進めていただきたいと思います。座談会に出席された農家の皆さんは、このような開催が10年遅いと言いつつも、このたびの開催を前向きに評価しており、今後の取り組みに期待しています。

座談会では、農業振興に関するアンケート調査結果を踏まえた課題や今後の農業の在り方について多様な意見が出され、農家の現状を改めて知ることができました。農業問題の背景には、行政が、1つには、農家へ計画あるいは考えを示すと言っただけでこなかった。このため、農家の大願に対応するというスタンスがなかったこと。2つ目には、行政側から農家へ、農業における一番のテーマは何なのか、明確に示すことができなかったことも挙げられ、その結果、農家は生業としての先が見えず追い込まれています。今ようやく行政側から、何々をやりたいと言ってもらえば応援したいと、一歩前に踏み出した答弁も聞かれました。私はさきの6月議会で若手の専業農

家を対象にした聞き取り調査を基に質問をしましたが、今回の座談会は年配の農業者が多かったこともあり、若手と年配者として農家を生業としての捉え方に違いも見えました。アンケート調査によると、田上の農業は家族経営体が61%を占めています。皆さんのお手元にアンケートの資料として添付していると思いますので、参照してください。一農家にとってリスクを考えると経営を見直すことに踏み出せないことや、個々の考えで経営していることから地域農業者の考えをまとめることが難しく、出席者から、農業を町の産業として捉えていくのであれば、町が指導的立場に立って方向を示してもらいたいといった切迫した現状も吐露されました。今、行政は、町の産業となり得る農業を農業者と一緒に作り出すための変革が必然的になっていることを改めて認識すべきです。

一般質問に当たり、座談会を通して見えた農業の現状を私なりに整理してみました。中身には今さらというものもありますが、批判を恐れず申し上げます。まず、農業者にとって、農業を産業としての捉え方は2通りあります。1つは、複合営農を含めた農家個人の収益増を図ることが町の産業につながるという考え方があります。もう一つは、営農の大規模化、農地の集積化、これを図ることによって農産物の産地化が町の産業になるという考え方があります。

では、個々の収益増を図ることに关して見ますと、まずどうやって売るか。販路の確保が大切になります。これは、家族経営では市場出荷は無理です。要は市場が受け付けません。このことは6月議会でも申し上げました。田上のような小さな町に直売所、これは道の駅を除き、直売所が3か所あります。しかし、道の駅を除いて、これ赤字なのです。この3か所もあるということは、この町では画期的なことで、これを活かすことが肝要だと、そのような意見もありました。しかし、道の駅を除き、品ぞろえが少なく、売れ残りも多い。集客を図り、販売額を上げる施策としての支援を望んでいます。

次に、大規模営農を図ることに关してであります。農業の将来を考えれば、法人化が先々につながっていくという意見が個々の会場で聞かれました。生産組合や集落営農は数年のうちに意見が合わず、言ったら悪いですけども、農家の人はわがままだというような形もありましたけれども、要するに意見が合わず、うまくいっていない。それで、5年ぐらいでみんな解散していくといったようなことのようにです。販路は農協、これはJAはもうじき統合を控えておりますけれども、農協を当てにせず、市場との契約を直接結んでいくと。その中にはどうしても技術の共有、品質の統一というのがブランド品の必須になりますということでもあります。水田は、

昔に比べ、集積が容易となっております、現在は。このことによって、園芸作物の区画整理と種、種苗の貯蔵施設もまた必要になるだろうというような意見もありました。水田の集積が昔に比べ容易という背景には、アンケート調査から、経営面積を縮小したいというのが8%、また離農したいというのが16%あることから推測されます。農業法人の立ち上げに町も加担する方法もあるのではないかとという意見もあります。これには、県の指導を仰ぎ、経営責任者を選任して経営体に町も加わる組織にする、そのことによって経営責任者が個々の農家、組合に対してこれを作ってくださいと言ったほうがうまくいくのではないかとという考えであります。また、共通項として、地域農業の地形あるいは土壌条件の調査も必要だということ、このことは農業者の中で農業高校の先生でしょうか、退職された先生がおられまして、その人の意見であります。要は作物というのは、生態に即した土壌あるいは地形によって、その特徴がありますと。要はその地形なり土壌の特徴を活かした作物も一つの産地化の目玉になるというような形の話を話されていました。

以上、座談会の整理を行った上で、町長へ質問します。質問1、町は今後も農家の意見を聞く場を設けたいとしています。次回の意見聞き取りは、経営面積を拡大したいという積極的に農業へ取り組んでいる20名の方の意見を優先に聞くことが、農業の将来を見据えた農業の参考になると思われれます。町長の考えを伺います。

質問2、当面する課題は、家族経営の収益増を図ることです。収益の増収は、販路のいかにかかかってきます。園芸作物の販路は、道の駅のほか、直売所2か所の存在は大きく、第2、第3のにぎわいの創出の拠点にもなり得ます。しかし、直売所の実情は運営に苦慮していると聞いています。早急に直売所関係者の話を伺い、販路を維持する支援が必要となれば、次年度予算に計上しなければなりません。町長の考えを伺います。

質問3、農業法人の立ち上げに町も加担する方法もあるのではないかとという意見から、経営法人に町も参画した組織ということに対する町長の考えを伺います。

質問4、今後農業に関わる事業を進めていく上で、執行側の業務が多岐にわたり、今の陣容では苦慮すると思われれます。対策として、農業政策に精通した元県職員、専門員といった人たちの再雇用も考えられます。元県職員の採用は、県と連携していく上でも有効です。いずれにせよ、今後は農業に特化した人員配置が必要です。次年度予算との絡みも出てきますが、農業に特化した人員配置について、町長の考えを伺います。

次に、森林環境譲与税の活用についてであります。令和4年6月に林野庁、総務

省から「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について」が示されました。森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の用途の範囲で、市町村の判断により幅広い事業が実施可能となっています。11月18日の全員協議会で示された田上町まちづくり財政計画の基金残高は、森林環境譲与税を主な財源とする林業振興基金の335万円が示されています。令和4年度林業整備事業は、林道茗ヶ谷線及び林道三ノ沢線について、路面改良工事に森林環境譲与税から268万7,000円が充てられています。財政計画からは、林道の工事は令和5年度以降、災害がない限り予算計上されないと思われます。したがって、今後は林業振興基金を里山整備に活用し、町を活性化へ導く手段の一つと考え、積極的に取り組んでいただきたいと思います。次に里山整備に関連した事業を提案し、町長の考えを伺います。

1つ目、竹林整備に活用ということであります。竹林の整備は、「竹あかりバンブーブー」をはじめ、観光や町の景観向上とともに、特産のタケノコ増産につながります。竹林整備にかかる費用の補助として環境譲与税を積極的に活用することを提案し、町長の考えを尋ねます。

2番目に、森林セラピー基地を目指した里山の整備に活用してはどうかということです。護摩堂山にあっては、里山林の機能向上とともに、案内標識の修繕と登山道の木柵修繕への活用が挙げられます。羽生田地区では、田上町森林整備計画書から、里山が残されている一角に自然散策遊歩道の整備など、健康を生み出す森林セラピーの観点から、環境譲与税に特化した事業の立ち上げを提案し、町長の考えを伺います。

3つ目に、鳥獣被害防止に向けた緩衝帯の整備に活用してはどうかということです。10月1日の新潟日報に長岡市の鳥獣緩衝帯の整備費用補助制度の記事が載っていましたが、田上町森林整備計画書においても、鳥獣害の防止に関する事項に、野生鳥獣と地域住民のすみ分けに配慮した緩衝帯の整備などを推進するとあります。田上町にも緩衝帯の整備に基金を活用した整備補助制度の創設を提案し、町長の考えを伺います。

以上で最初の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、小嶋議員の質問にお答えいたします。

はじめに、今後の農業政策に関してお答えいたします。1点目の次回の農業者座談会開催へのご提案であります。座談会の前に実施いたしました農場振興に関する

アンケート調査の結果と併せて、先日実施した農業者との座談会の内容を整理をいたしております。その内容を通じ、問題点や課題などについて検討いたしております。町のスタンスとしては、まずは幅広い方の意見を聞くことを第一としておりますが、一方で、ご提案のような面積拡大を志向する方、あるいは女性の農業関係者などの声を聞く機会も必要かと考えておるところであります。

2点目の農業経営の収益の増加に関してであります。町には3か所の農産物直売所があり、それぞれが特徴ある経営、運営を行っております。一方で、横の連絡、連携については、これまであまり取られてこなかったようであります。直売所の各主体となっている運営者の方々同士の情報交換や情報共有も必要かと思っております。その中で、必要とされる町からの支援策についてのご意見をいただければと思っております。あわせて、販路の維持、拡大についても研究をしていきたいと思っております。

3点目の農業法人の立ち上げについてです。町としてその組織の立ち上げ、その後の運営に一定程度関与してはいかがかという趣旨かと思っております。町ではこれまでそうした事例はありませんが、県やJAなどを通じて他市町村の実例についても情報収集を行い、その対応が農業振興として有効な手段であるかどうか研究してみたいと思っております。

4点目の農業に特化した人員配置についてです。現在、農業経営に携わる方の相談先として、県の三条地域振興局農業振興部やJAがあり、そこで必要な指導や相談などに乗っております。さらなる専門的立場で指導をする方となった場合、まず何を指導していただくのかによって、求める人材が変わってまいります。農業は、それぞれ栽培の専門分野があり、かつ経営に関する分野や後継者育成に関する分野など多岐にわたり、どの分野などに特化すべきか、よく精査しなければならないと考えております。今すぐに採用に向けての募集は難しいと思っておりますが、今後の農業振興の一つの策として、貴重なご意見として参考といたします。また、役場の職員体制については検討したいと思っております。

最後に、森林環境譲与税の活用についてお答えいたします。1点目の竹林の整備に活用についてです。竹林整備については、町内には管理されている竹林も多くありますが、一方で、整備されていない竹林も年々増えていると感じております。地権者など関係者の方が高齢化する中で、伐採し整備できる方が減少していることも要因であると思っております。森林環境譲与税の活用方法として、それを竹林整備に充てることで町の景観整備、観光への好影響なども期待できることから、ぜひ取り組む

べきとのご意見かと思えます。いただいたご意見を参考に研究いたします。

2点目の森林セラピー基地を目指した里山整備への活用についてです。残念ながら、自然環境譲与税は国から潤沢な予算配分とはなっておりませんので、事業内容の絞り込みが必要と考えております。いただいたご意見や先進事例などを参考に、研究してまいります。

3点目の鳥獣被害防止に向けた緩衝帯の整備への活用についてです。新聞報道で取り上げられていた鳥獣被害対策としての緩衝帯ですが、田上町においては、住宅地は山とそれほど離れておらず、人と有害鳥獣との距離が非常に近くなるような地形となっております。緩衝帯の整備につきましては、今後、大学や専門家の知見を取り入れつつ、緩衝帯の適地となるような場所がどこかを見極めつつ、実施に向け検討してまいります。

以上でございます。

6番（小嶋謙一君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず町長には、最初にアンケートと座談会に対する所感、お聞きできなかったというのはちょっと残念であります。座談会は一応体調を崩されたということで出席されず、副町長がずっと出席されておりました。いろいろその辺のまた話も伺ったかと思うのですけれども、町長の所感が聞きたかったなと思っております。これはいいです。

では最初に今後の農業政策について、ここで町のスタンスと申しますか、どんな形で捉えていくのかというのを確認したいと思ってこれからお聞きしますので、よろしくお願ひします。まず、私は質問の中で質問1ということで最初に言ったのは、次の意見の聞き取り、要は座談会では町は今後も農家の皆さんの意見を聞いていきたいということを申されておりましたので、私は次の意見の聞き取りはアンケート、皆さんにお配りになっているグラフでいろいろ資料ありますけれども、20名の方がこれからも積極的に、要するに拡大していきたい、経営面積を拡大したいのだというような方がいらっしゃるわけです。農業というのは基幹産業として捉えれば、こういう積極的に取り組んでいきたいという人の意見を聞くのがまず優先されるべきではないかと私は思っておりました。しかし、今町長の答弁では、今後もまず幅広い人の意見を聞いていくのだということでもあります。確かに座談会でも執行の担当の職員の方は、農業者の皆さんに、意見があれば言ってくださいと、支援できるものは支援していきますと、個々の会場で、6か所の会場でそういうこと言われておりました。私はこういうことを聞くにつれ、町は確かに幅広い意見を聞き、意見

があれば言ってくれということは、それは分かります。しかし、こういうやり方というのは取り組みは個人営農、個人経営の方であればもちろんこれも必要ですし、今後もやっていただきたいと思いますが、何度も言いますが、私は町の産業として、基幹産業としての農業ということで考えておりますので、拡大志向の方の意見をまず優先的に聞くということがまず大事ではないかと思っております。

町長は、拡大志向の方に意見を聞くことも必要かと考えていると。必要かということ、ある程度参考程度にしか捉えていないのかなと私は思っていますので今こういう話をしております。要は、今後の農業というのは、町が先頭に立って対策を講じていかなければならないところまで来ているのだということ、をまず認識してほしいと思うのです、再度。そういったところで、町の考えと私の中での農業に対する取り組みというのは、ちょっとずれがあるのか違いがあるのかなと私は思っております。将来の農業を見据えた場合、基幹産業もはじめ、そういった法人化とかといったこともこれからも考えていかなければならないわけですが、町としても、最初言ったように、先ほど言ったように、先頭に立って対策講じていくというところに来ているということ、を、何度も言います、改めて認識していただきたいと思っております。もう一度このことについて町長に伺います。

次に、複合経営で収益確保の点で、販路としての直売所の活性化ということ、を私申し上げました。確かに答弁されたように、直売所運営者同士の情報交換など、横の連携も必要かと思えます。座談会を通して、田上町というのは野菜の種類が多く取れるのだそうです、ほかの地域と比べて。それは土地柄、土壌の関係、そういった自然の、おのずと、先祖からいただいた土地の関係でしょうか。田上の農家の人が頑張っていることもあると思うのですけれども、何せ種類が多いのだということが、本当私は特徴だなと思って、改めて知りました。特にまた生産に当たっては、女性が一生懸命にやっていると。おやじさんたちより奥さんの人たちが一生懸命当たっているというような形であります。それで、直売所はそういう中でも先ほど言ったように売れ残りだとか、販売というのはなかなか厳しいところがあって、直売所の維持そのものがなかなか厳しいと、赤字なのだということも聞いております。

そこで、これは例なのですけれども、加茂市で、若いご夫婦で、インターネットを活用して、七谷だったか加茂市内の農家の人とインターネットでつながって、あるお客さんからこういうのが欲しいのだけれどもあるかとか、いろいろ情報やり合いながら自分たちが宅配しているというようなことを始めている人もいます。そういうことを聞いていましたものだから、私も販路として直売所を一つのそうい

う拠点というような形で位置づけて、今協力隊の山口さんという方もいらっしゃるし、その辺の力も借りて、直売所を一つの拠点としてインターネットを始め、若い人は勤めていれば、帰り、野菜なんて特にかさばりますし、帰ってくる时候にもなかなか荷物にもなりますので、その辺での販売、販路を開拓していくというような方法もありますし、またチラシを配布することによって、お年寄りの方はインターネット難しいですから、チラシを配布することなどによって、例えば宅配というような形の拠点というのもあるのではないかとというような形で私は考えているのです。そんなことで、これはあくまでも、答弁は要りませんが、検討していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、農業に特化した人員配置についてであります。町長は、まず何を指導していただくかによって人材が変わります、そして今後の農業振興の一策として参考にしますというような形で言われておりますけれども、確かに人材は豊富にいるわけではありませんが、私の考えは、何を指導していただくかに対しては明白です。私の考えは明白です。経営に関する分野の人が欲しいのです。田上の農業が今現在衰退しているときに、なぜ今すぐ採用に向けての募集は難しいと言われるのか。県なり関係団体にその話を意向を伝えて探してもらおうという手は打てないのか。なかなか私の中で気がもめるといふか、ちょっと焦っているのです。というのは、この資料のグラフがありますよね。今や農業をあと3年、5年後にもうやめたいというような方いるわけです、現に。それと、あと現状維持という人が一番多かったのだけれども、この現状維持という中身も、今農業でうまくいっているから現状維持でこれでいいのだということではないのです。確かにそういう人も二、三おられますけれども、ほとんどの人がもうこれで精いっぱい、要するに体をちょっと壊せばもう離農するのだというような人たちの数字と捉えていただきたいと思うのです。

そういう中で、最初言ったようにもう切迫している中で、町の対応が今のこの陣容でもって果たしてこれからできるのかというの、本当に心配しているのです。恐らく町長は、検討しますということ言っていますけれども、もう検討のしようがないのではないですか。だから、検討しようがないのに検討しますと言うことも、ちょっと私も聞いていて苦しいです。難儀ですけれども。ぜひとも人員、県職でなく誰でもいいのだけれども、要は農業に特化した人を探してもらいたいのです。というのは、新しい若い人の事務職とかではなくて、私言っているのは即戦力。だから、仕事したOB、要するに勤めていた人たちの即使える人たちを入れてほしい。そういう人たちによって、今度若い職員の人を教えてください。というような形で、

ぜひとも私はこのことを訴えていきたいと思いますので、町長の考え、もう一度お聞かせください。

最後に、森林環境譲与税の活用、私は活用の提案ということで3点挙げました。だから、3点全て同時になんていうことはもちろん考えていませんし、当然現状に合った優先度も伴います。もうすぐ環境譲与税は環境税に変わります。したがって、事業対象も変わってきます。限定されてきます。そこで、優先的に考えてもらいたいのは、竹は樹木ではないのです。木ではないのです、あれは。稲なのです、イネ科。だから、竹林整備は、今度環境税になった場合は事業の対象にはならないと思います。したがって、竹林整備というものを環境譲与税が使えるうちにということになろうかと私は思っておりますが、これまでもほかの議員から竹林整備の必要性が挙げられております。この点も踏まえ、竹林整備へ譲与税を活用することを申し上げておきたいと思っております。

鳥獣被害防止の緩衝帯の適地と町長は今言われました。緩衝帯の適地と言われますけれども、どこの地域も、どこもそうなのです、田上に限らず。要は山沿いに間伐あるいは除伐といった形の整備を行う、要するに人の手が入ったということを示しておけば、猿は警戒します。一旦は警戒します。それから、森林環境税に変わったら、今度森林環境税を使える。森林環境税に変わったら、手入れされることを強く要望しておきたいと思っております。これもご検討ください。この点の答弁は、これは結構ですので、検討してもらいたいと思っております。

だから答弁は、先ほど言った町の農業に対するスタンス、どのような形で捉えているのか。個人営農なのか、それとも本当に基幹産業としてこれからもやっていくのかということ。だから、ただどうせ、ああせいではないのです。もう基幹産業すぐしなさいということも言いたいだけけれども、要は個人営農も必要ですし、あえて並行した中でも、同時ではなくて並行した中でも、ぜひともすぐにでも基幹産業に向かって法人化とか、農地の集積とか、そういったものを、もう準備なり手をつけてもらいたいと、今すぐにでも。そうしたことを今考えているものですから、町の町長の対応、これからの取り組み、それをひとつはつきりと示してもらいたいと思っておりますので、お願いします。

町長（佐野恒雄君） 小嶋議員の農業に対する取り組み、行政に対する取り組み、姿勢についての熱い思いを聞かせていただいたような気がいたします。

本当に、先ほども述べましたように、農業政策も待ったなしの状況に来ているのはご承知のとおりであります。今回、座談会を計画させていただきました。残念な

がら、私自身は、一番最初のJAの青年部の方々、若い人たちとの座談会にはもちろん出れたのですけれども、その後の座談会には、最後の座談会しか出席はできませんでした。しかしながら、もちろん報告も聞いておりますし、いろんな課題や問題点についてお話があったと。当然最後の座談会においてもいろんな課題があるのだなということを本当に、出席をして、農業者の皆さんのご意見を聞いて、感じたところですよ。

議員ご提案の、その中でも面積を拡大したいと思っている方が20名ほどおられる、まずはそういう人たちのご意見を聞くべきだと、実際そうだと思います。先ほど答弁しましたけれども、必要かと思えますというふうなことではなくて、議員ご提案の、まさにそういう人たちが本当はこれからの町の基幹産業としての体制、それを担っていく人たちなのだと思います。実際には、確かに高齢化によって、また農業事情を鑑みたときに、今はそれこそもう本当に、あと数年は頑張れるけれども、もうやめたいのだと。後に、息子、子どもたちに、子どもに継がせたいのだと、そういう思いはなかなか描けないような、そういう今の農業情勢にあるのだということも、今回の座談会を通じて本当に実感をしたところですよ。ですから、そうした議員ご提案の、これからの町の農業を担っていただく、そういう方たちの意見を聞くこと、これは大変大事なことだと思っております。

同時に、今回は恐らく農業者座談会の中で、女性の恐らく出席というのはそんなにおられなかったのではないかなと。最後の私が出席した座談会にも、たしか女性はおられなかったと思えます。以前JAの婦人部を対象にさせていただいた座談会を持たせてもらったこともありました。お米だけではなくて、園芸分野の野菜関係、これに一番携わっておられるのは、女性の方がほとんどだと思います。そういう意味においても、当然そうした面積を拡大したい方たちはもちろんなのですけれども、女性のそうした考え方、課題なんかも、座談会を持ってまた聞ける機会が持てたらいいなというふうに思っております。

それから、直売所、3つの直売所がありますけれども、それぞれ、課題を抱えておるのも承知をいたしているつもりですよ。やはり販路の拡大、どういうふうに取り組んでいくことが必要なのか、それはやはりこの3つの経営主体の皆さんから集まってもらって、その中で、いろいろとまた協議をしてもらう、また課題を聞かせてもらう、このことも必要ではないかなというふうに思っております。

先ほど議員ご指摘、言われたように、田上の土壌というのか、農業の環境というのは非常に恵まれているというのか、例えば下越のほうの地区から見ると、いろん

な野菜が作れる。そういう意味では、これといった町の特産はないのだけれども、何でも作れるというのが田上の特徴なのだというふうに、若い青年部の皆さんの座談会の中で話として出ていました。これといった特産が今ないけれども、町は、田上は何でも出せる、そういうことをむしろ特色として出したほうがいいのではないか、そんなご意見がございました。そういうことも含めて、3直売所のそうした協議会を開催して、いろんな課題についてご協議いただければというふうなことも考えております。

それから、特に議員が問題として、大きな課題として取り上げられた、農業に特化した人員配置です。確かに今の担当課の人員だけでは、なかなか取り組んでいくのは確かに難しい。そういう意味においては、OBの方たちとか、そういう経営に関して人員体制を整えていく、このことは大変重要なことなのだろうと思っております。

それから、今2人の地域おこし協力隊おられます。これから農業に関係した地域おこし協力隊の募集をかけていきたいなというふうに思っております。やはり今までは道の駅のオープンに向けての関係、それから町のSNSといたしますか、発信関係のことでいろいろ今のお二人の協力隊のメンバーから頑張ってもらっておりますけれども、農業に特化したというか、農業に関係した地域おこし協力隊、そういう方が出てくれたらありがたいなということで、これから募集をかけてまいります。ぜひそういう農業についていろんな、取り組んでみたい、そうした積極的に取り組んでみたいという意欲のある協力隊からの応募が出てくることを期待をいたしております。

それから、森林環境譲与税、先週もいろいろと「竹あかりバンブーブー」についての話もありました。それこそ今回のせっかくの「竹あかりバンブーブー」で大きな町のアピールができたわけですし、そうしたこれからの竹林整備、そうしたものにもぜひ、この森林環境譲与税がどういうふうな形で取り組めるのか、しっかりと検討していきたいと思っております。そのことが、確かなかなか森林環境譲与税、決して潤沢な譲与税ではありません。なかなかやることは限られるかもしれませんが、どうした形でその活用ができるのか、研究していけたらと思っております。

以上であります。

6番（小嶋謙一君） 最後になります。町長は、今の農業の現状を、お話を伺っていると、よく承知しております。本当に承知しておりますね、町長は。だから、あえてまた言わせてもらいますけれども、どうでしょうか、明確にしてくれませんか。と

というのは、法人化、あるいは集約営農、大規模営農とか、要するにそういった、今やっているのは個人に対する、個人営農も大事だけれども、町の基幹産業として見た場合は、そういう集約営農だとか、法人化も含めた形のものに対して準備なり手をつけていきますと、はっきりその辺だけひとつ最後答えてくれませんか。どうでしょうか。ひとつお願いします。決意をひとつ言ってください。それからまた事はそこから始まりますから。お願いします。

町長（佐野恒雄君） 先ほども申し上げました。まさにこれから町を、町の農業を考えたときに、そうした法人化であるとか、その集積、集約ということは本当に重要なことです。それは十分私も認識もいたしておりますので、しっかりと取り組みたいと思います。

副議長（椿 一春君） 小嶋議員の一般質問を終わります。

議長の一般質問が終わりましたので、議長を交代します。

暫時休憩します。

（副議長、議長と交代）

午前10時57分 休 憩

午前10時58分 再 開

議長（小嶋謙一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時59分 散 会

別紙

| 令和4年 第4回 田上町議会（定例会）議事日程 | | | |
|------------------------------|------|------|------|
| 議事日程第3号 令和4年12月12日（月） 午前9時開議 | | | |
| 日程 | 議案番号 | 件名 | 議決結果 |
| | | 開議 | |
| 第1 | | 一般質問 | |

第 4 号

(12 月 15 日)

令和4年田上町議会
第4回定例会会議録
(第4号)

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 令和4年12月15日 午後1時30分
- 3 出席議員
- | | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 森山晴理君 | 9番 | 椿一春君 |
| 2番 | 小野澤健一君 | 10番 | 熊倉正治君 |
| 3番 | 品田政敏君 | 11番 | 松原良彦君 |
| 5番 | 渡邊勝衛君 | 12番 | 池井豊君 |
| 6番 | 小嶋謙一君 | 13番 | 関根一義君 |
| 7番 | 中野和美君 | 14番 | 高橋秀昌君 |
| 8番 | 今井幸代君 | | |
- 4 欠席議員
- 4番 藤田直一君
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|------|---------------|------|
| 町 長 | 佐野恒雄 | 地域整備課長 | 宮嶋敏明 |
| 副町長 | 吉澤深雪 | 町民課長 会計管理者 | 本間秀之 |
| 教育長 | 安中長市 | 保健福祉課長 | 田中國明 |
| 総務課長 | 鈴木和弘 | 教育委員会 事務局長 | 時田雅之 |
| 政策推進室長 | 堀内誠 | 産業振興課長補佐 | 近藤拓哉 |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 渡辺明 |
| 書記 | 板屋越麻衣子 |
- 7 議事日程
- 別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件
- 議事日程に同じ

午後1時30分 開 議

議長（小嶋謙一君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、藤田議員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第4号によって行います。

これより議事に入ります。

日程第1 承認第13号 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第8号））
の報告について

議長（小嶋謙一君） 日程第1、承認第13号を議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任副委員長の報告を求めます。

（総務産経常任副委員長 渡邊勝衛君登壇）

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） 今井委員長より欠席届が提出されておりましたので、私が議事を進行させていただきました。

承認第13号 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第8号））の報告について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち7款商工費、新型コロナウイルス対策事業補助金を使用して、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業として、1世帯5万円で、993世帯が対象。田上町生活応援支援事業として、生活応援券7,000円、対象者は1万1,034名だそうです。

質疑として、まだ国から交付金が必要というような状態でございますけれども、今後国からの補助金の動きはあるのかに対して、現時点では通知は来ていないということの執行からの回答でございました。

審査の結果、承認でございます。

以上で報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 副委員長の報告は終わりました。

これより副委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。渡邊副委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 池井 豊君登壇）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 社会文教常任委員会付託案件審査報告をいたします。

当委員会に付託された承認第13号 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第8号））の報告についての中、第1表、歳出のうち4款衛生費でございます。衛生費全体で1億3,374万円の増で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業で、5,122万4,000円、生活者支援・乳幼児育児用品購入費助成事業で、198万7,000円、田上町生活応援支援事業で、8,052万9,000円で行いました。

質疑がございました。最近の郵便事情を鑑み、事業の案内はどのようになっているのか、事業開始の12月1日まで届いているのかというような質疑がありました。11月22日に加茂郵便局に持ち込んだということですが、12月1日時点で5%配達できなかったところがあったという話で、もう二、三日早ければということで行いました。今後そういうことがないようにということで、実施日までに届くようにというような指摘がございました。

また、商工会に委託して手数料の質疑がありました。各事業の手数料は同じであるということで行いました。

また、田上町生活応援支援事業、郵便の発送料金についての質疑がありましたけれども、トータルで300円だというような答弁がございました。

以上、審査の結果は承認でございます。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより承認第13号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第13号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、承認第13号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第2 議案第39号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第40号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第41号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第42号 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議長(小嶋謙一君) 日程第2、議案第39号から日程第5、議案第42号までの4案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、副委員長の報告を求めます。

(総務産経常任副委員長 渡邊勝衛君登壇)

総務産経常任副委員長(渡邊勝衛君) それでは、議案第39号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第40号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第41号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第42号 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。議案第41号で質疑がありまして、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正として、期末手当の改正で国の一般職の指定職に準じ、支給月数を0.05月引上げの件がありましたが、執行側の説明で了解してあります。

審査の結果、原案可決です。

以上で報告を終わります。

議長(小嶋謙一君) 副委員長の報告が終わりました。

これより副委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願いま

す。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。渡邊副委員長、ご苦労さまでした。

以上で副委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第39号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する副委員長報告は原案可決であります。本案は副委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する副委員長報告は原案可決であります。本案は副委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は副委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する副委員長報告は原案可決であります。本案は副委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は副委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第42号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する副委員長報告は原案可決であります。本案は副委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は副委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第 6 議案第 4 3 号 令和 4 年度田上町一般会計補正予算(第 9 号)議定について
- 日程第 7 議案第 4 4 号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)議定について
- 日程第 8 議案第 4 5 号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)議定について
- 日程第 9 議案第 4 6 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)議定について
- 日程第 1 0 議案第 4 7 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第 1 号)議定について
- 日程第 1 1 議案第 4 8 号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)議定について
- 日程第 1 2 議案第 4 9 号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第 2 号)議定について

議長(小嶋謙一君) 日程第 6、議案第 43 号から日程第 12、議案第 49 号までの 7 案件を一括議題といたします。

本案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任副委員長の報告を求めます。

(総務産経常任副委員長 渡邊勝衛君登壇)

総務産経常任副委員長(渡邊勝衛君) それでは、議案第 43 号 令和 4 年度田上町一般会計補正予算(第 9 号)議定について中、第 1 表、歳入、第 1 表、歳出のうち 2 款総務費(1 項 1 目・3 目・5 目・9 目、5 項)、6 款農林水産業費、7 款商工費、8 款土木費、11 款公債費、議案第 44 号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算

(第3号)議定について、議案第49号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号)議定について、議案第43号に3つの質疑がありましたので、こちらのほうからお話ししたいと思います。

まず、消雪パイプ関係で、負担金5万円の関係でございますけれども、県と加茂市への負担内容を具体的に説明してほしいということで質疑がありました。回答といたしまして、県は原ヶ崎運動広場付近で延長51.3メートル、11.4%の負担率です。保明嶋のところでは、新潟小須戸三条線で延長48.1メートル、8.6%の負担率でございます。加茂市の関係では、加茂暁星高校のグラウンドの脇で延長150メートル、35%の負担率となっています。

続きまして、有害鳥獣捕獲についてでございます。課として、阿賀町の視察を経て、来年度の予算要求はされているのかということに関して、予算要求はされているようでございます。内容として、電気柵の補助、新規に免許の資格を得るための拡充等を要求しているようでございます。

あと、ほかに研究して企画案を作成し、所管事務調査で議論をしてほしいという要望がございました。

あとは、湯っ多里館のほうの関係でございますけれども、柱の部分の関係でございます。場所は、通路を渡り切った柱の部分で、そこは地面から立った柱とのことです。2年前に1回工事を実施し、1本約30万円から40万円の経費がかかるとのことで、これは順次実施していきたいとのことでございます。

審査の結果、原案可決でございます。

これで報告を終わります。

議長(小嶋謙一君) 副委員長報告が終わりました。

これより副委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。渡邊副委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 池井 豊君登壇)

社会文教常任委員長(池井 豊君) 社会文教常任委員会に付託された審査報告をいたします。

議案第43号 令和4年度田上町一般会計補正予算(第9号)議定について、第1表、歳出のうち2款総務費(1項5目・6目、2項、3項)、3款民生費、4款衛生費、10款教育費でございます。審査の結果、原案は可決ですが、詳細を報告いた

します。

まず、総務費における自治振興費、これは上横場地区集会所の工事費の増額3万6,000円。それから、戸籍住民基本台帳費でマイナンバーカードが57万7,000円の減額ということです。これ出張申請のときに配るノベルティグッズの減額が主なものだそうです。

マイナンバーカードについて、追加説明を求めたことについての回答もございました。マイナンバーカードは、現在5,621件、全体の50.2%まで取得済みで、意外と多いなという評判、声が出たのですが、全県的にいくとそんなでもないというような説明でございました。目標としては、令和6年までに100%という国の指針を目指すというふうに言っております。

それから、民生費は、人事院勧告による職員手当の増。それから、灯油購入費助成事業で、1件当たり5,000円ので536万7,000円、990世帯分、1月23日までに支給したいということでございます。また、老人福祉費において、胎内やすらぎの家で病弱加算になっている人がいるので増額になっているということがありました。

それから、全体で光熱水費、燃料費等の高騰による増額もあります。

それから、児童福祉費においては、人勧による職員の手当など、それから、原油高による光熱水費の増加。

それから、教育費において、田上小学校でファンヒーター2台、57万2,000円、照明5灯、149万5,000円、あと光熱水費、電気代、ガス代の高騰による増加もありました。

学校の照明について追加の説明がありました。町民体育館を移設、新築するときにも説明されたように、水銀灯が現在製造されていないということがありまして、今回の5灯の体育館の照明は水銀灯からLEDに替えるものだそうです。ほかの学校も随時LEDになっていくそうなのですが、羽生田小では既に1灯、LEDになっているとのことでした。

質疑がございました。マイナンバーカードの高齢者の取得の割合はどのようになっているかということで、10月末ですが、65歳以上は29.9%、80歳以上は20%というような、高齢者の取得が低いというような答弁でございました。

それから、一部事務組合の負担金のチェックミスについて質疑がありました。これについては、財政担当と教育委員会のダブルチェックミスということで、副町長のほうから再発防止に努めるとというような答弁がございました。

それから、灯油購入費助成の990世帯のうち、生活保護世帯というのはどのくら

いあるかというような質疑に対しては20件ほどというような答えもございました。

マイナンバーカードの出張申請に対する質疑もございました。7月15日から13回実施しているというようなことで、出張申請の際にノベルティグッズを使っているというような答弁でございました。

それから、光熱水費、電気、ガスと関連して、当所管ではないのですけれども、指定管理者の物件はどうなっているかという質疑がございました。椿寿荘では、そういう問合せはない。それから、湯っ多里館は今協議中である。YOU・遊ランド、野球場については、これから協議したいというような連絡が入っているというような答弁でございました。

それから、新型コロナウイルスの感染状況が最近は新聞等に出てこないのだけれども、どうなっているのか、または1か月単位でいいので報告してほしいというような質疑がございました。これに対しては、今後保健福祉課は保健所で聞いたり、教育委員会は学校の感染状況を聞き取りをしたりして、月に1度は報告したいというような答弁でございました。以上で議案第43号、原案可決でございます。

続いて、議案第45号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についてでございますが、歳入で所得の減により1,300万円のマイナス、保険税の減額がありました。

歳出では、医療費の受診件数の増により、800万円の給付費増です。高額療養費も該当する人が増加しております。

これに対して、ややこしい状況だったのですけれども、保険税の減額の理由についてはということで、150万円ほど新型コロナウイルス関係の減額が6月議会のときにあったと。マイナスにならないように監査から指導されているので、このような状況になっているということがありました。

それに対して、委員からは、単なる収支ずれなので、マイナスになっても構わないのではないかというような指摘もされたところでございます。

また、マイナスということだったので、何をもって赤字とするのかという質疑もあったのですが、現金の収支の面では赤字に見えるけれども、会計としては基金もあるので赤字ではないというような答弁でございました。今年度から国保税は減額しているのですけれども、この減額を維持したまま、しばらくはいけるというような答弁でございます。

それから、議案第46号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定についてでございますが、歳入歳出とも額の確定によるものです。

議案第47号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定についてですが、歳入で繰越金を入れるものの、歳出で人勤、職員手当の増加があるとのことでした。質疑等はありません。

議案第48号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定についてですが、職員1名の退職に伴う非常勤職員の採用、会計年度任用職員は1名退職という扱いになったのですけれども、その同じ職員を週4日の会計年度任用職員を退職という扱いにして、週2日の非常勤職員として雇用するというものがありました。

あと国への返還金1,461万9,000円、県への返還金784万4,000円、ほかの繰出金702万7,000円が挙げられました。これに対しては、人の出入りについての詳細な質疑はございましたけれども、その他の質疑はございませんでした。

全て原案可決でございます。

以上で報告を終わります。

議長（小嶋謙一君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。池井委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、議案第43号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第43号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第44号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第45号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第46号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第47号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第48号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議案第49号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 発議第6号 インボイス制度の廃止・延期を求める意見書について

議長（小嶋謙一君） 日程第13、発議第6号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

提案者、中野議員の説明を求めます。

（7番 中野和美君登壇）

7番（中野和美君） それでは、インボイス制度の廃止・延期を求める意見書（案）を読み上げまして説明とさせていただきます。

物価高騰が暮らしと営業に深刻な影響を与えています。2023年10月1日に、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に向け、昨年10月からインボイス発行事業者の登録申請が開始されました。対象となるのは、1,100万人を超えると見込まれ、農林水産業者、俳優や劇団関係者、個人タクシーや軽輸送ドライバー、塾や音楽教師、プロアスリート、シルバー人材センター会員など多岐にわたります。

年間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていますが、インボイス制度開始後、事業者が免税事業者から仕入を行った場合、その仕入については仕入税額控除が適用されず、課税事業者から仕入れた場合よりも納税額が多

くなります。そのため、事業者が免税事業者からの仕入を回避する動機となり、その結果、免税事業者は事業者間取引から排除され、経営悪化に直面することが懸念されます。課税事業者ありきとなり、免税事業者への配慮が不足しています。国が副業を勧めている方向性にも逆行します。インボイス制度が実行された場合には、現時点よりも更なる物価高騰を誘引する可能性も考えられます。

財務省はインボイス制度の導入で161万人の免税事業者が新たに課税事業者になり、消費税率を引き上げなくても2,480億円の増税になると試算しています。同制度の導入は、長引くコロナ禍によって打撃を受けている事業者に追い打ちをかけ、地域経済の再生を阻害しかねません。日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会ははじめ様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声があがっています。

よって、田上町議会は、国会及び政府に対し、中小企業・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、インボイス制度の廃止・延期を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

新潟県南蒲原郡田上町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣。

議長（小嶋謙一君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。中野議員、ご苦労さまでした。

これより発議第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。
2番（小野澤健一君） 私は、この意見書については賛成の立場で討論に参加しますが、内容と見出しに乖離があるというふうに思っております。この意見書の趣旨は、今まで消費税、年間の課税売上高が1,000万円以下であれば、消費税は減免をされていたと。ところが、インボイス制度になった場合は、そういった配慮がなくなるので大変だと、こういう趣旨だろうと思うのです。したがって、インボイス制度の廃止・延期ではなくて、免税業者に配慮したインボイス制度の導入という趣旨ではないかというふうに思っております。恐らくそういう趣旨なのだろうということで私は賛成をしますが、内容がもう少し分かるような見出しにしていただければというふうに思っております。

以上です。

3番（品田政敏君） 私は、日本維新の会という格好で発言させてもらいたいと思います。

党是としての反対意見ではございませんが、うちの政調会長が国会の参議院本会議、予算会議でも話しているとおりでありますが、積極的に推進するということでもありますので、党是ではありませんけれども、反対の意見をさせてもらいたいと思います。反対。

（何事か声あり）

3番（品田政敏君） 反対です。党是ではないけれども、反対。

議長（小嶋謙一君） 品田議員、もう一回最後はつきりと、最初は賛成される立場と言いましたけれども、今最後は反対と言われたので、どちらなのですか。

3番（品田政敏君） 反対の立場です。賛成の立場はもともとと言っておりません。

議長（小嶋謙一君） 反対の立場ですね。

3番（品田政敏君） はい。

1番（森山晴理君） 私は、賛成の立場で討論いたします。

1990年に東京地裁、3月26日と大阪地裁、11月26日の判決で、事業者に対して支払う消費税分はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しない。預かり金であるという判決が出ています。消費税は、事業者が赤字でもかかる、要は第2事業税というべき税金なのです。

研究論文を紹介します。「益税解消という文言が免罪符のような働きをしている。しかし、こうした言葉に惑わされてはいけない。租税理論から、また納税者の権利という観点から、消費税法の本質を見極めると、中小零細事業者には益税は存在していない。そこで発生するであろう損税の方が問題であるという事実をここに明確に認識しなければならない」、紙博文氏が発表されています。

インボイス制度には問題が多く、十分な配慮なしに施行された場合、地域経済にも大きな打撃をもたらすことが予想されます。

よって、意見書に賛同いたします。

14番（高橋秀昌君） 私は、この意見書案に賛成の立場から討論に参加いたします。

かつて3,000万円以下の事業者は免税業者だったのです。そのときに、その後マスコミを通じて大々的に宣伝されたのが、消費税を隠匿しているかのような宣伝がされ、そして、ついに1,000万円以下の者だけしか免税されないという事態になっています。

今重要なことは、コロナ禍であり、大変な物価高の中で、むしろ消費税をせめて5%に引き下げてほしいという、そういう声が非常に全国で広がっている中で、あえて1,000万円以下の人たちを消費税の課税業者にさせていくということは、結局田上町の住民にとって、例えば道の駅に品物を持ってくる人たちが、これは課税業者としてやっていかないと商売ができなくなる危険性があるわけです。これはもう地域経済にとって大変な事態になると思うのです。そういう意味では、国に対してインボイス制度を廃止してくれ、こういう意見書は私はまともな方向だと思い、賛成の討論といたします。

議長（小嶋謙一君） ほかにありませんか。

ほかにご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第6号の採決を行います。

本案は、起立採決といたします。本案は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小嶋謙一君） 賛成多数であります。よって、発議第6号は原案のとおり決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

日程第14 閉会中の継続調査について

議長（小嶋謙一君） 日程第14、閉会中の継続調査について議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

佐野町長からご挨拶をお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび第4回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、年末で何かとご

多用の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。ご提案申し上げました案件につきまして、それぞれ慎重審議の上、ご決定を賜り、誠にありがとうございました。感謝を申し上げます。

全世界が3年近くに及び、新型コロナウイルス感染症に耐え忍んできました。しかしながら、コロナ禍という逆境の中にあっても、新型コロナウイルスワクチン接種業務や各種の新型コロナウイルス対策事業を進めるとともに、新しいまちづくりの指針である第6次総合計画が本年4月にスタートいたしました。町の将来像である、誰もがずっと住み続けたいまち田上の実現に向けて、各種施策に取り組んでまいりました。

まちづくりという面では、特に春からたがみひな巡り、たけのこまつり、道の駅たがみの2周年祭、そしてたがみバンブーブーといった取り組みによって、多くの方から町を訪れていただき、それこそ大変な賑わいにより、町全体が大いに盛り上がりました。まさに、町外の方々に大いにアピールできたのではなかったでしょうか。町民の誇りにもなり、私自身も大いに勇気づけられました。魅力的なまちづくりに着実につながっていることを実感する1年となりました。

今シーズンは、あまり雪が降らずに、穏やかな年末年始になればと思っておりますが、寒さもこれからますます厳しくなります。議員皆様におかれましては、健康に十分ご留意され、新しい年が元気に迎えられることを祈念いたしまして、挨拶といたします。大変ありがとうございました。

議長（小嶋謙一君） これをもちまして令和4年第4回田上町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時20分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年12月15日

田上町議会議長 小 嶋 謙 一

田上町議会副議長 椿 一 春

田上町議会議員 松 原 良 彦

” 議員 池 井 豊

別紙

| 令和4年 第4回 田上町議会（定例会）議事日程 | | | |
|---------------------------------|--------|--|------|
| 議事日程第4号 令和4年12月15日（木） 午後1時30分開議 | | | |
| 日程 | 議案番号 | 件名 | 議決結果 |
| | | 開議 | |
| 第1 | 承認第13号 | 専決処分（令和4年度田上町一般会計補正予算（第8号））の報告について | 承認 |
| 第2 | 議案第39号 | 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 第3 | 議案第40号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 第4 | 議案第41号 | 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 第5 | 議案第42号 | 田上町議会議員及び田上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 第6 | 議案第43号 | 令和4年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について | 原案可決 |
| 第7 | 議案第44号 | 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について | 原案可決 |
| 第8 | 議案第45号 | 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について | 原案可決 |
| 第9 | 議案第46号 | 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について | 原案可決 |
| 第10 | 議案第47号 | 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）議定について | 原案可決 |
| 第11 | 議案第48号 | 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について | 原案可決 |

| 日程 | 議案番号 | 件名 | 議決結果 |
|-----|--------|-----------------------------|------|
| 第12 | 議案第49号 | 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定について | 原案可決 |
| 第13 | 発議第6号 | インボイス制度の廃止・延期を求める意見書について | 原案可決 |
| 第14 | | 閉会中の継続調査について | 決 定 |